

# 平成24年度租研会員の税制改正意見集

平成 23 年 10 月

社団  
法人 日本租税研究協会

# は し が き

本冊子は、本年7～8月に、(社)日本租税研究協会における会員各位から平成24年度の税制改正に向けて寄せられた意見・要望を集約したものです。

これは、租研事務局において各意見・要望を項目別に分類したものであり、同じ項目に異なる意見や相反する意見が含まれておりますが、会員各位の意見・要望を全てそのまま掲載してあります。

なお、平成24年度税制改正に向けての(社)日本租税研究協会としての意見については平成23年9月9日に「税制に関する租研意見」を既に表明しております。

平成23年10月

社団法人 日本租税研究協会

# 目 次

## 国税の部

### I 法人税

#### 1. 法人税法

(1) 実効税率の引き下げ	1
(2) 課税ベースの拡大	3
(3) 受取配当等の益金不算入	3
(4) 有価証券の期末評価方法	5
(5) 減価償却資産の償却等	5
(6) 資産の評価損	8
(7) 役員の給与等	8
(8) 寄付金	9
(9) 貸倒損失	10
(10) 引当金	10
(11) 欠損金	11
(12) リース資産の償却等	13
(13) 租税法規定と会計基準の乖離調整	14
(14) 特別法人税の廃止	15
(15) その他	17

#### 2. 連結納税制度

(1) 連結納税制度全般の整備	20
(2) 適用対象子会社の範囲	20
(3) 子会社欠損金の持込制限の緩和	21
(4) 連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価	21
(5) 連結納税制度に係る計算規定の整備	22
(6) 申告・納付期限の延長	22
(7) 連結納税グループからの離脱	22

#### 3. グループ法人税制

(1) 特定支配関係の判定	23
(2) その他	23

#### 4. 組織再編税制

(1) 組織再編成に係る適格要件の緩和	24
(2) 組織再編成に係る計算規定・評価方法等の整備	26
(3) 国際的組織再編税制の整備	27
(4) その他	27

## 5. 租税特別措置法（法人税関連）

(1) 試験研究費の特別控除	28
(2) エネルギー需給構造改革促進税制・グリーン投資税制	30
(3) 交際費の損金算入	31
(4) 特定資産の買換に係る特例措置の延長・恒久化	31
(5) 土地譲渡益課税（土地重課）の廃止	32
(6) 特定目的会社・投資法人に係る課税の特例	33
(7) 海外投資等損失準備金の特例措置の延長	35
(8) その他	35

## 6. 国際課税

(1) 移転価格税制	38
(2) 外国税額控除制度	40
(3) 外国子会社合算税制	42
(4) 外国子会社配当益金不算入制度	46
(5) 租税条約	47
(6) その他	50

# Ⅱ 所得税

## 1. 所得税法

(1) 給与所得関係	52
(2) 所得控除	53
(3) 源泉所得税	54
(4) 支払調書等の提出義務	55
(5) その他	57

## 2. 租税特別措置法（所得税関連）

(1) 金融所得課税の一体化	58
(2) 公社債市場の活性化に向けた税制措置	59
(3) 特定口座制度の利便性向上に係る税制措置	61
(4) 非課税口座内の少額上場株式等に係る非課税措置（日本版ISA）の拡充・簡素化	63
(5) 投資信託等に係る税制措置	64
(6) 勤労者財産形成住宅・年金貯蓄に係る税制措置	64
(7) 居住用財産の買換特例	65
(8) その他	65

## 3. 確定拠出年金税制の見直し

# Ⅲ 相続税・贈与税等

(1) 事業承継税制	68
(2) 死亡保険金の相続税非課税限度額の拡充	68
(3) 住宅取得等資金の贈与に係る特例の延長・拡充	69
(4) 株式及び株式投資信託の評価額	69

## IV 消費税

(1) 消費税制度全般	70
(2) 複数税率の採用	70
(3) 仕入税額控除	70
(4) 貸倒れに係る消費税額の控除等の拡充	73
(5) 申告・納付期限の延長	73
(6) その他	73

## V その他の国税

(1) 印紙税	75
(2) 登録免許税	76
(3) 地価税	77

# 地方税の部

## I 地方税全般

(1) 地方税制度全般の抜本の見直し	79
(2) 地方税制度の簡素化	79
(3) 税率の引き下げ	79
(4) 法定外税	79
(5) 連結納税制度の導入	80
(6) その他	80

## II 住民税・事業税

(1) 申告納付先の一元化	82
(2) 外形標準課税の廃止	83
(3) 外形標準課税の算定方法・記載様式の簡素化	83
(4) 外形標準課税の課税標準の見直し	84
(5) 法人住民税額の計算	86

## III 事業所税

(1) 事業所税の廃止	87
(2) 課税標準の見直し	87
(3) みなし共同課税の廃止	88

## IV 固定資産税

(1) 償却資産に対する固定資産税の廃止	89
(2) 償却資産の評価方法と法人税法上の減価償却制度の統一	90

(3) 固定資産税（土地・家屋）の負担の軽減	91
(4) その他	93

## V 不動産取得税・特別土地保有税・軽油引取税

(1) 不動産取得税	95
(2) 特別土地保有税	96
(3) 軽油引取税	96

## その他の部

### I 東日本大震災に伴う税制上の措置

(1) 全般	97
(2) 法人税に係る措置	97
(3) 消費税に係る措置	98
(4) 地方税に係る措置	98

### II 環境・エネルギー税制

(1) 環境税・地球温暖化対策税の導入に対する反対	100
(2) 環境負担削減インセンティブの創設	102

### III 自動車関連税制

(1) 自動車関連諸税の軽減	103
(2) 先進環境対応車普及インセンティブの創設	103

### IV 納税環境の整備

(1) 更正の請求期間の延長	104
(2) 電子申告・納税システム	104
(3) 税務調査の効率化	105
(4) 重加算税の課税要件の明確化	105
(5) 納税者番号制度の導入	105

## I 法人税

### 1. 法人税法

#### (1) 実効税率の引き下げ

##### 【理由】

- ・ 欧州・アジア諸外国との税率格差を是正し、研究開発税制等の真に有効な政策的措置と合わせ、日本企業の国際競争力を確保する。
- ・ 日本企業の国際競争力復活、震災復興のためには、税率引き下げが最低条件。
- ・ 法人税率の引下げ競争が進む諸外国に比べ、法人実効税率が高止まりしていること及び企業の国際競争力強化・対内直接投資の促進等の観点から、法人実効税率の引下げが必要と考える。
- ・ 我が国の国際競争力を高めるため、また、海外からの直接投資を引き出すためにも、法人実効税率の更なる引き下げを要望する。
- ・ 税理士法人等のレポートを見ると世界の平均法人税率（実効税率）は25%程度であり、アジア各国になるとさらに25%を下回っており、研究開発の税額控除を加味しても日本の法人税率の高さは際立っている。更なる税率引き下げが多くの国で検討されており日本の税率はより際立つことになる。この状態では、国内企業の海外製造は加速し、国外企業の進出も期待することは困難である。

国内での雇用を創出するためにも、国内企業の国内製造の維持・拡大や国外企業の誘致を促進することが不可欠であり、早急に法人実効税率を15%以上引下げることが必要である。アジア各国に比較すると、日本政府の対応は非常に遅いので、迅速に政策を打ち出すことも必要である。

- ・ 日本の実効税率は約40%であるが、主要国の税率は25～30%である。米国を除く諸外国との比較では実効税率ベースで約10ポイントを上回る高税率国となっている。少なくとも実効税率を30%程度まで引き下げ、競合する他国に近づけないと、益々日本の企業は国際競争力で劣勢に立たされてしまう。
- ・ 税収に占める法人負担の割合をみると、我が国の法人負担割合は諸外国と比し高く、また競争企業の成長が著しい中国、韓国等のアジア諸国との格差は依然として大きい。国際的なイコールフットィング確保の観点から、法人の所得に対する税率の引き下げが不可欠である。
- ・ 地方税を含めた法人税等の実効税率を早期に現行の40%強から国際水準へ引き下げること。法人税等の実効税率はOECD加盟諸国平均で25.94%、アジア平均で24.44%である（2010/10 KPMG調べ）。日本企業の国際競争力確保の観点から、平成23年度税制改正に盛り込まれている法人税等の実効税率の5%引き下げを実現するとともに、引き続き地方税を含めた法人税等の実効税率を早期に国際水準へ引き下げることが強く要望する。

震災復興財源を法人税に求める場合であっても、税率の引下げを見送るのではなく、一旦税率を引下げたうえで時限的措置であることを明確化した付加税とするべきである。

- ・ 平成23年度税制大綱で示された、法人実効税率5%引下げの実現を要望する。今後の法人課税の抜本改革においては、地方法人二税のあり方についても見直し、競争企業の成長著しい近隣アジア諸国の水準（20%台）も踏まえ、早急に少なくとも欧州並みの30%を目途として引下げをすべき。

復興財源として、法人税率の引下げ分を充当せざるを得ないということであれば、税率引下げは成立、施行させた上で、一定の付加税を課すか、あるいは、一定期間後（例えば、3年後）の税率引下げを確実に実施することを法制化すべき。

平成23年度税制改正大綱で示された、わが国企業の国際競争力の向上、国内への立地の確保・促進、雇用

と国内投資の拡大を図るという法人実効税率5%引下げの必要性は、震災の前後で変化がないばかりでなく、現実化しつつある産業空洞化を防止し、企業立地を促進するという観点から、むしろ高まっている。また、5%引下げの改正法案が実現したとしても、わが国の法人実効税率は、約35%と依然として世界で最も高い水準に止まる。

従って、今後の法人課税の抜本改革においては、法人実効税率を高止まりさせている地方法人二税のあり方についても見直し、競争企業の成長著しい近隣アジア諸国の水準（20%台）も踏まえ、早急に少なくとも欧州並みの30%を目途とした引下げを実現する必要がある。一方で、未曾有の大震災からの復興財源として、法人税率の引下げ分を充当せざるを得ないということであれば、税率引下げは成立、施行させた上で、一定の付加税を課すか、あるいは、一定期間後（例えば、3年後）の税率引下げを確実に実施することを法制化すべきである。

- ・ 日本の立地競争力を高めるため、また企業の投資意欲醸成のためにも、早期に主要国並（25%以下）に引下げを要望する。
- ・ 欧米諸国やアジア諸国に比し実効税率は依然として高い。国際競争力の確保等の観点からも引下げを望む。なお、税収見合いで一定の課税所得の拡大は理解できるが、理屈のない数字合わせの課税ベースの拡大は容認し難い。
- ・ 法人税の実効税率を国際水準まで引き下げるとは、本邦企業の国際競争力維持強化や海外からの投資促進の観点から重要である。

平成23年度税制改正大綱に盛り込まれた法人税率の引き下げについて、東日本大震災の復興財源確保のため凍結するならば、期間を明示するなど方向性に変わりがないことを示すこと。

- ・ 我が国企業の国際競争力確保や、海外からの投資促進の観点から、法人実効税率の引き下げを要望する。
- ・ 競合するアジア諸国や欧州各国との比較において、依然高水準にある我が国の法人実効税率につき、国際競争力確保のために中期的にはさらなる引下げを要望する。
- ・ 近年、世界各国で法人実効税率が次々と引き下げられる中、わが国の法人実効税率は高水準のままで、その差はますます広がる傾向にあります。特に欧州やアジア諸国との法人実効税率の差は、グローバル市場での激しい競争に晒される企業にとって、大きなハンディキャップとなっており、諸外国と対等の条件で競争できるように、地方税を含む法人実効税率を25%程度に引き下げ、わが国企業の国際競争力の強化を図ることを要望いたします。
- ・ わが国の法人実行税率は約40%であり、国際的な20～30%の水準と比べて突出しているが、30%程度の水準にある欧州諸国は税率の引下げを実行しており、税率格差は拡大傾向にある。我が国企業の国際競争力を高め、経済の活性化を図るとともに、国内の雇用確保のためには、法人実効税率の引下げが不可欠である。早急に震災復興財源の手当てを行うとともに、社会保障と消費税をはじめとした税制の抜本改革を進めることにより、まずは、平成23年度税制改正大綱に盛り込まれた法人実効税率の5%引下げを確実に実行し、更に欧州並みの25～30%への引下げ、そして最終的には近隣アジア諸国並みの20%への引下げを実現するため、法人税だけでなく、地方法人二税のあり方も含めた検討を行い、具体的な道筋を示すべきである。

また、昨年の税制改正大綱において、法人実効税率の引下げと併せて実行されることが決められた課税ベース拡大については、法人実効税率の引下げが実行されない場合には同時に凍結すべきである。

- ・ 国際競争力の確保、外資誘致を通じた国内経済活性化を図り、その中で雇用拡大等を進める観点からも法人実効税率の引下げは不可欠。
- ・ 法人税率引き下げについては、法人税のみでなく地方税も含めた国際比較の観点から、法人税率のみでなく、地方税の税率引き下げあるいは縮小を含めた検討を要望する。
- ・ わが国の法人実効税率は40%台であり、20%台が中心のアジア諸国と比較すると10%以上の乖離が生じている。このまま諸外国と比べて高い法人実効税率が続けば、日本国内における企業活動の維持・強化が困難となり、空洞化懸念が更に高まることになるため、実効税率の速やかな引下げが必要である。
- ・ 企業の国際競争力と日本の立地競争力を高めるため
- ・ 我が国の法人税実効税率は40.69%と諸外国に比べて高水準となっている。5%の実効税率引き下げが平成23年度税制改正で提案されているが、国際競争力という観点からは更なる引き上げが必要と考える。
- ・ 法人実効税率に関しては、国税のみならず地方課税のあり方も含めて見直す。地方税を含めた実効税率を

「30%以下」まで引下げる。我が国企業の国際競争力の確保のみならず外国からの日本への投資受け入れ促進の観点からも「40%」の実効税率では高過ぎる。景気変動に左右されやすい不安定な財源である法人所得に対する税を地方税の財源とするのは好ましくない。

震災復興のための基幹税の一つとして法人税を外すことはあり得ないものの、現行の法人税率をそのままに単純に付加税を課すのではなく、一旦平成23年度改正案としてまとまった「5%」引下げは行ったうえで、震災復興のための付加税を考えるべきである。

- ・ 平成23年度税制改正大綱で示された法人実効税率5%引下げの必要性は、震災の前後で変化がないばかりでなく、産業空洞化を防止し、企業立地を促進するという観点から、むしろ高まったと言える。  
しかしながら震災からの復興財源として、法人税率の引下げ分を充当せざるを得ないということであれば、税率引下げを成文化したのち、臨時法で税率引下げを一時停止し、一定期間（例えば3年後）に税率引下げを確実に実施することを法律上担保する等の措置を講ずるべきである。また、税率引下げの実施を先送りするのであれば、課税ベースの拡大も先送りすべきである。  
法人実効税率は、改正法案が実現したとしてもまだ約35%と世界で最も高い水準に止まる。競争企業の成長著しい近隣アジア諸国の水準（20%台）も踏まえ、少なくとも欧州並みの30%を目途とした引下げを早急に実施する必要がある。
- ・ 法人税は、東日本大震災からの復興財源の手当の一つとして考えられるが、ある程度復興が達成された後には、諸外国企業と同一条件で競争できるように法人実効税率を引き下げるべきである。日本の法人実効税率は40%の水準と、EU諸国30%前後、アジア諸国25%以下と比べ10～15%程度高い。わが国企業の競争条件を国際的に遜色ないものとするために、法人税負担を諸外国と同等のレベルまで引き下げるべきである。東日本大震災により、生産分散化のための日本企業の海外進出も考えられ、諸外国に比べ高い法人実効税率は、今後国内産業の空洞化をさらに促進しかねない。
- ・ 国と地方を合わせた我が国の法人実効税率は、諸外国と比べて高水準である。国際競争がますます激化する中で、国際競争力を維持、強化し、国内の産業空洞化を防ぐために、法人実効税率の引下げは、非常に有効である。ついては、是非とも引き下げていただきたい。
- ・ 法人実効税率の引き下げにより、わが国企業の国際競争力の強化、国内への投資を促進することによる雇用の確保、海外からの直接投資を促進する効果等により、わが国の景気回復に繋がることが期待されます。
- ・ 国際的な競争力維持及び海外からの対日投資を促進するためにも法人実効税率を10%程度引き下げるべきである。
- ・ 現在の日本の法人実効税率は企業にとって負担感が大きい。

## (2) 課税ベースの拡大

### 【理由】

- ・ 課税ベースの拡充については、政策効果のない租特の見直しは必要であるが、減価償却制度あるいは研究開発減税制度については慎重な検討を要望する。＜注＞税率引き下げしても課税ベース拡充することが企業の国際競争力に資するかは疑問。
- ・ 法人税率の引き下げに合わせて特別償却準備金の廃止や縮減の改正案が出ているが、導入には反対である。企業誘致等、社会政策的な要請に基づく措置を廃止するのは望ましくない。

## (3) 受取配当等の益金不算入

### ①連結法人株式等及び関係法人株式等以外の株式等に係る受取配当等に対する益金不算入割合の引き上げ

### 【理由】

- ・ 連結納税制度導入による税収減を補填するための措置として、関係法人株式等以外の株式等（出資比率25%未満）に係る受取配当等に対する益金不算入割合が80%から50%に引き下げられた。国内における法人間の二重課税の幅を大きくするものであり、再度の引き上げを要望する。二重課税を完全に排除するためには、100%益金不算入が望まれる。

- ・ 関係法人以外の法人に係る受取配当については、二重課税防止の観点から全額益金不算入とすべきと考える。
- ・ 現状の制度では連結法人株式等及び関係法人株式等以外の株式にかかる配当等の50%は二重課税となっている。二重課税を排除し、また国際競争力を高めるため、益金不算入割合を100%とすることを要望する。
- ・ 関係法人株式等以外の受取配当金について、益金不算入割合（現行50%）及び外国子会社からの配当について、益金不算入割合（現行95%）撤廃し、全額益金不算入としていただきたい。また、負債利子控除の撤廃をお願いしたい。課税済みの受取配当に対する課税は二重課税であるので、制度の改正をお願いしたい。また、負債利子の損金算入とは分離して考えるべきである。
- ・ 受取配当等の益金不算入制度は、確立した税理論に基づく「二重課税の排除」を目的とした制度であり、益金不算入割合100%というのが本来あるべき姿である。このような二重課税排除の仕組みは諸外国においても広く導入されている。然るに、平成14年度税制改正において、連結納税制度創設に伴う財源措置の一つである「受取配当等の益金不算入制度」の縮減により、負債利子控除の対象外であった特定利子制度が廃止されるとともに、益金不算入割合が80%から50%に引き下げられた。こうした取扱いは国際的にも競争力低下を招くものであり、「二重課税の排除」という税理論に反するものである。また、株式市場の健全な発展に少なからずマイナスの影響を与えるおそれがあり、企業が株式を保有するインセンティブを低下させるものである。従って、「二重課税の排除」という税理論の確立及び国際競争力確保の観点から、受取配当の益金不算入割合の引上げは必要不可欠である。
- ・ 国内の関係法人株式等以外の配当については益金不算入額が50%に制限され、国外の外国子会社以外の配当については全額益金算入され、外国子会社からの配当についても益金算入額が95%に制限されていることから、二重課税の問題が生じている。二重課税は法人に過度の税負担を生じさせるのみならず、最終的な受益者である個人株主への配当原資を減少させることとなるため、国外を含めた全ての株式に係る配当につき100%の益金不算入を認めるべきである。
- ・ 我が国法人税制においては、法人が受け取る配当について、持分の割合等によって益金不算入割合が制限され、また受取配当から負債利子が控除される等、諸外国に比べ二重課税排除の仕組みが歪められている。我が国企業が競争力強化に向けた事業再編に取り組むなか、法人間の配当課税は、課税済み所得の分配に対する課税であり、二重課税排除の観点から全額益金不算入の原則を徹底するよう速やかに見直すべきである。
- ・ 二重課税の排除という本来の制度目的が果たされていない。
- ・ 二重課税排除の趣旨に沿って、持分割合に係わらず、全額益金不算入とすることを要望する。
- ・ 配当金を受け取った法人側で益金課税されることは法人税の二重課税と言えるが、平成14年度改正の内容はその益金不算入の限度額を引き下げるものであり、二重課税による税負担が増大している。この二重課税を排除すべく、特定利子負債控除の復活及び益金不算入割合を引き上げて従来通りのレベルまで戻すべきである。
- ・ 二重課税防止の観点から、受取配当金の益金不算入割合を100%とすること。
- ・ 受取配当金の益金不算入は、二重課税の排除の観点から、負債利子控除後の金額全額を益金不算入とすることが当然の措置であると考え。
  - 今なお、アメリカ・イギリス・ドイツなどの主要国（70～100%）と比較して劣後しており、イギリス並みの100%益金不算入の導入を図るべきと史料。
- ・ すべての国内株式において二重課税の排除の観点から益金不算入割合を100%に引上げる、或いは、連結法人以外の国内配当につき、益金不算入制度の見直しを行い、95%を益金不算入とすること。
- ・ 全ての国内株式に係る受取配当につき、二重課税排除の観点から益金不算入割合を100%とすることを要望する。
- ・ 二重課税の完全な排除の観点から、持株割合に係らず全額益金不算入とすべきである。
- ・ 法人が所有する株式等に係る受取配当等は既に利益の配当等を行う法人において法人税が課税されており、同一所得に対する二重課税の排除を徹底するため。今なお、アメリカ・イギリス・ドイツなどの主要国（70～100%）と比較して劣後しており、イギリス並みの100%益金不算入の導入を図るべきであると考え。
- ・ 二重課税負担排除のため。
- ・ 全ての国内株式に係る受取配当につき、二重課税排除の観点から益金不算入割合を100%とすることを要望する。配当金は、法人段階で既に課税されている利益から支払われており、本来二重課税排除の観点から

全額益金不算入とすべきである。不算入割合50%は、連結納税制度創設に伴う財源措置として80%から引き下げられたものであり、他制度の創設に伴う財源不足を補うために、安易に受取配当に財源を求めるべきではない。

- ・ 現行の制度においては、国内受取配当金に関して、その他株式に掛かる配当等の50%は、課税済みの利益に再度課税される二重課税の状態となっております。本来、受取配当金の益金不算入制度は、二重課税を排除するための制度であり、持分割合に関係なく全額を益金不算入とするよう、制度の見直しを要望いたします。また、負債利子控除計算について、負債利子中の特定利子の控除制度の復活を要望いたします。受取配当金の益金不算入制度を見直すことにより、二重課税を是正し、企業の国際競争力の強化を図ることができます。また、企業の株式保有における不利な取り扱いを是正することにより、企業の株式保有を促し、金融市場を活性化させる効果が期待できます。

## ②負債利子控除の撤廃・簡素化

### 【理由】

- ・ 関係法人及び関係法人以外の法人の受取配当に係る負債利子控除を撤廃すべきと考える。
- ・ 負債利子算定の事務簡素化のため、すべての国内株式において二重課税の排除の観点から益金不算入割合を100%に引上げる、或いは、連結法人以外の国内配当につき、益金不算入制度の見直しを行い、95%を益金不算入とすること。
- ・ 外国子会社配当益金不算入制度では配当金の5%相当を控除しており、国内株式配当についても計算事務の軽減が必要。
- ・ 現行法による負債利子の計算は、非常に複雑なものとなっており、多大な事務作業負担が発生しているため、外国子会社配当益金不算入制度のように一定率による益金不算入を認めて頂きたい。
- ・ 明らかに株式取得を目的としない負債の支払利子もあるため、負債利子控除の計算方法見直しを要望する。

## (4) 有価証券の期末評価方法

売買目的以外の償還有価証券の期末評価方法について、利息法による償却原価法を認めること

### 【理由】

- ・ 現在日本基準の会計上の償却原価法では定額法と利息法が認められているが、国際会計基準を強制適用される法人は有価証券の償却原価法について利息法が適用されることになる。一方税務上は定額法しか認められないため、会計上償却原価法を採用していた上場企業にとっては償却原価法への変更と共に財税差の集計管理も併せて対応しなければならなくなるため、有価証券の保有種類、保有量の大きな銀行にとっては膨大なシステム対応コストや実務負担が増加することになる。

## (5) 減価償却資産の償却等

### ①損金経理要件の撤廃

#### 【理由】

- ・ 損金経理要件が無くとも課税上の弊害が生ずると思われず、当該要件によって納税者は非常に煩雑な申告調整実務を強いられている。今後国際会計基準(IFRS)導入により、更なる会計と税務の乖離が進むことが予想され、実務対応が極めて困難となるため、撤廃を要望する。
- ・ 減価償却費等について損金経理(含む積立金方式。以下同じ。)要件が付されているため、会計処理が本来あるべき姿からゆがめられる場合があると同時に、償却超過・償却不足に係る調整が必要になるなど煩雑な申告調整実務を強いられている。

現在の法人税法は会社法における確定決算に基づき課税所得を算出する構造となっているが、会社法における確定決算はあくまで債権者保護の思想によって行なわれるものである。一方法人税法の目的は課税所得の算出であるから、会社法の決算結果に拠らずとも、確定申告書によって正確な課税所得の計算は可能である。償却費などの内部計算に基づく費用の損金算入についても、会社法に基づく決算によって法人の意思を

表現しなくとも、確定申告書にて表現することで課税上の弊害は生じないはずである。

税制改正による課税ベースの拡大等により会計と税務の乖離が進んでいる状況を踏まえ、企業の適正な財務報告、課税所得の算出及びこれに必要な事務負担の軽減を図るため、損金経理要件の廃止を要望する。

特に、企業におけるIFRS導入に向けての作業が加速している現状に鑑み、早期廃止を強く要望する。

- ・ 企業会計に関する規定が複雑化し、IFRSを中心として国際的な調和化が図られる現状においては、税務上の損金算入限度額について会計上の損金経理額を上限とする規制は、企業にとって過重な負担を強いる可能性があるため、撤廃して欲しい。

#### ②少額減価償却資産の損金算入制度の拡充・限度額の引き上げ

##### 【理由】

- ・ IT機器の増加、設備の高額化・件数増等を考慮し、少額減価償却資産の損金算入限度額を30万円に引き上げるべきである。
- ・ 現在、10万円以上の減価償却資産を取得した場合には、資産計上して毎期減価償却を行なうこととなっているが、300万円の上限撤廃の上、この基準を30万円まで引き上げることを要望する。中小企業等については、すでに（暫定的ではあるが）30万円未満の減価償却資産は一時償却可能となっている。事務の簡素化のため（中小企業以外の企業なら尚更）、法人全てについて、基準を引き上げるべきである。
- ・ 少額減価償却資産の損金算入限度額につき、簡素化の観点から現行の100千円未満を300千円（少なくとも200千円）未満へ引き上げること。
- ・ 少額減価償却資産の取得価額基準については、景気低迷による税収不足を理由として平成10年度改正において20万円から10万円への引下げ及び一括償却制度の創設が行われたが、これら一括償却資産の管理に強いられる多大な事務負担及びコストが企業活動の足枷となっている。事業供用年度に損金算入可能な少額減価償却資産の取得価額基準を、平成10年度税制改正前の20万円に戻すことを要望する。（令133条）
- ・ 地域経済や雇用を支える中小企業の活力維持のため、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を延長していただきたい。
- ・ 経済実態ならびに事務処理簡素化の観点から、少額減価償却資産の損金算入限度額を10万円未満から、30万円未満に引き上げていただくよう要望いたします。また、ソフトウェアについては損金算入限度額100万円未満に引き上げていただくよう要望いたします。

企業の情報機器導入の増加によって課税対象件数が増え、企業の管理コストが膨らむ要因となっていますが、本件の見直しにより企業の管理コストの軽減が図られます。また、本件により少額設備の更新需要を喚起することで投資の拡大効果が期待されます。

- ・ 我が国経済の活性化には、地域経済や雇用の担い手である中小企業の活発な経済活動が不可欠である。本制度により、中小企業の事務負担が軽減されるとともに、小規模企業を中心に設備投資が促進される。

#### ③一括償却資産の損金算入制度の廃止

##### 【理由】

- ・ 取得価額が20万円未満のものであり、少額減価償却資産として損金算入を認めるべきである。また、税務固有の取り扱いであり、事務負担が大きい。
- ・ H20税制改正で減価償却資産の区分簡素化・耐用年数見直しがなされたが、10万円以上20万円未満の一括償却資産については、中小企業等の特例を除き、原則3年間で損金算入する必要がある。事務処理の簡素化の観点から、一括償却資産についても、一括損金算入化を認めるべきと考える。

#### ④ソフトウェアの償却期間の短縮

##### 【理由】

- ・ 急速な技術革新によるソフトウェアの短命化は著しく、経済実態に合わせた見直しが必要。自社利用ソフトの耐用年数を3年に短縮していただきたい。またソフトウェアの少額減価償却資産の損金算入限度額を100万円に引き上げていただきたい。
- ・ 研究開発費は発生時に全額損金処理することを認め、特に企業会計と税務会計の乖離が甚だしく納税実務

に多大な負担がかかっている研究開発用資産および自社利用ソフトウェア開発費については新会計基準の会計処理に合わせ即時償却を可能とすること。

#### ⑤電話加入権の損金算入

##### 【理 由】

- ・ 電話加入権の実勢相場は下落傾向にあり、将来の電話加入権の廃止の方向を踏まえ、現在は減価償却資産に該当しない電話加入権を損金算入できるよう要請する。
- ・ 資産性がなくなっている実態に即し、一時損金算入を認めるよう要望したい。
- ・ 税法上、固定電話の電話加入権（施設設置負担金）は非減価償却資産とされています。電話加入権（施設設置負担金）そのものの価値が薄れ、その廃止が検討されている現状において、税務上で損金算入を認めていただけるよう要望いたします。現実には資産価値の失われた電話加入権を資産として持ち続けるのは不健全であり、損金算入を認めることにより財務の健全化を図ることができます。
- ・ 電話加入権については、譲渡が認められており、市場が形成されているという理由から、資産性があるものとして減価償却ができないとされている。しかしながら、昨今、市場における一般電話加入権の売買価格も低下し、資産性が薄れていると言われている。したがって、取得価額10万円未満の少額資産と同様、一時の損金算入を要望する。

#### ⑥固定資産の取得価額の見直し

##### 【理 由】

- ・ 設備の取得価額の算入範囲は、購入対価又は製造原価とし、据付費用等の「事業の用に供するために直接要した費用」は、少額かつ事務処理が煩雑であるため除外されている。事務処理が非常に煩雑であり、両者とも金額は少額であるため、固定資産の取得価額算入範囲の見直しを要望する。

#### ⑦IFRS導入による減価償却資産の初度適用の際に生ずる償却費戻し益（剰余金修正）の課税所得からの排除

##### 【理 由】

- ・ IFRS導入により、減価償却資産の初度適用を行うと、過去の償却費の戻し益が剰余金修正により入り、その後IFRS基準に基づき償却されていく。過去の償却費の戻し益について、導入時の課税所得に反映されないよう措置されることを要望する。

#### ⑧250%定率法の維持

##### 【理 由】

- ・ 法人税率の引き下げの財源確保のための課税ベースの拡大手段として、減価償却資産の定率法の償却率の変更（現行定額法償却率の250%を200%に引き下げ）が平成23年度税制改正大綱に盛り込まれたが、「250%定率法」は平成19年度に導入されたばかりであり、また、イノベーションの促進により本邦企業の国際競争力維持・強化に貢献しているため、現行（250%）を維持すること。
- ・ 250%定率法については、投資の早期回収による設備投資拡大の政策効果が大きいため、引き続き維持いただくよう要望いたします。投資の早期回収による、設備投資拡大への政策効果により、わが国企業の国際競争力強化が期待されます。

#### ⑨減価償却資産の資産分類の簡素化

##### 【理 由】

- ・ 平成20年度改正で機械装置の資産区分の大括り化が実施され、大きな効果を得た。建物についても同様の改正をお願いしたい。
- ・ 平成20年度の税制改正で機械装置の耐用年数区分の簡素化・明確化が図られましたが、機械装置以外の有形減価償却資産（建物等）に係る耐用年数の区分についても同様の見直しを行い、簡素化を図っていただくよう要望いたします。また、機械装置において、耐用年数表の細目に記載されていない設備（「事業用燃料電池発電装置」等）には、その他のものとして長い耐用年数が適用されるものがあるため、見直しを図り明

確化していただくよう要望いたします。事業の実態に合わせた耐用年数の見直しと簡素化・明確化により、企業の管理コストの軽減と適切な運用の推進を図ることができます。

## (6) 資産の評価損

### ① 棚卸資産評価損の損金算入要件の緩和

#### 【理由】

- ・ 効率性の悪い資産の入れ替えの観点から、企業が積極的に処分を進めるにあたり現行の税務上の損金算入要件は限定的であるため緩和が必要であり、棚卸資産、事業用資産、販売用土地等に対する評価損の損金算入要件の緩和を要望する（減損会計導入にあわせ、評価損の損金算入要件を緩和・明確化すべき）。
- ・ 棚卸資産の評価損について、新会計基準の適用に合わせ、税法上の判定要件を緩和し、企業会計と同様の基準での評価損の計上を認めること。

### ② 有価証券評価損の損金算入要件の緩和

#### 【理由】

- ・ 非上場有価証券の評価損については、時価評価の方法や企業支配対価の算定などについての通達の解釈が明確でなく、また50%基準が厳格なため、納税者が多大な課税リスクを負っている。企業会計と同様な基準で計上（50%ではなく30%基準）出来るよう、税務要件の緩和をお願いしたい。
- ・ 有価証券評価損の企業会計と税務会計の乖離について、実務の煩雑さを解消する観点から税法上の判定要件を緩和し、企業会計と同様の基準とすること。また、有価証券の評価損に係る損金経理要件を撤廃し、退職給付信託資産（有価証券）についても一般の上場有価証券と同様の基準で評価損の計上を認めること。
- ・ 発行人の資産状態が著しく悪化したとき、その企業支配対価の部分について評価損を認めて頂きたい。株式取得時（企業買収時）には資産／負債の時価査定、将来の収益見通し、シナジー効果等を考慮し交渉により最終的な価額が形成されるので、企業支配対価という概念は存在しないのではないのでしょうか。また、存在するとしても明確に区分することが不可能ではないのでしょうか。株式取得時に通常取引価額より高額部分を寄附金認定回避目的から企業支配対価としたと聞いていますが、明確に区分可能であるとしても評価損計上自体が企業経営不振の結果であり、支配を継続しているからと言って価値に変動がないものなのではないのでしょうか。

### ③ 固定資産の評価損・減損損失の損金算入要件の緩和

#### 【理由】

- ・ 時価が簿価を大きく下回っている事業用資産で会計上評価損失を計上した場合でも、税務上の損金算入は災害等による実質的な損傷がある場合に限定されているが、2005年度からの減損会計完全実施による固定資産の評価減にあわせ、税務も損金算入要件を緩和し、会計制度との整合性を図るべきである。固定資産の時価評価に伴う評価損につき、税務上の損金算入要件を緩和していただきたい

## (7) 役員の給与等

### 損金算入要件の緩和

#### 【理由】

- ・ 会計上で役員賞与の費用処理が強制された背景（役員賞与も役員報酬と同様に職務執行の対価）も踏まえ、税務上も役員給与（賞与に相当する部分）の損金算入要件の緩和を要望する。少なくとも上場会社において株主総会決議を経て支給される役員賞与については支給金額の客観性も担保されていると考えられるため、損金算入要件の大幅な緩和を要望する。
- ・ 役員賞与については、「利益連動賞与」「事前確定届出給与」ともに要件が厳格である。少なくとも上場企業においては、株主総会において承認を受けて支給されるものであり、恣意性はなく妥当な水準で支給されるものであるため、厳格な規定を設けることなく、損金算入を認めてもらいたい。

- ・ 役員への給与については損金算入を認めるなど、そのあり方を見直すことを要望する。役員への給与については、定期同額給与、事前確定届出給与又は利益連動給与のいずれにも該当しない場合にはその全額が損金不算入とされる。この制度の趣旨は法人の利益を恣意的に変動させ、法人税の負担を不当に減少することを防止することであると解されるが、社会通念上相当と認められる役員給与は役務提供の対価であることから損金算入を認めるべきである。（また、現在国会審議中の「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」においても役員給与課税の見直しが含まれていることから、法人税における課税関係も見直すべきであると考え。）  
上記の改正がなされない場合においては、以下の点について改正の検討を望む。
  - ①法令が実務を反映した内容でないため、多くの通達やQ&Aが出されており、制度がより複雑なものになっている。特にQ&Aにより、損金算入のための新たな要件が付加されているようにも思われる部分もあることから、法令の抜本的な改正が望まれる。
  - ②実務上、日割りで役員給与が払われることがある（例：6月25日から6月30日までなど）が、この場合の定期同額給与の考え方が不明確である。
  - ③使用人兼務役員に関する規定の見直しを望む。たとえば、金融業界においては、個人ごとにボーナスの額が異なることは当然であり、比較使用人を用いて算定する方法には限界がある。
- ・ 法人税基本通達9-2-46は、二要件を満たさない場合は、法人税法34条の定期同額給与、事前確定届出給与に該当せず、損金の額に算入されないことを想定していると考えられる。しかし、法人税法34条の条文上は、「国税庁の通達解説に示されたような」[あらかじめ定められたところに従って支給される]ことや「株主総会等での決議」を要件とはしていない。法人税基本通達9-2-46は、法人税法34条を適用して損金の額に算入される場合の例示としての形式基準を掲げたものでしかなく、これらの要件に該当しないものでも、ただちに損金不算入とすべきものではないことを明確にする必要がある。出向と定期同額給与の関係について法人税基本通達9-2-46は、①株主総会決議要件 ②出向契約要件の二つの要件を満たすことを前提として、出向先法人の支給形態により定期同額給与等であるか否かの判断を行うこととしているが、この二要件を満たさない役員給与は、ただちに損金不算入とされるのかを明確にすることを要望する。
- ・ いわゆる役員賞与については、平成18年度税制改正で税務上も損金算入が可能となりましたが、「利益連動給与」「事前確定届出給与」とも適用要件が厳しく、制度導入を見送る企業が多いのが現状です。企業が制度を有効活用できるように、損金算入の要件を緩和していただくよう要望いたします。適用要件の緩和等により、企業の実情にあった運営が行えるようになります。

## (8) 寄付金

### ①損金算入限度額の引き上げ

#### 【理由】

- ・ 企業の社会貢献を促すためにも、一般寄附金の損金算入限度額の拡大を要請する。
- ・ 課税の予測可能性の確保並びに税負担の軽減のため、欧米諸国と同様、損金算入の制限の対象となる寄附金を慈善寄附金のみ限定し、事業遂行上必要で経済合理性のある支払いについては原則損金算入とすることを要望する。
- ・ 現行の  $(\text{所得} \times 2.5\% + \text{資本等} \times 0.25\%) \times 1 / 2 \rightarrow (\text{所得} \times 5.0\% + \text{資本等} \times 0.50\%) \times 1 / 2$  へ倍増することで、ベンチャー企業への支援や政府の目が行き渡らない公的な社会貢献を企業がやり易くなる。  
東日本大震災に関連する寄付金の支出機会が増大するなかで、損金算入限度額が狭まる改正は世の中の流れに逆行している。
- ・ 特定公益増進法人については、平成20年度改正で見直されましたが、ベンチャー企業の育成支援や企業の幅広い地域社会への貢献活動を促進するために、一般寄附金についても同様の見直しを要望いたします。寄附金の損金算入限度額を拡大することで、企業のさらなる社会貢献促進を図ることができます。

## (9) 貸倒損失

### ①金銭債権の貸倒れ計上時期の明確化

#### 【理 由】

- ・ 金銭債権の貸倒れ計上時期について、基本通達で判断した場合にその計上が数年不確定な状況に置かれる事があり、いつ確定させるべきか判断ができない場合がある。適用要件を明確にした上で、基本通達ではなく法令において明確化が必要と考える。

### ②損金算入要件の緩和

#### 【理 由】

- ・ 一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れについて、継続的に生じる売掛債権のみが適用対象とされているが、いわゆる債権買取が一般的に日常的に行われるようになってきた為、原始取引から生じる債権が継続的に生じる売掛債権であった場合や小口の金銭貸付（いわゆるキャッシング）である場合にも認める等の緩和措置が必要と考える。
- ・ 有効な意思表示に基づく非関連者間の債権切捨て、債権放棄並びに債権譲渡については税務上也容認すること。
- ・ 関係会社の整理・支援損について現行の要件を緩和し、経営悪化段階での支援を弾力的に認めること。

## (10) 引当金

### ①貸倒引当金の損金算入制度の維持

#### 【理 由】

- ・ 貸倒引当金の損金算入制度廃止の見直しを要望する。従来制度の公平性確保（特定の業界のみに認める不公平）ため、不良債権の個別評価による貸倒引当金への繰入率の引上げ（50% → 90%）をお願いしたい。
- ・ 平成23年税制改正案で、課税ベースの拡大として金融機関等以外の法人につき、当該制度を廃止することとされているが、継続を要望したい。金融機関等を適用除外とすることは、税の公平に反するから。また、破産、更生手続、手形不渡り等の発生から貸倒れが確定するまでに相当の期間を要すると共に、回収してもその額は極めて少額（50%を大幅に下回る）であることから、当該制度は廃止ではなく拡充すべきと思われる。
- ・ 23年度税制改正として閣議決定された「貸倒引当金の損金算入制度の原則廃止」については、金融機関等のみを優遇する不公平な制度なので、従来の貸倒引当金の損金算入制度の継続を要望する。  
平成23年度税制改正大綱において、貸倒引当金制度の適用法人を銀行、保険会社や中小法人等に限定されておりましたが、貸倒れのリスクはすべての法人に共通して存在するものであるため、課税の公平性の観点からも、貸倒引当金制度については、すべての法人に対して適用いただくよう要望いたします。  
貸倒れのリスクはすべての法人に共通して存在するものであり、貸倒引当金制度の適用継続により、企業財務の健全性の維持に繋がります。

### ②個別貸倒引当金の損金算入要件の緩和

#### 【理 由】

- ・ 個別評価の貸倒引当金につき、損金算入条件・基準を緩和していただきたい。
  - (i) 会社更生法等の規定による更生手続き開始の申立等の事由が生じた場合の繰入限度額（現行50%）を大幅に引上げること
  - (ii) 外国政府などに対して有する特定海外債権について、債権金額そのものの引当金計上を認めること。
- ・ 各々の金融機関が保有する貸出等の金銭債権は、合併再編等もありそのボリュームが増大しており、不良債権に係る巨額の財税不一致額を発生させている。  
そのため、償却実務担当者には財務・税務の二つの償却基準の習熟が求められ、その事務負担・管理負荷が過重となっている。そのため、貸倒れに係る無税償却・引当の範囲を拡大することを要望する。

なお、当該要望は欠損金の控除・繰戻還付制度の拡充と併せて導入することが、企業の置かれた環境に沿うものである。

- ・ 会計上の「貸倒懸念債権」について、貸倒見積額の貸倒引当金計上を認めるべきである。税務上、貸倒引当金として扱える範囲を拡充すべき。
- ・ わが国金融界は長年の懸案であった不良債権問題から脱却したものの、その過程では、貸倒れに係る財務上と税務上の取扱いの差異や繰越欠損金などによって、多額の繰延税金資産が発生し、その資産としての脆弱性が問題視されるという状況が生じた。

わが国経済の持続的成長に資する金融システムを構築するうえで、不良債権問題の再発防止や自己資本の強化等の観点から繰延税金資産の発生・解消に係る課題はあらかじめ解決しておく必要がある。そのためには、金融機関が実施している自己査定等にもとづく財務上の償却・引当を税務上も幅広く認めるなど、貸倒れに係る企業会計と税務上の取扱いの差異はできる限り縮小させていくことが望ましい。少なくとも、貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲や実務上の取扱い等について、債権毀損の実情に応じたものとする観点から見直すことが重要である。

このような状況を踏まえ、法的整理手続き開始の申立てがあった場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合（現行50%）を引き上げるなど、貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲を拡大することを要望する。

### ③工事損失引当金の損金算入

#### 【理由】

- ・ 工事損失引当金については、会計基準に則って工事収益及び工事原価を計上する限りにおいて恣意性に入る余地はなく、損金算入されるように改正されたい。
- ・ 会計基準で定められている工事損失引当金を損金算入できるよう改正してほしい。

## (1) 欠損金

### ①欠損金の繰越期間の延長／繰戻還付制度の適用停止の解除

#### 【理由】

- ・ 法人税、住民税、事業税については、企業の業績である所得に担税力を求めている。だが、本来、担税力の源としての企業の業績は、ある一定の期間のみで評価するものではなく、公正妥当な会計処理の前提となる継続企業の前提に基づき、永続的な企業活動を通じて捉えるものである。それを踏まえ、企業の過去の業績低迷による担税力の低下を、ある一定の期間（7年間）により控除する現状の欠損金の繰越期間制限の制度は不合理と考える。なお、期間延長を検討する場合には、米国における20年が一定の指標となると考える。
- ・ 欧米諸国との税負担の不均衡を是正し、国際競争力を確保するため繰越し期間を米国並みに延長して欲しい。欠損金の使用制限はドイツを除き他国では見られない制度である。
- ・ 繰越欠損金の繰越期限の延長、および平成23年度税制改正法案の未決着事項のうち欠損金の使用制限（80%）は導入見送り。課税の公平性を確保するためには、欠損金の繰戻還付の不適用措置は撤廃すべきであり、またその上で、繰戻期間の延長が必要である。
- ・ 繰越欠損金については、英国、フランス、ドイツなどと同様に無期限に変更願いたい。また、繰越欠損金の繰越期限を制限されるのであれば、繰戻還付制度を拡充して、欠損金の繰越期限と同じ年数の繰戻年数に変更願いたい。
- ・ 平成22年度税制改正により平成24年3月31日まで延長されることとなった、欠損金の繰戻し還付の不適用措置について早急な解除を希望する。
- ・ 欠損金の繰戻し還付制度については主に財政上の理由により、平成4年度改正以降臨時的措置として適用が停止されている。本制度は欠損金の繰越控除制度と同様に本法上の措置であり、企業の財政基盤強化のために、繰戻し還付の適用を一般的な制度として速やかに復活させるべきである。
- ・ 継続企業を前提として一時的な損失計上はやむを得ないところであり、欠損法人の早期黒字化を促進することが税収の安定化に直結する。また、繰越可能期間については、欧米諸外国に比して期間があまりにも短

い。また、単年度の欠損金使用額に制限を課すと制度実効性が確保できない。大企業における欠損金につき、繰戻還付制度を復活させる、もしくは繰越期間を延長する（使用額には制限をかけない）ことを要望する。

- ・ 欠損金の繰越期間をOECD諸国並みに20年に延長すること。欠損金の失効により企業の負担税率が法定実効税率を上回る状況が存在するため。
- ・ 繰越欠損金の失効により実質的な税負担が高くなっていることから、欧米諸国並みに繰越期間を20年に延長するとともに、繰戻還付制度を繰戻し期間を延長の上で復活することを要望する。
- ・ ゴーイング・コンサーンとしての企業の経済活動は継続的に行われているが、課税所得は人為的に設けられた期間（事業年度）で算出されるため、欠損金について他の事業年度の所得と通算するのが妥当である。しかし、現行制度では繰越控除期間が7年にとどまっており、中小企業者等以外の法人については繰戻還付は停止されている。法人税負担の合理化及び国際競争力強化の観点から、無制限の繰越控除を認めるべきであり、少なくとも米国並みに繰越控除期間を20年とすべきである。又、繰戻還付制度についても復活させ、米国並みに2年間の繰戻還付を認めるべきである。
- ・ 欠損金の繰越控除期間の扱いについては、依然として諸外国に比べ不利な扱いとなっており、米国並みの20年に延長することを要望いたします。繰戻還付については、本来の税制の取り扱いに戻すべきで、米国は2年であり、諸外国でも繰戻を認めているケースが多いので、国際的イコールフットイングの観点から繰戻期間延長を要望いたします。
- ・ 以下の条件を充足することによって、控除期間を発生から10年間まで延長できることとする。
  - (1) 未使用の繰越欠損金残高のうち、期限延長したい額を当局に申請する。
  - (2) 期限延長したい未使用の繰越欠損金残高に対する税額相当金額を前払い納付する。
  - (3) 申請法人に限り税務時効が10年となることに同意する。

前払い納付した金額は将来の納税にのみ充当され、基本的に還付されない。また納付金額に利息は付かない。会社清算等、特定の事情により還付は可能となるが、期限延長の適用は遡及して取り消され、納税債務と精算の上還付となる。還付金額への利息は日本銀行の定める基準割引率を適用する。不況時のみの対応として、租税特別措置の枠内で導入する。全世界的な不況により、多額の不良債権が発生している中で、それらの損失処理により、現状7年間となっている期限内の繰越欠損金の消化が困難になっている。繰越欠損金の期限切れによる税効果への影響は、企業財務にとって大きな負担であるため、繰越欠損金の期限延長が強く求められる。一方、期限を延長すると歳入減少懸念等もあるため、現状期限延長要望は実現されていないが、延長の見返りに前払い納付をセットとすることにより、国庫にとって足下の歳入を確保しつつ、法人側では不良債権処理の加速を可能とし、景気全体の早期回復が図れる。

- ・ 繰越欠損金の繰越期間は7年であるところ、10年に延長すること。欠損金の繰戻還付制度の凍結措置（資本金1億円以上の企業に対する適用停止措置）を廃止し、繰戻期間（現行1年）を延長すること。
- ・ 大企業（資本金1億円超）に対する欠損金繰戻還付措置（H24年3月まで適用停止）を復活させた上で、繰戻対象期間を5年に延長（現行は1年）するよう要望する。東日本大震災による日本経済への影響が大きいため（米国：リーマンショック後に時限措置として2008年／2009年の欠損金につき5年間の繰戻還付を認めた）。
- ・ 欧米諸国との税負担の不均衡を是正し、国際競争力を確保するため現在停止中の繰戻し還付制度を復活すると共に繰越し期間を少なくとも米国並み（20年）に延長して欲しい。
- ・ 大企業の繰戻還付凍結措置解除とともに、現行繰越控除（7年間）および繰戻還付（1年間）の期間の延長を要望する。我が国の欠損金制度は欧米諸国に比べ繰越控除期間が短く、企業の国際競争力の維持・強化を図る観点からも不利である。また企業にとって課税上の期間損益の通算は、中長期的に将来を見据えた経営を行う上で、非常に重要である。
- ・ 鉱業界の投資は資源開発等回収期間が長期に亘るものが多く、税務上の欠損金の繰越可能期間は、キャッシュフローに影響を与え投資の意思決定を大きく左右する。投資に対する積極性を確保しわが国経済の国際競争力の維持向上のためにも、欠損金の繰越可能期間の延長または無期限化をお願いしたい。
- ・ 本制度は、平成4年度の税制改正で、財政面の理由から還付を停止するとして創設されたものである。中小企業については平成21年度税制改正にて不適用制度が廃止されたが、欧米先進国はいずれも還付制度を維持しており、税制の国際的イコールフットイングの観点から、企業規模に関係なく早期に廃止していただき

たい。

- ・ 欠損金の繰越控除期間の延長。欠損金の繰越控除期間の扱いについては、依然として諸外国に比べ不利な扱いとなっており、米国並みの20年に延長することを要望いたします。

**【諸外国の欠損金繰越控除期間】**

英・仏・独・豪・香港・シンガポール ⇒ 無期限 米国 ⇒ 20年 台湾・韓国 ⇒ 10年

繰越欠損金の期限切れが生じると、通算では利益が出ていない苦境にある企業が課税されることとなります。事業の継続性に配慮し、課税の公平性を確保するためにも繰越期間の延長が必要であると考えます。企業の生産設備投資が増大し、研究開発の長期化も進む中、本税制の見直しにより投資回収の予見可能性が高まり、長期的視野での投資拡大を後押しする効果が期待できます。

- ・ 繰戻還付の復活と繰戻期間の延長。繰戻還付については、平成21年度税制改正において中小企業に限って凍結解除されましたが、全ての企業を対象にするとともに、さらに繰戻期間を2年間へ延長することを要望いたします。
- ・ 平成23年度税制改正大綱の80%制限の取り止め。繰越欠損金は保有しているにもかかわらず、課税所得が発生することになるため、この制限はぜひとも取り止めることを要望いたします。繰戻還付については、本来の税制の取り扱いに戻すべきであります。米国は2年であり、諸外国でも繰戻を認めているケースが多いので、国際的イコールフットイングの観点から繰戻期間延長を要望いたします。税務上、ロスの状態であるにもかかわらず納税が発生するという矛盾を引き起こすばかりか、事務負担を増大させる結果をも引き越すこととなります。
- ・ 法人税における欠損金の繰越控除・繰戻還付制度は、事業年度ごとの課税負担を平準化し、経営の中長期的な安定性を確保するうえで重要な制度である。特に、景気後退期における不良債権の規模は大きく、その処理に伴い発生する欠損金の控除について十分な措置を設ける必要がある。しかしながら、繰越控除制度の繰越期間は、欧米主要国との比較において明らかに見劣りする。また、繰戻還付制度については、平成21年度改正において凍結が一部解除されたものの、対象が中小企業等に限定されているほか、繰戻期間が1年とされていることから、十分な措置が講じられているとは言い難い。  
したがって、欠損金について繰越控除を一部制限する等の措置を講じることなく、繰越期間を少なくとも10年に延長し、繰戻還付制度の凍結措置を解除し繰戻期間を少なくとも2年に延長すること、なお、この場合、既存の繰越欠損金についても繰越期間延長の対象とするとともに、合併法人の欠損金を被合併法人にも繰り戻して還付できるようにすること、また、償却・引当の範囲拡大は本措置とあわせて措置すること、を要望する。
- ・ 欠損金の繰戻し還付制度については、主に財政上の理由により、平成4年度改正以降、臨時的措置として適用が停止されている。本制度は、欠損金の繰越控除制度と同様に本法上の措置であり、繰戻し還付の適用を一般的な制度として速やかに復活させるべきである。
- ・ 昨年の金融危機を発端として経済不況下にあり、企業の設備投資の抑制が見込まれている。一日も早い景気回復のためにも、企業が投資を継続できる環境を整備することが必要である。欠損金の繰越期間の延長は投資拡大効果をもたらす強力かつ即効性のある景気刺激策と考えられる。また、我が国の欠損金の繰越期間は7年と諸外国と比較しても非常に短いものとなっている。

(12) リース資産の償却等

①リース税制とリース会計基準の統一化

**【理由】**

- ・ 所有権移転外ファイナンスリースについて、基本的処理は税財で合致しているものの、具体的な手続き（償却期間、償却方法等）が異なることから、税・財不一致となり複雑な申告調整が必要。この現状を踏まえ、申告稼働軽減の観点から、税務と財務の具体的な手続きを統一化させることが必要と考える。

②リース資産に係る付随費用の損金算入

**【理由】**

- ・ 所有権移転外ファイナンスリースについて、売買取引として契約金額の多寡に係わらずリース資産に計上しているが、リース資産に対して支出した資本的支出のうち20万円未満の金額は、実務負担削減等の観点から、他の減価償却資産と同様に、損金経理を許容する必要があると考える。
- ・ 事務用機器等のリース資産の付随費用（運搬費用、据付費、設定費）については、概ね小額であると想定されるため、実務負担削減等の観点から、一時の損金として処理することを許容する必要があると考える。

### (13) 租税法規定と会計基準の乖離調整

#### ①乖離調整／国際会計基準への対応

##### 【理 由】

- ・ 我が国の法人税制は、企業会計と密接に関係しているため、国際会計基準の見直しが課税ベースの拡大など、法人税における課税所得計算に影響を及ぼさないよう税制上の対応を図るべきである。既存の減損・資産除去債務等の基準についても、公正妥当な会計処理と税務の整合を図るべきである。
- ・ 法人は「確定した決算に基づき」申告書を提出しなければならないことから、法人税と会社法との不可分の関係が生ずる。一方、会計基準の国際的なコンバージェンスが進む中で、税務会計と企業会計の相違が拡大していく状況にある。  
 上記を踏まえ、コンバージェンスにより安易な課税ベースの拡大とならぬよう、また申告調整の増加による事務負担への影響も含め、企業競争力強化の視点から、税制上の対応を図る必要があると考える。
- ・ 昨今、金融商品会計、退職給付会計、減損会計や引当金処理など、企業の実情を適正に評価しその結果を財務会計上に反映させる動きが強まっている。  
 一方、税務会計の世界では財務会計により要請されているそれらの会計処理について、原則損金不算入としているケースが多く、企業の税務実務担当レベルでは財務関係と税務関係の際の把握に腐心し、事務負担が増大している。企業にとっては決算早期化、開示の早期化のネックとなっているのが現状である。また、税務当局側にとっても税務会計と財務会計の差異拡大が実態の把握を困難なものとしていると思われる。  
 このような状況において、棚卸資産の低価法による評価については税務会計側が財務会計側の動きと平仄を合わせる取扱いをご考慮いただいたことは実務担当者として誠に有りがたく、他の項目についても財務会計にて合理的で適正に会計処理されたものについては税務会計側でも損金処理を認めることを引き続きご検討いただきたい。
- ・ 財務会計の考え方を税法も迅速かつ積極的に組み入れ、その第一歩として、現状ますますの乖離が予想される有形固定資産関係の税務につき減損額の一定額損金算入化、償却限度額の見直し、減価償却方法等の変更を柔軟に行えるよう手続規制を緩和する。IFRS適用が差し迫る中、こと固定資産に関してはその波がいち早く押し寄せている。減損会計、資産除去債務、減価償却方法の定期的見直し等、資産の在り方がこれまで以上に将来キャッシュフローと紐付けられており、今後一層の税財不一致が拡大し、ダブルスタンダード化による実務の煩雑化が予想される。確定決算主義を標榜する限り、企業実態に照らして処理された費用の損金算入枠を拡大し、償却方法等の変更にも柔軟に対応できるべく制度を見直すべきである。
- ・ 国際会計基準の適用により、会計と税務の一層の乖離が懸念される。税制簡素化の観点より、早期より適切な税制措置の検討を望む。
- ・ 国際的会計基準統一化に伴って、企業会計と法人税法の乖離がさらに拡大し、課税所得計算に不要な影響を及ぼすことのないよう、また、実務負担が過重とならないよう、会計基準の改定に伴って柔軟な税制対応を行うべきである。
- ・ 昨今、企業会計制度の変更（国際会計基準への収斂）が進み、税務会計との乖離がますます拡大しており、二重基準に伴う申告調整項目の増加によって判断と手続きの両面で煩雑化を招いていることから、税務上の取扱いを企業会計上のそれに極力一致させ、簡素化を図ること。
- ・ 近年、会計基準の国際的な収斂に向けて企業会計基準の改正が加速化している中で、確定債務主義をとる税法との乖離がますます拡大する傾向にあり、計数処理を複雑化し、企業の事務負担を増加させている。特に賞与引当金及び退職給付引当金等については、労働の対価等を基準として発生主義に基づいて費用計上されるべき性質のものであり、企業会計基準に準じて損金算入できるよう、見直していただきたい。

- ・ 国際会計基準の適用においては、会計上の利益が現状に対して大きく変化することが考えられるが、税制上の整備を遅滞なく十全に行うことで税務と会計の乖離及び実務上の煩雑さを最小限にとどめていただきたい。
- ・ 連結先行の考えに基づいて国際会計基準とのコンバージェンスが進められていますが、国際的要請は連結のみが対象になっております。わが国の会計においては、連単分離を図り、単体について日本基準を堅持することにより、会計基準変更による税への影響を回避すべきであります。

一方で、コンバージェンスにより会計基準と法人税法の乖離はますます拡大すると予想されており、会計基準の変更が課税ベースの拡大に繋がる可能性が危惧されております。研究開発促進や設備投資促進の目的を損なわないために、会計基準変更による税への影響を回避できるように、以下のような税制上の措置を要望いたします。

- ①減価償却費の損金経理要件の廃止
- ②試験研究費の発生時の損金算入
- ③減損損失の損金算入
- ④資産除去債務計上に伴う減価償却費の損金算入
- ・ 国際会計基準とのコンバージェンスが推進される中で、会計基準の変更が新たな課税負担に繋がらないようにする必要があります。これによって、研究開発促進・設備投資促進を目的とした税制措置の効果を確実なものとし、企業の国際競争力の維持・向上への効果が期待されます。

## ②研究開発関連費用の損金算入

### 【理 由】

- ・ 企業会計と税務会計が大きく乖離しているため、企業会計に準じて即時償却を要望する。
- ・ 企業会計上、特定の研究開発目的の機械装置等については発生時の費用処理とされている。税務上も通達等において、企業会計と同様の取扱いを明記すべきである。

特定の研究開発目的の機械装置等とは、『特定の研究開発目的にのみ使用され、他の目的に使用できない機械装置や特許権等を取得した場合の原価は、取得時の研究開発費として処理する。ここでいう「特定の研究開発目的にのみ使用され、他の目的に使用できない」とは、特定の研究開発プロジェクトの目的のみに使用され、他の研究開発プロジェクトには使用することが機能的・物理的にできないことをいう。』これらは企業会計上、発生時において費用処理されるが、税務上この点が明確でなく、実務においては固定資産としての機能・属性を備えている以上、固定資産であると取り扱っている。これには会計理論上積極的な理由を欠いており、実務も煩雑なため、通達等において企業会計と同様の取扱いである旨を明記することを強く要望する。

## (14) 特別法人税の廃止

### 【理 由】

- ・ 企業年金等の積立金に係る特別法人税については、企業年金等の運用成績に関わらず、積立金残高に対して外形的に課税されるため、特に運用が悪化する局面において、企業財務に大きな影響を与えることから、廃止が必要と考える。
- ・ 公的年金制度を補完する企業年金制度（確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度）および確定拠出年金制度等の積立金に係る特別法人税を撤廃することを要望します。また、財形給付金契約および財形基金契約の積立金に係る特別法人税を撤廃することを要望します。

確定給付企業年金、厚生年金基金を中心とする企業年金ならびに確定拠出年金は、公的年金を補完する制度として、勤労者の老後生活を保障する上で重要な役割を担っていますが、我が国の急速な少子高齢化の進展に伴い、その重要性は従来以上に高まるものと考えられます。

これらの年金制度においては、現在、約1.2%の税率（地方税を含む）で特別法人税が課されることになっていますが、昨今の厳しい運用環境下での1.2%の負担は極めて大きく、企業年金制度の持続性や受給権の保全にも支障をきたすこととなります。さらに、退職給付会計の導入により企業年金の積立不足額が負債計上されることになっているため、財務諸効率の悪化を通じ企業格付にまで影響を及ぼすことになりかねません。

また、確定拠出年金の場合、企業型年金のみならず、個人型年金の積立金に対しても特別法人税が徴収されるようになっており、当制度の普及・発展の大きな障壁となることが懸念されます。

そもそも諸外国の企業年金制度においては、積立金に課税するといった例はなく、国際的整合性の観点からも大きな問題であると言えます。

試算によれば、仮に特別法人税が復活となった場合、25年間の積み立てで年金給付水準が約20%削減されてしまうことになります。

よって、より豊かで安定した老後生活を確保するため、また、公的年金を補完する企業年金制度の健全な発展のために、適用凍結ではなく特別法人税の撤廃を要望します。

あわせて、事業主が勤労者の財産形成のために資金を拠出する制度である財形給付金契約や財形基金契約の積立金に対しても特別法人税が課されていることから、財形給付金契約および財形基金契約の積立金に係る特別法人税についても撤廃を要望します。

- ・ 従業員が所得認識するのは退職時であるため、それ以前のタイミングで課税計算をすべきではない。
- ・ 社会の多様化、社会構造の変化に対応した新たな枠組みとして平成13年10月に導入された確定拠出年金制度が、自助努力による退職後の所得確保のための新たな選択肢として十分機能するためには、制度の健全な発展・普及の促進が必要である。そのためには、税制面でのバックアップが必要不可欠である。平成25年度までは経過措置により退職年金等積立金に対する特別法人税は、課税停止となっているが、恒久的制度としての課税撤廃が必要である。
- ・ 退職年金等積立金に課せられる特別法人税を廃止すること（租税特別措置法68条の4）。本制度は平成24年3月31日まで適用しないこととされているが、退職年金は、企業にとって退職一時金に比すと資金負担の分散化を図ることができる一方、従業員にとっても、当該年金資産は信託銀行等当該企業外に積立てられることから、
  - ・ 老後資金の安全性の確保
  - ・ 転職が一般化している現在、転職先会社に自己の積立金の移転が可能というメリットがある。
- ・ 以上のような状況に鑑みると、企業が退職年金制度にスムーズに移行できるような環境を整えることが肝要であり、移行を阻害する要因の1つである退職年金等積立金に課せられる特別法人税の廃止を要望する。
- ・ 運用口座にある年金資金全体を課税標準とする資産課税であり、運用損益に係らず課税されるため、年金資産が多いほど納税額が増えることになる。健全な企業年金制度維持のために退職年金等積立金に対する法人税の特例の廃止を要望する。
- ・ 少子高齢化が急速に進展するなかで、公的年金の給付水準は低下する傾向にある。公的年金制度を補完し、老後の所得保障の充実を図るため、自助努力に基づく企業年金制度の役割の重要性が益々高まっている。年金税制の基本原則は、拠出時並びに運用時非課税・給付時課税である。年金資産に対して課税する特別法人税は平成11年度から適用が停止されているが、企業年金制度に対する税制面での適正な措置をとるために、速やかに年金資産に対する特別法人税を速やかに撤廃するべきである。
- ・ 企業年金積立金（年金資産）に係る特別法人税は、制度間の中立性・公平性を欠く等の理由から撤廃すること。
- ・ 企業年金に関する特別法人税は、企業年金積立金に課税する制度で、掛金の拠出時・運用時非課税、受給時課税の原則に反するものとなっている。公的年金制度が、少子・高齢化や、昨今の運用利回りの低下により、給付の削減が避けられない状況となっているため、企業年金による自助努力の必要性はますます高まっている。
- ・ 確定拠出年金制度の資産は個人の運用資産であり、仮に特別法人税の課税凍結措置が解除されれば、長期に運用する若年層ほど税負担が重くなる可能性があり、世代間格差の要因となると考えられるため、特別法人税は撤廃すべきである。
- ・ 勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定を実現し、直接金融市場の重要な担い手としての年金基金等の発展を促すため、平成26年3月末まで課税凍結される積立金の特別法人税を撤廃すべきです。なお、主要先進国で積立金に課税する例はありません。
- ・ 社会の多様化、社会構造の変化に対応した新たな枠組みとして平成13年10月に導入された確定拠出年金制

度が、自助努力による退職後の所得確保のための新たな選択肢として十分機能するためには、制度の健全な発展・普及の促進が必要である。そのためには、税制面でのバックアップが必要不可欠である。平成25年度までは経過措置により退職年金等積立金に対する特別法人税は、課税停止となっているが、恒久的制度としての課税撤廃が必要である。

- ・ 企業年金基金は、運用利率の低迷による積立不足が問題となっています。この状況で積立残高に対する課税を行うと、更なる年金財政の悪化を招く恐れがあります。

本格的な高齢化社会の到来を控えて、私的年金による自助努力の必要性はますます高まってきているところでもあり、企業年金積立金に対する特別法人税を廃止することで、企業年金資産の健全性を維持し、従業員及び年金受給者の企業年金に対する信頼感を高めることができます。

- ・ わが国において少子高齢化が進行するなか、自助努力による老後の生活保障を図る観点から、公的年金を補完するものとして、確定拠出年金の果たす役割は大きく、本年度末に廃止が予定されている適格退職年金制度の受け皿の1つとしても重要性は高い。また、確定拠出年金の一層の普及は、より多くの個人に対して投資性商品を選択する機会を提供し、「貯蓄から投資へ」の流れを後押しすることにもつながる。

こうした確定拠出年金制度の重要性に鑑みれば、わが国においても、欧米における同種の年金と同様に、拠出時・運用時非課税、給付時課税を基本として、税制上の十分な優遇措置を講じる必要がある。

平成16年度税制改正では、確定拠出年金の拠出限度額が引き上げられた一方、公的年金等控除の縮小および老年者控除の廃止等、拠出時非課税と給付時課税の措置がなされた。また、拠出限度額は平成21年度税制改正でも一部引き上げられている。しかし、老後に必要とされる生活資金の水準や公的年金の給付縮減可能性等を勘案すれば、引き続き、税制面の整備を推進し、確定拠出年金を私的年金制度の中核として発展させる必要がある。

したがって、運用時非課税を実現し、国際的に見劣りのない制度とする観点から、退職年金等積立金に対する特別法人税を撤廃することを要望する。

また、個人型確定拠出年金の加入対象者を確定給付型の企業年金のみを実施し企業型確定拠出年金は実施していない企業の従業員まで拡大すること等、確定拠出年金の対象者を拡充することをあわせて要望する。

## (15) その他

### ①外国の事業体に係る課税の明確化

#### 【理 由】

- ・ 外国の事業体について構成員課税か団体課税のいずれかが適用されるか明確化すること。
- ・ 外国の事業体の日本における税務上の取扱いを明らかにすること。外国の事業体の日本における税務上の取扱いが明らかでないことから、課税上の取扱いについて予見可能性が低く、外国の事業体を利用した投資取引等の障壁となっている。
- ・ パススルー税制の取扱いの明確化。多様な事業体につき、例えば日本版LLCにつき、法人格の有無だけで律することのないよう、また、諸外国の事業体についても課税客体となりうるのか、本邦納税義務者になりうるのか明確化されたい。

### ②組合に係る課税の明確化

#### 【理 由】

- ・ 組合についての課税所得計算の明確化（例えば、組合への現物出資時・組合持分を途中で譲り受けた者がいる場合・組合の解散による現物分配時の取扱い・出資割合と損益分配割合が異なる場合の取扱い）を要望する。課税関係が不明確であることが組合制度を利用する障害の一つになっていると考えられることから。
- ・ 匿名組合契約に基づく利益の分配に係る計算方法を法令上整備すること。①匿名組合の損益は、任意組合等の組合事業から分配を受ける利益等の額の計算について定められた法人税基本通達14-1-2（3）のいわゆる純額方式により計算すること及び②匿名組合事業における寄附金又は交際費の計算方法は任意組合等の場合と異なることが、法人税基本通達14-1-3の逐条解説に明記されている。このような課税方法に関する規定は、法令において定められるべきである。

- ・ 出資割合と損益分配割合が異なる場合の帰属損益額の計算方法の詳細を明らかにすると共に、この場合の構成員における課税関係を法令上明記すること。平成17年の有限責任事業組合法の成立により、出資割合と損益分配割合が異なる任意組合等の組成が可能となった。しかし、この場合の組合員の帰属損益額の計算については、法人税基本通達14-1-2（注）2において出資の価額を基礎とした割合を用いて計算する方法が例示的に示されているにとどまっている。したがって、法人税法施行令等でその計算方法の詳細について定められることが望ましい。

また、損益分配割合が出資割合と異なる場合、たとえば受取配当等益金不算入制度など出資比率により課税関係が判断される規定の適用にあたり、構成員の課税関係について実務上判断に迷うことがあるため、この点についても法令で明らかにされることを望む。

### ③日本版LLC税制の導入

#### 【理由】

- ・ 合同会社に対して、出資者段階での課税を可能とするパススルー課税を導入すること。我が国における合同会社においても、米国のLLCと同様に、共同事業展開に有効活用できるよう、出資者段階での課税を可能とするパススルー課税の適用を検討すべきである。
- ・ 日本版LLP（Limited Liability Partnership）制度創設に引き続き、複数の企業が共同し、リスクの高い新規事業に進出できる手段として、米国で導入されている事業形態、LLC（Limited Liability Company）と同種のパススルー課税制度の創設を要望いたします。LLC税制の導入により、より柔軟な事業運営を可能として、企業の新規事業進出への条件を整備し、経済の活性化を図ることができます。

### ④外国子会社の資本等取引

外国子会社が自己株式の取得、資本剰余金からの配当を行った場合の計算については、現地会計制度若しくは現地税制の計算に準拠した「資本金等の額」「利益積立金」の計算を認める。

#### 【理由】

- ・ 外国子会社に日本の税法を適用して、過去にまで遡って「資本金等の額」「利益積立金」の計算をすることは困難であるため。

### ⑤IT業界における工事進行基準の特例措置

#### 【理由】

- ・ H21. 4よりIT業界へ工事進行基準が適用されたが、IT業界は建設業界とは異なり開発着手前の手付金の慣習がなく、資金回収が検収後となることが多いため、本基準適用により生じた所得については検収後まで繰延べる措置が必要と考える。

### ⑥法人住民税の均等割額の損金算入

#### 【理由】

- ・ 法人住民税（道府県民税及び市町村民税）の均等割は各事業年度末における資本金等の額及び従業者数により定められている。これは企業にとって一種の必要経費と考えられるため、法人税の計算上は損金に算入されるべきものである。

### ⑦ストック・オプション付与に係る費用の付け替え

親会社が自社株式オプションを子会社の役員・従業員に付与する場合又は子会社が自社の役員・従業員に親会社株式オプションを付与する場合における、親子会社間の費用の付け替えの税務上の取扱いを明確にしたい。

また、親会社では従業員であるが子会社で役員である場合における取扱い及び源泉税の取扱いも併せて明確にしたい。

### ⑧借地権設定における権利金の認定課税について、近年の市場金利および土地への投資における利回りの実態に

鑑み、相当の地代を更地価額の年6%から実勢に合わせて引き下げること

**【理 由】**

- ・ 借地権設定における権利金の認定課税における「相当の地代」については、現在「おおむね6%」であれば適正とする旨通達で明らかにされている。極めて低い金利水準が続いている状況下においては、6%という水準は経済的な実態から見て非常に高いと言わざるを得ない。これを実勢に合わせて引き下げることがを要望する。

⑨鉄道支線各社に対する支援行為に係る優遇措置

地方自治体を通じて鉄道支線運営会社へ支援を行った場合、個人においては寄付金控除（所得税）の対象とし、法人の場合は自治体への寄付金と同様に扱い、鉄道支線運営会社においてはこれを設備の取得に充てた場合は、圧縮記帳の対象として認めていただきたい。

**【理 由】**

- ・ このたび、支線を上下分離し、利用者、自治体、鉄道事業者の3者が一体となって支えていくスキームが構築された。このスキームは支線運営会社において、さらなる経営努力により運営コストを削減することを前提に、上記の3者が応分の負担をしていくものである。

従来、鉄道支線の存廃が議論されてきた過程で地元住民等からは存続に向け強い意志が表明されてきた一方で、これが直接輸送需要の拡大にはつながってこなかった現実がある。このスキームにしても、今後は輸送需要の予測が下振れした場合、各社の負担は増大し、結局は廃止に追い込まれる懸念がある。

これらの事業を踏まえ、今後、当該鉄道支線を地域に必要なインフラ・沿線地域の付加価値向上に不可欠な基幹設備として支えていく枠組みに、地域の住民、企業等の参加を促すことが重要となる。

⑩法人事業概況説明書の不要項目の削減

法人税法74条で規定する確定申告書に添付する、財務省令で定める書類（法人事業概況説明書）については、その作成の費用と効果を勘案して不要と思われる項目は削減すること。

**【理 由】**

- ・ 企業の事務負担の軽減。

## 2. 連結納税制度

### (1) 連結納税制度全般の整備

#### 【理由】

- ・ 連結納税制度は22年度改正で改善がなされたが、1) 子会社が持ち込んだ繰越欠損金をグループ内で通算できるようにする、2) 海外子会社も対象に含める、3) 開始・加入時における子会社資産の時価評価を全廃する等、制度の更なる改善を図るとともに、申告書の添付資料を削減する等事務負担の大幅な軽減を図ることにより、連結納税制度導入のハードルを引き下げることがを要望したい。
- ・ 連結納税制度は、連結決算をベースとした企業経営が進んでいるにもかかわらず、資産の時価評価規定や、膨大な対象会社数による大きな事務コスト負担により、多くの企業がその導入を躊躇しており、十分には活用されていないのが実状である。製紙業界においても、90年代以降、大手企業の合併等、企業再編が繰り返されているが、当該制度への移行を見送らざるを得ない企業が多数存在している。資産の時価評価規定について見直すとともに、小規模子会社も含めた連結納税制度への強制加入については、売上高、或いは課税所得等一定の規模以下の事業者は対象外とするなど、連結納税グループ対象範囲の要件を緩和すべきである。また法人事業税、法人住民税は連結納税の適用外となっているので、これら地方税も連結納税を可能とするよう要望する。
- ・ 昨今の企業グループ経営の実態に即し、以下の点について連結納税制度を見直していただきたい。
  1. 地方税（法人住民税・事業税）への連結納税制度の導入
  2. 資本金1億円以下の子会社の交際費損金算入
  3. 連結納税制度における連結対象子会社の範囲の緩和
  4. 取用控除限度額の個別会社毎の合算化
  5. 寄付金限度額の資本金部分について個別会社毎の合算化
  6. 連結納税加入時の時価評価対象資産及び譲渡損益の調整対象資産の基準金額（10百万円）の引上げまた、グループ法人税制については、中小特例の適用に関する親会社の資本金等の規模基準の撤廃をしていただきたい。
- ・ 1) 子会社が持ち込んだ繰越欠損金をグループ内で通算できるようにする。  
2) 海外子会社も対象に含める。  
3) 開始・加入時における子会社資産の時価評価を廃止する。  
等制度の更なる改善を図るとともに、申告書の添付資料を削減する等事務負担の大幅な軽減を図ることにより、連結納税制度導入のハードルを引き下げることがを要望したい。

### (2) 適用対象子会社の範囲

#### ①持株比率要件の緩和

#### 【理由】

- ・ 連結納税の対象を100%持分企業に限定していることは、効率的なグループ企業経営にあたって、積極的な連結納税の導入を阻害する要因となり得るため、連結納税適用対象会社を拡大すること（持分100%⇒80%）。

#### ②選択制度の導入

#### 【理由】

- ・ 連結グループを経済的に一体のものとする連結納税制度の趣旨からすれば、100%保有でない子会社までも実質的に支配をしていれば対象に含めるべきである。また、規模の小さい子会社まで強制的に加入させることは、税額計算上影響が軽微にもかかわらず、事務作業負担が増加し、非効率となるため、企業による選択を認めるべきである。
- ・ 現行の連結納税制度では完全支配関係を有する全ての内国法人が連結納税グループに含まれるが、将来完

全支配関係が解消されることが見込まれるなど一定の要件を満たす場合は、連結対象とするか否かを選択可能にすること。

### (3) 子会社欠損金の持込制限の緩和

#### 【理 由】

- ・ 平成22年度税制改正において、子会社欠損金の持込制限の条件が緩和されたが、時価評価対象外法人のみならず時価評価対象法人も、連結納税適用時及び子会社加入時において、子会社の繰越欠損金は持込できるものとし、かつ、連結納税後の当該子会社の所得と相殺できるようにすべきである。
- ・ 連結開始前事業年度に発生した子会社の欠損金について、当該子会社の個別所得金額に対して充当するよう制限されているため、連結所得に充当するようにしていただきたい。  
連結納税開始後、子会社の連結開始前欠損金の控除は子会社の個別所得金額が限度となっているため、連結納税選択の足かせとなっているので、子会社の連結前欠損金については充実に制限を設けないなどいっそうの緩和を希望する。  
また、合併や子会社の清算の場合に繰越欠損金が引き継げることから、これらとの整合性からも、連結納税制度においても、子会社の欠損金が引き継げるよう改正願いたい。
- ・ 欠損金の持ち込み制限や資産の時価評価が、100%子会社化を阻害していることから、これら制度の撤廃を要望する。
- ・ 繰越欠損金の持込制限は、積極的な企業買収による企業競争力の増強を阻害する要因となり得るため。
- ・ 連結納税開始時の子法人及び連結グループに加入する子法人の保有資産の時価評価及び繰越欠損金の切捨規定の更なる緩和。  
当該規定が連結納税制度の導入及び企業の100%子会社化のネックになっている。また、時価評価の対象に自己創設のれんが含まれるかどうかについての明確な規定がなく、実務上どのように処理すべきかが不明である。欠損金持込制限はH22年度改正で一部緩和されたものの、まだ限定的。更なる緩和を要望する。
- ・ 連結納税利用促進、および事務手続きの簡素化
- ・ 租税回避目的の規制であれば、その目的にあった措置をすべきである。

### (4) 連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価

#### ①時価評価の廃止・緩和

#### 【理 由】

- ・ 連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価について撤廃されたい。その実現が困難な場合、例えば過去5年間の出資比率が50%超であることとするなど除外要件を緩和されたい。
- ・ 連結納税開始前に子会社が資産を時価評価し、譲渡損益を認識して加入する制度になっているため、連結納税選択の足かせとなっているので、子会社の資産の簿価で引き継ぐよう改正願いたい。合併などの組織再編や100%グループ法人税制での資産取引においても簿価移転となっていることから、これらとの整合性からも、連結納税制度においても、子会社の資産の時価評価を改正願いたい。
- ・ 担税力の無い会社への課税排除及び100%子会社を買収する際の税負担の軽減。
- ・ 効率的なグループ経営と円滑な企業再編（完全子会社化）の障害事項であり廃止を要望する。  
（廃止が実現されない場合であっても、5年超50%以上の資本関係のある子会社を時価評価対象外とするなど緩和すべきである。）
- ・ 時価課税による租税負担や時価評価に係る実務対応コストは、積極的なグループ再編による企業競争力の増強を阻害する要因となり得るため。
- ・ 租税回避目的の規制であれば、その目的にあった措置をすべきである。

②資産時価課税対象資産から「自己創設の営業権（のれん）」を除外

【理 由】

- ・ 法人税法における営業権（のれん）の評価手法が不明確であり、実務上の混乱が生じている。また、税務調査による追徴課税リスクが高い

(5) 連結納税制度に係る計算規定の整備

①収容換地等の場合の特別控除

【理 由】

- ・ 収容換地等の場合の連結所得の特別控除の限度額を、各連結法人ごとに損金算入限度額を計算した後に連結グループ全体で再度損金算入限度額（5,000万円）と比較するのではなく、連結法人各社で5,000万円ずつとすることとしていただきたい。公共事業における土地の買収を容易にすると同時に、公的強制措置により生じた利益に対する課税の軽減を図るという趣旨から考えると、収容換地等の場合に各社に特別控除限度額が与えられるべきだと考える。

②交際費の損金算入

資本金1億円以下の連結子法人について、単独納税時に認められていた限度額までの交際費損金算入を容認すること。

③税額控除の適用単位の統一

税額控除制度の適用単位が制度によって区々であるため、原則としてグループを単位とすることを要望する。  
<注>100%グループ税制における扱いとの整合性を如何に考えるかは要検討。

(6) 申告・納付期限の延長

【理 由】

- ・ 仮決算に基づく中間申告を採用した場合、2ヶ月以内に申告業務を完了することが困難なため、確定申告と同様に2ヶ月の申告期限の延長及び納付期限の延長を要望する。
- ・ 連結期間中に新設した連結子法人について、申告期限の延長の適用に関する特例を設けていただきたい。連結期間中に新設された連結子法人が連結グループから離脱する場合において、その離脱の日を含むみなし事業年度における法人税の申告について申告期限の延長の規定の適用を受けるためには、その申請書を新たに提出する必要がある。しかし、連結子法人が連結グループから離脱する場合における申告期限の延長申請書の提出期限に関しては何ら定めがないことから、実務上、離脱日を含むみなし事業年度においては申告期限の延長の適用はできないと考えられている。したがって、青色申告の承認期限の特例（法人税法122条1項5号）と同様、離脱の場合の特例を設ける必要があると考える。
- ・ 連結納税制度導入企業にあっては、その手続きの複雑さに鑑み、また、近年税務調査の終了日が繰り下がっていることも勘案し、法人税の法定納付期限を現在の事業年度終了後2ヶ月から3ヶ月に延長すること。
- ・ 連結納税制度における確定申告では、企業の事務負担を考慮して2ヶ月の申告期限延長が行われています。中間申告においても、確定申告と同様に申告期限を1ヶ月以上延長していただくよう要望いたします。連結納税制度を適用した場合の事務負担の増加を考慮して、企業の負担を軽減することができます。

(7) 連結納税グループからの離脱

①離脱子法人株式の帳簿価額については修正の対象から除外すること

【理 由】

- ・ 連結子法人株式を売却すること等により、子法人が連結納税グループより離脱する場合には、子法人株式の帳簿価額を修正することとなるが、当該子法人が連結納税グループ加入前の剰余金を有し、そこから配当

した場合には、子法人株式売却により二重課税が生じないように、帳簿価額の修正方法を改正すること。二重課税の排除のため。

- ・ 子法人が連結納税グループ加入前に有していた剰余金を連結納税グループ加入後に親会社に配当する場合、株式売却等により当該子法人が連結納税グループから離脱する際には親会社の投資簿価修正の対象となるが、二重課税排除の観点から、これを修正の対象から除外すること。

## ②離脱の場合の申告期限の延長

### 【理由】

- ・ 連結期間中に新設した連結子法人について、申告期限の延長の適用に関する特例を設けていただきたい。連結期間中に新設された連結子法人が連結グループから離脱する場合において、その離脱の日を含むみなし事業年度における法人税の申告について申告期限の延長の規定の適用を受けるためには、その申請書を新たに提出する必要がある。しかし、連結子法人が連結グループから離脱する場合における申告期限の延長申請書の提出期限に関しては何ら定めがないことから、実務上、離脱日を含むみなし事業年度においては申告期限の延長の適用はできないと考えられている。したがって、青色申告の承認期限の特例（法人税法122条1項5号）と同様、離脱の場合の特例を設ける必要があると考える。

## 3. グループ法人税制

### (1) 特定支配関係の判定

#### ①組合に係る特定支配関係の判定基準の緩和

##### 【理由】

- ・ 内国法人が一の組合契約における組合員による特定支配関係を有することとなった後に、その組合契約に1名でも新たな組合員が参加した場合には、その時点で新たに特定支配関係を有することになってしまう。

#### ②特定支配関係の判定基準の適正化

法令113条の2第1項の「他の者」の範囲を株主である者に限定するよう要望する。

##### 【理由】

- ・ 他の者を株主である者に限定しない場合、例えば支配株主が結婚して配偶者を得た場合や、子を持つこととなった場合に、新たに当該配偶者・子による特定支配関係が発生することとなり不合理であることから、特定支配関係の成立について定める同項の規定上、「他の者」を株主である者に限ることを要望する。

#### ③強制適用の見直し

##### 【理由】

- ・ グループ法人税制については、グループ企業間の資本取引等の税制メリットを必ずしも享受できず、中小企業特例のメリットを失う企業グループも存在する。さらに、これら企業グループについては必ずしも財務基盤が強くない状況において、当該税制により追加的な事務負担、システム更改等の費用負担が発生することから、強制適用の扱いについて見直しが必要と考える。

### (2) その他

#### ①資本関係資料提出義務の緩和

##### 【理由】

- ・ 100%グループの資本関係資料を申告時に提出することと規定されているが、親会社として申告時に提出するとともに、グループ会社にも通知して確定申告書とともに提出させることとなっている。親会社にとっては、事務負担になり、申告時の提出ではなく保存に変更願いたい。

グループ法人税制の対象は国内法人に限定されており、少なくとも国内子会社だけを対象にすべきであり、

海外子会社については提出並びにグループ会社への通知の対象から除外されたい。

②100%子会社を清算した場合における繰越欠損金の引継ぎ又は株式清算損損金算入の選択制度の導入

【理 由】

- ・ グループ法人税制の導入により、清算子会社の欠損金を引き継ぐことが可能になった一方で、株式清算損の損金算入が認められなくなった。欠損金を引き継ぐのか、株式清算損を計上するのかについては、親会社を選択できる制度の導入をお願いしたい。

## 4. 組織再編税制

### (1) 組織再編成に係る適格要件の緩和

①全部取得条項付種類株式によるスクウィーズ・アウト（SQO）後の合併

TOB+全部取得条項付種類株式方式で、少数株主に会社法234条もしくは172条の定めにより対象法人が現金を交付するSQOをした後、買収ビークルであるSPCが対象法人に合併される場合に、SQOと合併が一連の取引として取り扱われ、現金交付を伴う合併として非適格合併として取り扱われることがないことを明確にしていきたい。

【理 由】

- ・ SQOと合併は私法上独立した取引であり、SQOにおいて少数株主に金銭を交付したことが、合併において金銭を交付したことにはならないと考えるが、一部でこのリスクを懸念する声があり、実務で混乱があるため。

②三角組織再編の際の親法人株式の範囲拡大

【理 由】

- ・ 組織再編税制が整備された背景には経済活動のグローバル化・技術革新の急速発展・規制緩和の促進等があり、企業組織の再編成を迅速かつ柔軟に行えるようにする要望により同税制が導入された。オペレーション上は株式を交付する親法人が実質的に直接保有している場合であっても、様々な理由等で間接に保有する場合もあることから、直接保有だけを適格組織再編の要件とするのでは企業の柔軟な経済活動が税制により阻害される可能性がある。また、通常の100%グループ内組織再編においては直接のみならず間接保有も認められるため、三角組織再編の場合のみ直接保有が要求されることには整合性がない。支配の継続性は直接のみならず間接分を含めても達成可能と言うべきである。従って、直接100%保有のみならず、間接100%保有の場合も適格要件を充足する親法人株式とするべきである。

③適格組織再編対価要件の「株式」の範囲の緩和

【理 由】

- ・ 会社法の対価の柔軟化により組織再編の対価として、株式のほか、新株予約権等の交付が認められることになった。特に、新株予約権については、経済的に株式として取扱うことができ、かつ、予約権の行使により発行法人の株式を取得する際も原則的に課税関係は生じないため、課税上の弊害は起こらないものと考えられる。従って、「株式」の範囲に新株予約権を加えることにより、会社法が予定している法律行為とも整合することが期待でき、企業経済活動の促進に寄与できるものと考えられる。

④公開買付け後に行われる株式交換等の金銭等交付に係るセーフハーバーの創設

【理 由】

- ・ 株式交換等の際に端株方式により少数株主を排斥する場合で、既に公開買付けを十分に行った後に少数株主を排斥することは、効率的なグループ運営のために経営上や法律上の観点から行われるものであり、もはや金銭を使った資産取得とは言えない。かつ、公開買付けは金融商品取引法に従って行われるものであり、そこに税務目的の恣意性が介入する余地は限りなく低い。従って、大口株主に該当しない持株割合が5%以

下の少数株主に対する金銭交付は対価要件の適用除外とすべきである。

#### ⑤先行設立した受皿会社に対する共同吸収分割の適格要件緩和

##### 【理 由】

- ・ 認可事業の場合、受け皿会社を先行設立し許認可を取得させた後に当該会社に共同吸収分割を行う必要がある。このとき規模要件及び事業関連性要件を満たせず非適格再編となる事例が多いが、認可事業でなければ本来は共同新設分割を実施し適格再編となるべきものであり、適格要件の緩和を要望する。
- ・ 認可事業の場合、受け皿会社を先行設立し許認可を取得させた後に当該会社に共同吸収分割を行う必要があり、この場合規模要件及び事業関連性要件を満たせず非適格再編となる事例が多くなっており、認可事業でなければ本来は共同新設分割を実施し適格再編となるべきものであり、適格要件の緩和を要望します。企業組織再編税制の整備・適用要件の明確化により、柔軟な企業再編による企業の競争力強化に寄与することが期待できます。

#### ⑥会社分割（分割型分割、分社型分割）時に精算する未経過固定資産税の取扱いの明確化

##### 【理 由】

- ・ 適格分割となるためには、現金等の交付がないことが前提となっており、未経過固定資産税について合理的に算定した負担額を現金精算した場合の取扱いが不明確となっている。合理的な負担額について、分割承継法人へ請求できるよう所要の改正を行って欲しい。

#### ⑦自社株等対価TOBに係る課税の繰延

自社株式又は親会社株式をもって買付けの対価とする一定の公開買付けの場合において、当該公開買付け対象会社の株主の帳簿価額による課税を繰り延べるとともに、当該自社株式又は親会社株式を特定口座に受け入れる措置を講じること。

##### 【理 由】

- ・ 自社株等対価TOBは現物出資と構成されると考えられるが、税法上、完全支配関係を有する法人間の再編の場合を除き、移転資産に係る事業の移転が適格要件になるが、TOBの場合、完全支配関係はなく、株式の移転においては事業の移転は生じないため、非適格現物出資になると考えられます。この場合、株主は、TOB対象会社株式について時価で譲渡したものととして課税が行われることとなり、TOB実施会社の自社株等について時価で取得したものとされます。

しかも、TOB対象会社の株主は、保有するTOB実施会社株式につき売却代金を受領しておらず、支払原資がないにもかかわらず課税関係が生じることとなります。この場合、受領したTOB実施会社株式について、納税資金を捻出するために市場で売却する行動が予測され、当該売却に伴う株価下落により、自社株等対価TOB自体が利用されなくなるといった弊害が考えられます。

また、TOB対象会社の個人株主については、新たに交付されるTOB実施会社株式が特定口座に受け入れられないことにより、当該自社株等対価TOBに応じることが敬遠されることが考えられます。

今通常国会において、新興国を含めたグローバル市場における競争激化に対し、我が国産業の国際競争力強化を目的として、産活法が改正され、自社株等対価TOBの拡充策が講じられましたが、この改正趣旨を貫徹するためにも本措置は必要不可欠と考えられます。

#### ⑧適格要件の明確化

##### 【理 由】

- ・ 事業継続、従業員引継、継続支配、株式継続保有の各要件の「見込み」概念が曖昧であるため、要件を明確化しよう要望いたします。

企業組織再編税制の整備・適用要件の明確化により、柔軟な企業再編による企業の競争力強化に寄与することが期待できます。

## (2) 組織再編成に係る計算規定・評価方法等の整備

### ①期中に株式交換・株式移転が行われる場合の完全子法人の簿価純資産価額の計算

#### 【理由】

- ・ 株式交換・株式移転の直前における完全子法人の株主の数が50人以上の場合の完全子法人の簿価純資産価額の計算は、その株式交換・株式移転が期中に行われる場合において大きな事務負担となっており、また計算方法について規定が明確でないため、実務上混乱が生じている。そのため、直前の事業年度末の純資産価額を使用することを認めていただきたい。直前の事業年度末の純資産価額を使用することが認められない場合には、計算方法に関する規定を定めていただき、例えば、適格分社型分割や適格現物出資等の場合の規定（税務署長に届出の上、分割等の前日を事業年度の終了の日とした場合に計算される減価償却費や繰入限度額に達するまでの個別評価の貸倒引当金を損金算入することができる」とされている規定）と同様の規定を、株式交換・株式移転が期中に行われた場合の完全子法人の簿価純資産額の算定にも適用できるよう明らかにしていただきたい。

### ②資産調整勘定と営業権の関係に関する税務上の取扱いの明確化

#### 【理由】

- ・ 資産調整勘定と営業権の関係に関する税務上の規定の解釈が必ずしも明確でない。現在の規定では、たとえば、資産調整勘定を有する法人が連結子会社として連結納税に加入する際に、すでに資産調整勘定として課税を受けた部分が営業権として再度時価評価の対象となってしまおうように思われる。

### ③減価償却費等の損金算入に関する届出書の撤廃

#### 【理由】

- ・ 組織再編における減価償却費・準備金繰入：適格分社型分割による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書につき、提出の撤廃ないし申告書に添付するよう、変更してほしい。

### ④非適格株式交換・株式移転における時価評価資産としての営業権の時価算定方法の明確化

#### 【理由】

- ・ 非適格株式交換・株式移転の際に時価評価課税を受ける営業権の額が、①買収金額と時価純資産額との差額か、②①の金額から買収プレミアムを除いた金額か、③財産評価通達等に基づいて算定した金額か、実務上問題となることがあるため。

### ⑤種類株式を発行していた場合の資本金等の額の明確化

- ・ 二種類の株式を発行していた法人が、一方の種類株式の全てを償還した場合における、償還した株式に係る資本金等の額の取扱いを明確にいただきたい。

### ⑥同日に2つの組織再編成行為等を行った場合の取扱いの明確化

#### 【理由】

- ・ 同日に2つの組織再編成行為等を行った場合の取扱いとして、実務上、たとえば以下のような疑問点が生じているため、この取扱いについて法令上明確にいただきたい。(i)4月1日付で非適格現物出資を受け入れた法人が、同日付で非適格合併を行い被合併法人となった場合、被合併法人の最終事業年度末は3月31日となるが、非適格現物出資の受け入れ処理をどのように行えばよいのか。(ii)4月1日に親会社Pが非適格分社型分割によりA子会社設立し、同日にA子会社株式を分割資産とする非適格分割型分割でB社を設立した場合、B社の設立時事業年度開始時にA社との間に完全支配関係があったと考え、B社の設立事業年度よりB社及びA社は連結納税制度を適用することができるか。(iii)連結親法人が連結子法人へ譲渡損益調整資産を譲渡した日と、その連結子法人株式を第三者に譲渡した日が同日である場合の、譲渡損益の繰延べ等の規定（法法61の13）の適用関係はどのように考えるべきか。

(例示)

当社は3月決算法人で、子法人1社と連結納税を適用している。当社はその連結子法人に対し、9月1日付でまず譲渡損益調整資産を譲渡し、同日にその連結子法人株式を第三者に譲渡した。

- (i) 法法14①十四により、連結親法人において、①連結離脱日の前日(8月31日)までの期間及び②3月末までの期間についてみなし事業年度が生じる。
- (ii) 法法61の13①により、完全支配関係のある他の内国法人に譲渡損益調整資産の譲渡をした場合には、譲渡をした日の属する事業年度において譲渡損益は繰り延べられる。
- (iii) 法法61の13③により、譲渡をした内国法人と譲受法人との間に完全支配関係を有しないこととなったときは、その前日の属する事業年度において譲渡損益を戻し入れる。
- (iv) したがって、条文上は、(i)②の事業年度においては譲渡損益が繰り延べられ、(i)①の事業年度において未だ繰り延べていない譲渡損益を戻し入れることとなる。

#### ⑦時価算定方法の明確化

##### 【理由】

- ・ 「税制非適格再編」における「時価評価」には曖昧な点があるため、明確化していただくよう要望いたします。企業組織再編税制の整備・適用要件の明確化により、柔軟な企業再編による企業の競争力強化に寄与することが期待できます。

#### (3) 国際的組織再編税制の整備

##### 【理由】

- ・ 企業活動のグローバル化に伴い、最適な投資形態の検討は必須である。クロスボーダー再編については、まずは現地会社法と本邦会社法の親和性の検討を行う必要があるが、その判断基準を明確化し予測可能性の向上に資されたい。
- ・ 課税の予測可能性の確保。
- ・ 日本企業が外国の事業体に投資している場合において、外国の事業体が組織再編を行う場合又は外国の事業体が減資等を行う場合において、日本における税務上の取扱いを判断するためには、日本の私法上の取扱いの当てはめという作業が必要とされているが、この作業には技術的な困難性を伴うことが多い。納税者の実務上及び課税庁の執行上の利便性を考慮し、明確な規定を設けることが望まれる。

#### (4) その他

##### ①組織再編成に係る行為計算否認規定の適用条件を明確化すること

##### 【理由】

- ・ これらの規定は、租税法律主義の基本である法的安定性及び予測可能性を阻害するものとなっている。多様化・複雑化する現在のビジネスに対して、現行税法がその取扱いについて不明確、不確実な点を多々含んでいる状況を鑑みれば、想定外の追加の税負担を負う可能性があることは円滑なビジネスを行う上で大きな障壁となり得るため、これらの包括的租税回避行為防止規定については、その適用条件を明確化することが望まれる。

##### ②適格再編に関する宥恕規定の設定

再編税制は複雑な税制であることから、少なくとも、適格再編あるいは100%グループ内再編についての宥恕規定の設定を要望する。

##### 【理由】

- ・ 租特で定められた再編における試験研究費税額控除等の届出期限については、宥恕規定が設定されていない。<注>国税通則法改正に伴い宥恕規定の取り扱いの見直しが必要と考える。

## 5. 租税特別措置法（法人税関連）

### (1) 試験研究費の特別控除

#### ①試験研究費の特別控除制度の適用期限の延長・恒久化

##### 【理 由】

・ 科学技術の水準が格段に向上し、更なる革新的成果の創出が求められる中、試験研究費の税額控除制度はイノベーション促進に不可欠な税制措置であることから以下の措置を要望する。

(1)本体部分（総額型）については、控除限度額（法人税額の30%）の継続、繰越控除の期間延長（3年間）とその要件緩和（増加要件の廃止）

(2)上乗せ部分（増加型・高水準型）については、適用期限を撤廃し、恒久化

・ 平成21年度補正予算（税制改正項目）における時限的拡充措置（総額型税額控除限度額の引上げ等）について、企業の技術開発を支援し、併せて経済を活性化する等の観点から、適用期限の延長または恒久化が必要と考える。

・ 世界的に研究開発投資を促進する税制を拡充する動きがあり、国際競争力を維持・強化していく上で有効であるため、制度の維持を要望する。

・ 研究開発は、我が国経済成長の礎となる企業の競争力を維持・強化し、更には我が国が科学技術立国として中長期的に成長を続けるための糧である。

研究開発税制は、経済のグローバル化の進展により、企業の国際的な機能分散が進む中で、新製品開発・新技術開発に資する研究開発拠点の国内立地を維持・促進する上で極めて重要である。したがって、企業の研究開発力を維持・強化するために、平成23年度末で期限を迎える増加型等の上乗せ措置の延長のみならず、税額控除率の引上げ、控除限度超過額の繰越期間の延長等の拡充を図り、恒久化すべきである。

・ 国際競争力の強化の源泉である研究開発活動を促進するための研究開発税制を維持する必要があるため。

・ わが国が、技術立国を目指し、中長期的な持続的経済成長を実現するためには、民間企業の研究開発を推進することが不可欠であり、本税制の果たす役割は極めて大きい。

については、試験研究費の額が増加した場合等の①税額控除制度の延長と、②研究開発促進税制の拡充として、試験研究費の税額控除限度額の引き上げおよび試験研究費の税額控除限度超過額の繰越期間の延長を認めていただきたい。

・ イノベーションの加速による成長力・競争力強化のため、研究開発費を増加させる企業や研究開発比率の高い企業に対する投資インセンティブが強化される。

#### ②控除限度額の引上げ・控除限度額超過額の繰越期間の延長

##### 【理 由】

・ 我が国企業の国際競争力強化のためには、本税制のさらなる拡充が必要であり、控除限度額の緩和又は繰越控除期間の延長（7年）を要望する。また試験研究費の範囲とされる人件費の金額について、税務上の要件を一般に公正妥当と認められる原価計算に基き計算された配賦金額を認めると明示していただきたい。

・ 震災復興・経済成長及び地球温暖化防止には、技術開発が不可欠である。技術開発促進のため、限度額の引き上げ（恒久化）が必要であるから、法人税額の20%を30%に引き上げることを望む。

・ 緊急経済対策の一環として、総額方式の控除限度額算定につき税額基準30%が暫定的措置として規定されたが、これを恒久化することを要望する。企業の研究開発投資は恒常的テーマであり、産業再生や経済活性化の観点から、以前より促進税制の見直し、特に限度額の拡大は望まれていたところであるから。

・ 我が国企業の国際競争力の維持・向上には継続的な研究開発投資が必須であり、研究開発を行う企業のインセンティブを高めるためにも税額控除限度額の撤廃または引上げを要望する。

・ 開発投資は景気動向や企業業績の好不調に伴って戦略的に増減するものではあるが、毎年継続的に相当程度の投資を行っているのも事実である。不景気時は課税所得の減少に伴い控除限度額も減少するため、多額の限度超過額が発生し繰越することになるが、この不景気時に行った投資分も確実に税額控除できるよう、繰越期間の延長もしくは繰越期間制限の撤廃を要望する。

- ・ 当年度の試験研究費が前年度の試験研究費を下回った場合でも繰越控除ができるよう税額控除繰越の要件の撤廃を要望する。
- ・ 企業にとって研究開発は競争力の源泉であり、巨額の研究投資を維持し続けなければならない。平成20年度の税制改正において、新たな制度が付加され、その部分の税額控除限度額が追加（法人税額×10%）されたことは評価するが、基準年度に対して試験研究費が増加しない、又は売上高研究費比率が10%を超えない等、新制度が適用できないケースが想定される。したがって、増加型及び高水準型は廃止し、恒久措置である総額型税額控除部分の控除限度額を、現行の20%（平成21・22年度及び23年度分は30%）から30%程度まで引上げを要望する。  
 また、控除限度超過額の繰越期間は現行1年（但し、平成21年度及び22年度の超過部分は平成24年度まで）であるが、研究開発投資の確保のため、繰越期間の延長（少なくとも3年以上）を要望する。
- ・ ①税額控除限度額の引き上げ（20%→30%）の恒久化 ②税額控除限度超過額の繰越期間延長（3年）の恒久化 ③繰越控除制度の適用要件を緩和し、試験研究費が前年より増加していない場合にも繰越控除を認めることを要望します。本制度の拡充ならびに期限延長により、長期的視野による企業の研究開発投資が促進され、技術立国としてのわが国の国際的競争力強化に繋がると考えます。税額控除制度は赤字決算で税額がない企業は利用することができないため、今般のような景気低迷時には投資促進効果は限定的であります。繰越期間の延長および繰越条件の緩和により、赤字企業においてもR&D税制活用の途が開け、研究開発投資の促進効果が期待できます。
- ・ 国際競争力の強化の源泉である研究開発活動を促進するための研究開発税制を維持する必要があるため、以下の措置を要望します。
  - (i) 総額に対する税額控除は、現状の控除限度額（法人税×30%）を恒久化（平成23年6月までに開始する事業年度までで適用期間が終了）し、限度超過額の繰越期間については、3年に延長すべき（現行は1年）
  - (ii) 増加額に対する税額控除を恒久化（平成24年3月で適用期間が終了）した上で、限度超過額の繰越期間については、3年に延長すべき（現行は1年）
  - (iii) 企業が研究開発投資を継続する上で必要であり、本則化すべき。
- ・ 平成23年度税制改正案では、総額型の税額控除限度額の時限的上乗せ措置（法人税額の20%→30%）の廃止が盛り込まれたが、その決着の如何にかかわらず、税額控除限度額については30%を恒久化すべきである。標準的な売上高利益率、売上高試験研究費比率の企業においては、そもそも20%び税額控除限度額では、試験研究費を税額から控除しきれないという現行の総額型の計算方法そのものに欠陥があるから。
- ・ 平成23年度税制改正大綱では、平成21年度、22年度に時限的に認められた税額控除限度額の引き上げ措置（法人税額の20%を30%へ）は「適用期限の到来をもって廃止する」とされたが、科学技術の優位性維持の観点から研究開発投資への支援は極めて重要であることから、恒久化あるいは少なくとも延長すべきである。
- ・ 試験研究費の総額に係る税額控除制度の拡充（経済危機対策措置の恒久化と繰越控除要件の緩和）について、以下の通り見直しを要望いたします。①税額控除限度額の引き上げ（20%→30%）の恒久化、②税額控除限度超過額の繰越期間延長（3年）の恒久化、③繰越控除制度の適用要件を緩和し、試験研究費が前年より増加していない場合にも繰越控除を認めること、④増加型または高水準型の税額控除制度の延長。  
 本制度の拡充ならびに期限延長により、長期的視野による企業の研究開発投資が促進され、技術立国としてのわが国の国際的競争力強化に繋がると考えられます。  
 税額控除限度額の引き上げ（30%）については、控除限度率を30%に上げることで、より多くの企業がこの制度を有効に活用することが可能となります。  
 税額控除制度は赤字決算及び繰越欠損金を抱えていて税額がない企業は利用することができないため、今般のような景気低迷時には投資促進効果は限定的であります。繰越期間の延長および繰越条件の緩和により、現時点では税額が生じていない赤字企業においてもR&D税制活用の途が開け、研究開発投資の促進効果が期待できます。
- ・ 試験研究費等に係る法人税額の特別控除については、当初申告を限度として計算することになっていますが、所得金額の更正等により法人税額が変更された場合には、当該更正後の法人税額に基づき、再計算することとさせていただくよう要望いたします。申告誤りがあった場合も修正後の金額が税額控除に反映されるよ

うになり、適正な税負担がなされるように改善されます。

### ③特別研究税額控除制度の改善

#### 【理由】

- ・ 科学技術の水準が格段に向上し、更なる革新的成果の創出が求められる中、試験研究費の税額控除制度はイノベーション促進に不可欠な税制措置であることから、特別試験研究（産学官連携・希少疾病用医薬品）に係る税額控除制度の改善を要望する。
- ・ イノベーションの促進に向けて、社外リソースの有効活用も重要であり、現行制度の利用が容易なものとなるよう、下記の手当てを要望する。①当該税額控除分の控除限度額の上乗せ②手続き要件の簡素化③「ベンチャー企業との共同研究・委託研究」への適用拡大

## (2) エネルギー需給構造改革促進税制・グリーン投資税制

### ①対象会社の拡大

#### 【理由】

- ・ エネルギー需給構造改革促進税制については、「特別償却」と「税額控除（基準取得価格の7%相当額）」のいずれか一方を選択できるとしているが、「税額控除」は中小企業等に限定されている。しかし、当税制の趣旨を鑑みると、企業規模にかかわらず、大企業及びその子会社等にも「税額控除」の選択を認めるべきと考える。

加えて、対象設備については、昨今の環境対応製品の状況を踏まえ、LED等の最新設備等を追加する必要があると考える。（税制の存続が前提だが、H23税制改正大綱で明文化されたグリーン投資減税（仮称）への対応も含む）

または、地球温暖化防止の観点から、温室効果ガスの大幅削減を目的とする、新たな税制を創設する必要があると考える。

#### 【対象設備は以下の設備を想定】

- 壁面緑化・屋上緑化設備、LED照明設備、ミスト噴霧装置、保水性（ブロック・土）工事等
- ・ 平成23年度改正により一定の省エネ・低炭素設備等への投資を行った場合、30%の特別償却が可能となり、中小企業は7%の税額控除も選択できることとなった。しかし電力需給対策への対応および日本の低炭素技術の国際競争力強化の観点から、対象設備の範囲を拡大するとともに、即時償却と税額控除の選択を中小企業以外でも選択可能とするよう要望する。

### ②対象設備の拡大

#### 【理由】

- ・ スマートグリッド、クラウドコンピューティング、リチウム・イオン電池等を対象に追加
- ・ 天然ガスは、化石燃料の中で最もCO2排出量が少なく、世界的に比較的広く分散して賦存し、シェールガスなどの新規供給源も立ち上がってきていることを踏まえると、今後、低炭素社会の早期実現に向けて重要なエネルギー源である。

エネルギー基本計画（平成22年6月閣議決定）においても、産業部門における天然ガスへの燃料転換や、天然ガスコージェネレーションの利用など天然ガスシフトを推進すべきと明記されている。

また、上記対象設備は、現下の逼迫した電力のピークカットに資するものであり、引き続き対象設備として措置していただきたい。

### ③適用期限の延長

- ・ 「対象資産の初年度即時償却」および「30%特別償却制度」につき、喫緊の電力事情も鑑み、当面の間延長をお願いしたい。

### (3) 交際費の損金算入

#### ①交際費の全額損金算入

##### 【理由】

- ・ 資本蓄積、冗費節減をその旨とした交際費の損金不算入制度につき、大会社において全額を損金不算入とする必要はなく、事業遂行上不可避な支出もあるため一部損金算入を認めるべきである。また、社会通念上必要と認められる慶弔費等は課税対象外とする等、その範囲の見直しも行われるべきである。
- ・ 交際費等は、経済活動の潤滑油としての役割を有しており、企業活動が継続する限り必要なものである。従って、企業規模及び金額に関係なく、業務上の経費として損金算入を認めていただきたい。

#### ②交際費の範囲の明確化

##### 【理由】

- ・ 昨今の判例等を踏まえ、交際費の課税要件（行為の態様等）や隣接費用との区別につきより明確化すること。課税の予測可能性の確保並びに税負担の軽減のため。

#### ③取引先等訪問時に持参する少額の手土産（@3千円以下）費用の損金算入

##### 【理由】

- ・ 平成18年度に事業の円滑化に必要な5千円以下の社外飲食費用（役職員間の飲食を除く）について損金算入が認められた。取引先等を訪問する際に持参する少額の手土産も事業の円滑化に必要なもので一般的商慣行として定着しており、飲食費用と同様に一定金額（例えば、@3千円）以下の贈答費用については無条件で損金算入を認める措置の創設を要望する。

#### ④社外飲食費用の損金算入制度の恒久化

##### 【理由】

- ・ 事業活動に必要な経費として、低額飲食代は損金性が高いと考えられるため。

### (4) 特定資産の買換に係る特例措置の延長・恒久化

##### 【理由】

- ・ 9号買換え特例制度は、企業の事業再編等に係るコストを低減させ、経済活力の向上に寄与しており、また、広範な業種に活用され、地域の企業立地にも貢献していることから、適用期限の延長を要望する。
- ・ 特定の資産の買換え特例は本年度で期限を迎えるが、既に創設後約40年が経過しており、企業が設備投資を行う際の重要な判断材料として一般的に定着していることから、国庫補助金や保険金等の圧縮記帳制度と同様、法人税法上の制度として、適用期限の延長または恒久化が必要と考える。
- ・ 土地をめぐる経済情勢は、長期にわたり地価が下落するなど依然として厳しく、土地の有効活用の促進や土地取引の活性化が今後とも重要な課題と認識している。  
電気事業においても、低廉な電気を安定的に供給するため、弾力的かつ円滑な設備形成がより一層重要となっている。本特例は、適用範囲が広い重要な特例であり、電気事業の円滑な設備形成にも必要不可欠であるため、現行制度の延長を要望する。
- ・ 特定資産の買換えの場合の圧縮記帳制度における「長期所有土地等から建物、機械装置等への買換え」について、現行制度を永続的な取扱いに変更すること（措置法第65条の7第1項第17号）。  
企業が競争力強化のために行う事業の再構築・構造改革の際には、資産の買換えが不可欠であるが、資産売却益への課税は当該資産買換えの阻害要因となる。本制度は企業にとって極めて重要な税制であることから、時限措置から永続的な取扱いに改めることを要望する。
- ・ 長期所有土地から、土地・建物等への事業用資産の買換え特例について、課税の繰り延べ割合を100%（現行80%）に戻した上で、適用期限（平成23年12月31日）を延長する。東日本大震災からの復興を支えるためにも、日本経済の活性化は不可欠であり、国際競争力を強化することが必要である。そのためには、産

業の空洞化を防止し、産業構造の転換や国内投資を促進し雇用を創出することが重要である。

- ・ 17号「所有期間が十年を超えるもの」の買換え対象期間の延長（現行の適用期間：平成10年1月～平成23年12月）を要望する。土地取引の活性化及び有効利用の促進を図るため。
- ・ 長期所有土地等からの買換え特例制度（9号買換え）は、企業が事業再構築を図り、戦略的投資を実施する際に、それを支援する制度としてこれまで多くの企業で活用されてきた。  
企業がゴーイングコンサーンとして事業環境の変化に対応し、国内において継続的に事業を行う上でスクラップ・アンド・ビルドは一定の間隔で繰り返されるものであり、資産の有効活用に資する本措置の継続は必要不可欠である。企業の保有する資産の有効活用のために、大企業・中小企業を問わず広範に利用されている9号買換え制度は恒久化すべきである。
- ・ 特定資産の買換えに係る特例は、国の社会・産業政策に沿った資産の買換えのためにも大きな役割を果たしていると考えられることから、恒久的な制度とするか、少なくとも適用期限を延長すること。
- ・ 当社では、市街地や住宅地となってしまった倉庫跡地等、事業遂行に不相当となった遊休地の処分及びそれに伴う代替事業用地等の確保において、当該特例措置を有効活用してきたため。
- ・ 製紙各社は、企業体質の強化、国際競争に耐え得る経営基盤の増強を図るため、引き続き事業の整理統合、工場閉鎖、設備廃棄など、厳しい合理化に取り組まざるを得ない状況にある。特定資産の買換え特例（長期所有の土地、建物等）制度は、こうした事業の再編、再構築、事業活性化のための投資を促進する上で大きな効果を有する。
- ・ 特定資産の買換え特例制度については、設備更新による産業設備の合理化、企業基盤の強化及び企業資本の有効活用を図ることを目的としており、これまで、多くの活用実績があります。  
電気事業においては、低廉な電気を安定的に供給するため、弾力的かつ円滑な設備形成が、より一層重要となっています。本特例は、電気事業の円滑な設備形成にとって必要不可欠なため、現行制度の延長を要望します。
- ・ 所有期間10年超の事業用資産の買換え特例の延長を要望する。工場や事業所の移転・統廃合などの事業の再構築に非常に有用な制度であり、国内企業の国際競争力の確保、雇用と国内投資の拡大にも大いに資するものである。

#### (5) 土地譲渡益課税（土地重課）の廃止

##### 【理由】

- ・ 本制度は平成25年12月31日まで適用しないこととされているが、投機的な土地取引を防止するという本制度が定められた当初の目的は、経済状況の変化により無意味なものとなっており、むしろ現在は一層の土地の流動化を図ることが求められる状況になっている。そのため、本制度の廃止を要望する。
- ・ 土地重課はそもそも土地取引に対する二重課税であり、不公平税制である。バブル期に於いては地価抑制等からある程度の必要性があったとも考えられるが、現在その役割は終了している。税制の簡素化の為にも役割を終えた税制は廃止すべきであり、超短期重課の廃止だけでなく、長期・短期重課について凍結でなく廃止が望まれる。
- ・ 本措置法は、バブル期の土地投機に起因する地価高騰の抑制を目的とするものであり、長期所有土地の譲渡はこれらに該当しないことから、本制度を廃止していただきたい。

#### (6) 特定目的会社・投資法人に係る課税の特例

- ①特定目的会社の支払配当の損金算入要件に、特定社債の機関投資家による保有見込みに加えて、特定目的借入の機関投資家に対する貸付もその選択肢とすること

##### 【理由】

- ・ 現行税法上、特定目的会社の支払配当の損金算入要件の一つとして、①1億円以上の特定社債の公募による発行、②特定社債の機関投資家のみによる保有見込、③優先出資の50人以上による引受け、④優先出資の機関投資家のみによる引受けのいずれかが選択肢として認められているが、資産の流動化に関する法律上認

められている特定目的会社の資金調達手段の一つである特定目的借入の機関投資家に対する貸付もその選択肢に加えることにより、私募又は私売出し市場の活性化を図るとともに、不動産ファイナンス市場へ長期資金を呼び込むことが期待できる。

## ②投資法人の一時差異調整制度の導入

### 【理由】

- ・ 投資法人が利益超過分配を行った場合において、その利益超過分配の金額が通常の利益の配当による支払配当の損金算入後の所得金額を超えない場合には、法人税法施行令23条1項3号及び所得税法施行令61条2項3号に規定する純資産減少割合を「零」とする。導管を目的として設立された投資法人であるが、投資家を保護する目的で制定されている会計基準の頻繁な変更に税制が追いつけず、会計上の利益と税務上の所得との乖離が拡大し、税負担が発生するリスクを常に負っている。

平成21年度税制改正で支払配当要件の判定式の問題は解決されたが、税会不一致を原因とする税負担そのものは免除されない。

減損損失や資産除去債務の償却などが生じても投資法人の配当資力に影響するわけではないので、その分の金銭の分配は可能である。よって税務上の所得金額に相当する金銭を分配する限りにおいては、課税しないようにしていただきたい。

具体的には、利益超過分配を行った際、純資産減少割合を零とすることで全額「みなし配当」として取り扱えることとし、損金算入ができる制度を導入していただきたい。

この場合、投資主においては利益超過分配のすべてが配当所得となるため、資本の払戻しに伴う投資簿価修正が不要になるというメリットもある。

- ・ 導管性要件を満たす投資法人において、会計上の利益（配当等）と税務上の課税所得との間に会計と税務の制度の不一致に基因する期間一時差異が生じた場合につき、当該期間一時差異が永久差異とならないよう投資法人の課税所得の調整制度（会計上の利益が税務上の課税所得を超える場合の当該超過額に相当する支払配当等の損金算入限度規定の廃止並びに欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用対象からの除外）を導入することを要望する。

投資法人においては、一定の導管性要件を満たす場合、その支払配当等を損金の額に算入することが認められているが、現行法上は、その配当等の損金算入額は、税務上の所得の金額を限度とされている。従って、会計と税務との間で期間損益の認識時期に基因する差異（期間一時差異）が生じた場合、当該支払配当等の損金算入額の限度規定のために会計と税務との間の期間一時差異が解消されず、投資法人の所得の金額の計算上における永久差異となることから、投資法人において課税負担が生じることになる。

平成21年度の税制改正により、導管性要件が改正され、会計と税務の乖離が導管性要件に与える影響が緩和されたが、会計と税務間において一時差異が生じた場合の所得の計算における調整制度は、税務上、未だ整備されていないため、一時差異が生じた場合、当該差異に基因する課税負担が投資法人に生じることになり、税法により設けられた導管性機能を十分に発揮する上での制度上の障害となっている。

会計基準のコンバージェンスにより、今後、会計と税務の乖離が更に拡大する可能性があり、その様な状況下において投資法人がその導管性機能を維持する為には、会計・税務の一時差異に基因する課税の調整制度（支払配当等の損金算入限度規定の廃止並びに欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用対象からの除外等）が不可欠である。特定目的会社についても上記同様である。

## ③上場不動産投資法人のキャピタルゲインの配当平均積立金の損金算入制度の導入

### 【理由】

- ・ 上場不動産投資法人が保有する不動産を売却した際に発生するキャピタルゲインの一部を課税なしで内部留保できるようにする。

投資法人は導管体であるため、その発生する利益のすべてを投資主に配当していれば、原則として投資法人が課税を受けることはない。しかしそのためには、巨額のキャピタルゲインが発生した場合であっても、課税を避けるためにその全額を配当しなければならない。

投資法人は、想定以上の金額で物件の買取りの申し出を受けた場合「今売却することがその物件のキャッ

シフローを最大化させる」と判断すれば、時期に関わらず売却せざるを得ない。そのようなときにその期の投資主だけにキャピタルゲインのすべてを分配しなければならないのが現行制度であるが、投資法人は配当金を増やすだけでなく、投資口価格（株価）を向上させることも投資主から期待されており、長期に亘って安定的に分配した方が株価が長期的に高めに推移すると予想されることから、増資による資金調達が容易になるなども含め、投資法人にとってのメリットは大きい。

平成21年及び22年の限定で、先行取得土地等の圧縮記帳制度が導入されているが、それとは別に、投資法人に対しては90%超支払配当要件を満たす分配をすることを条件に、利益処分等により配当を安定化させる目的の積立金を積んだ場合の損金算入制度の導入を求める。

- ④投資法人の合併に際し、被合併法人の投資法人に係る投資主に対し利益の分配として交付する金銭の額のうち、合併最終事業年度の直前事業年度の利益分配に相当する金額の当該直前事業年度における損金算入の可否の明確化並びにそれに係る手続規定等の整備

**【理 由】**

- ・ 一定の導管性要件を満たす投資法人が支払う配当等は、所得の金額の計算上、損金の額に算入されることとされており、投資法人が合併により解散した場合において、当該合併に際し被合併法人の投資法人に係る投資主に対し利益の分配として交付された金銭の額も損金算入の対象となる旨、平成21年度の税制改正により明確化されたが、その損金算入の対象事業年度については、不明瞭な部分がある。

投資法人が合併する場合において、合併最終事業年度の直前事業年度に係る利益の配当等の決議が、合併期日までに行えず、合併期日後に、合併最終事業年度に係る利益と当該直前事業年度に係る利益を一括して合併交付金としてその投資主に支払うこととなった場合における当該合併交付金のうち直前事業年度に係る利益の分配相当額の直前事業年度における損金算入の可否、並びに、損金算入を認める場合の要件及び手続規定等の明確化が不可欠である。

- ⑤投資法人に課されている支払配当損金算入要件の一つとして株式等と同様にSPC等のスキームについても1発行体が発行する支配権証券について50%未満の範囲での取得しか出来ない旨が規定されているが、これについて投資法人等がSPC等を通じてより柔軟に不動産に投資することを可能とする観点から撤廃または緩和すること

**【理 由】**

- ・ 不動産への投資としてみれば、SPC等を介する場合と信託形態を介した場合とで経済実態としてはほぼ同様に考えられます。しかしながら、現状では信託を介した場合には投資法人の判断により柔軟に投資比率を調整することが可能であるが、SPC等を介した場合には50%未満という制約が課されてしまっています。

- ⑥投資法人において、税法で定める配当要件（90%超配当要件）を満たした分配を行った場合には、当該投資法人の当該期に上げた収益については法人税の課税を免除し、分配後に投資法人に残された残余の未払い収益について法人税の支払が発生することなく内部積立を可能とすること

**【理 由】**

- ・ 現行の規定では、投資法人が90%超配当要件を満たした分配を行っても、損金算入できない金額については、法人税が課されています。実態として、投資法人については、ほぼ100%配当を行っていることから、損金算入から課税免除に変更したとしても実態としては、投資法人そのものの納税額や投資主の納税額に影響を与えるものではありません。また、既に投資法人については90%超配当要件の判定式について会計上の概念で判定する等、様々な改善が行われてきました。

しかしながら、国際会計基準とのコンバージェンスによる会計基準の変更等が予定されており、引続きこれらの外部環境の変化により税務と会計において不一致が生じるように事態が生じないと断定することは困難です。

以上を踏まえると、外部環境の変化が生じたとしても投資法人の導管性に影響が生じることを回避する観点から投資法人が90%超配当要件を満たした分配した場合には残余の未払い収益について課税免除とすることが適当です。

## (7) 海外投資等損失準備金の特例措置の延長

### 【理 由】

- 電力の安定供給のためには、良質かつ膨大な量の発電用燃料が必要であり、将来の燃料資源を確保するために海外のエネルギー資源開発に積極的に参加する必要がある。このため、非常にリスクの多い海外事業への円滑な参加及び電気事業経営の安定化を図るため、現行制度の適用期限の延長を要望する。

- 鉄鉱石、原料炭等の鉄鋼製品の主原料は100%海外からの輸入に依存しているが、中国等新興国をはじめとする鉄鋼需要の拡大から鉄鋼生産は世界的に増加傾向にあり、それに伴い原料需給も逼迫した状況が続いている。こうした中で、鉄鋼各社は、広範な需要産業に鉄鋼製品を安定供給するために、将来に渡る原料の安定確保を図ることに注力してきている。

このような状況下で我が国の資源・エネルギーの安定的供給を図り、高いリスクをともなう資源の探鉱・開発事業を支援し継続的な開発活動の促進を目的として、本制度の適用期限を延長すべきである。

- 非鉄金属業界は、鉱物資源の安定供給を確保するために海外鉱山開発に積極的に取り組んでいる。資源の多くが発展途上国に賦存しており、政治的・社会的にリスクが大きく、多額の資金が長期間必要であることに加え、近年の非鉄金属価格の高騰も加わって、資源確保競争が激化し、開発リスクが増大している。

海外鉱山開発を巡りますます増大するリスクに対する軽減措置として、本制度は非常に重要な役割を果たしており、厳しさを増す投資環境の中で海外鉱物資源確保への資金投入を促進するため、資源探鉱事業法人および資源探鉱投資法人に係る準備金積立比率を90%から従前の100%に戻した上、それ以外の法人の準備金積立比率は、現行のまま延長していただきたい。

- 電力の安定供給のためには、良質かつ膨大な量の発電用燃料を要します。国際間の資源獲得競争が激化する中、電気事業者は、将来の燃料資源確保のため、非常にリスクの大きい海外エネルギー開発に積極的かつ継続的に取り組む必要があります。また、本措置の恩恵により、良質の資源を安定的に確保することは、電力の安定供給に資するものです。このため、現行制度の適用期限の延長を要望します。

- 資源エネルギーは、国民生活や産業活動において必要不可欠である一方、我が国では供給の大部分を海外に依存しており、市況の不安定性や地政学リスクなど、供給構造上の懸念を多く抱えている。

わが国が将来にわたってエネルギー資源を安定的に確保するためには、内国企業による自主探鉱開発が極めて重要であり、「海外投資等損失準備金」の継続を通じて、企業が抱える投資リスクが軽減されることで、企業の資源開発活動の維持・拡大が期待できる。

## (8) その他

①住宅借入金等特別控除において、セカンドハウスや転居が予定されていて、いずれ住むための住宅購入に対する借入金等も住宅借入金等特別控除の対象とすること

### 【理 由】

- 現行税法上、住宅借入金等特別控除は、居住の用に供する住宅を二つ以上所有する場合には、主として居住の用に供する一つの住宅に限られている。しかし、セカンドハウスや転居が予定されていて、いずれ住むための住宅購入に対する借入金等もその対象とすることにより、不動産市場の活性化及び個人貯蓄の有効活用が期待できる。

②中小企業投資促進税制の適用期限の延長

### 【理 由】

- 中小企業は、地域経済における雇用機会の創出と確保、地域住民の多様なニーズに応じた財・サービスの提供等、地域経済の発展に多大な貢献をしている。

しかしながら、その経営基盤は弱く、経済社会環境の変化への対応力は十分であるとはいいがたく、今後とも技術革新等に努め、環境変化に対応し発展を遂げていくために、本制度の果たす役割は重要である。ついでには、是非とも延長していただきたい。

- ソフト・ハード両面からの情報化投資をはじめとして、中小企業の前向きな投資を後押しする本税制によ

り、中小企業の設備投資が活性化され、生産性の向上が図られる。

### ③沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の延長

#### 【理由】

- ・ 本税制については、沖縄の特殊事情を踏まえ、沖縄の自立的発展と豊かな国民生活を実現するための一助として設けられた制度であり、通信事業者に一定の投資インセンティブを与えた上で、沖縄の距離ハンディを克服可能な通信事業を沖縄の基幹産業として更に発展させる観点から、適用期限の延長が必要と考える。

### ④公害防止用設備の特別償却制度の延長

#### 【理由】

- ・ 公害防止に対する社会的要請は、地球環境問題への感心の高まりもあって、ますます厳しくなっており、電気事業においても、公害防止のための投資を積極的に行い、設備の整備に努めるなど、環境保全を図るための徹底した公害防止策を推進している。しかし、公害防止関係の支出は、企業の収益に直接貢献することのない負担であり、電気事業の経理にも大きな影響を及ぼしているため、今後一層の環境保全を推進する観点から、現行制度の適用期限の延長を要望する。
- ・ 非鉄金属業界は、資源の安定供給を図るべく生産力を増強してきたが、同時に、巨額の投資を行って、生産過程において生じ得る公害を防止する努力を続けている。  
また、公害防止や環境保全に対する法的・社会的要請を背景に環境基準の強化が図られる中、公害防止設備のための投資は近年一段とその必要性を増している。  
しかしながら、非鉄金属価格は国際相場によって価格が決定される構造となっていることから、これらのコストを製品価格に反映させることができず、大きな負担となっている。  
については、公害防止に係る設備投資の早期回収を図り、更に一層の公害防止投資を促進させるために本制度は必須であり、是非延長、また縮減された設備については復活していただきたい。

### ⑤災害対策を促進する特別措置の延長・創設

#### 【理由】

- ・ 地震防災対策用資産（緊急地震速報受信装置等）については、今後も東海地震などの大規模地震の発生が予測されており、防災・減災の観点からその設備投資が避けられないものであり、その普及促進をなお一層図る観点から、地震防災対策用資産の特別償却の延長が必要と考える。
- ・ 東日本大震災により、企業では、国内における緊急事態下の事業継続の観点から、全国各地の事業所における災害対策、特に津波対策を見直す機運が高まっている。  
企業が行う地震・津波等の災害対策強化による周辺地域の防災機能の強化を目的として、今後とりまとめられる津波防災対策ガイドライン等に基づき、企業の防災投資等に対しては税額控除や固定資産税の減免等の支援措置を講ずるべきである。

### ⑥金属鉱業等鉱害防止準備金制度の延長

#### 【理由】

- ・ 金属鉱業等の鉱山においては、閉山後もカドミウム、ヒ素等の有害物質を含む坑廃水が永続的に流出するという特殊性がある。  
このため、金属鉱物の採掘等の事業の用に供される坑道及び捨石又は鉱さいの集積場の使用終了後における鉱害防止事業の確実かつ永続的な実施を図ることを目的に、昭和48年に「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」が制定され、鉱害防止積立金を積み立てることが義務付けられている。同法の実効を上げるため、税制上の措置として本制度が創設された。  
については、同法の趣旨に鑑み、鉱害防止事業の円滑かつ確実な実施のため、本制度を是非延長していただきたい。

⑦原子力バックエンド準備金制度の維持、本法化

【理 由】

- ・ 原子力バックエンド事業は、①極めて長期の事業であり、②要する費用が巨額、③発電、すなわち受益と実際の費用発生時期が大きく異なるという特徴があり、実際の費用発生時期に料金徴収を行えば、世代間負担の公平性が大きく損なわれるため、発電時や資料済燃料の発生時に費用として認識し、その時点の原価として電気料金に反映されている。従って、発電時点での損金算入を認める本制度は、特定の業界への絶対減税ではなく、国全体の世代間負担の公平性を確保するために、課税時期を適正化する制度であり、恒久的な手当が必要である。

⑧収容換地等の場合の所得の特別控除額の引き上げ

【理 由】

- ・ 国や地方自治体が魅力あるまちづくりを進めていくにあたり収用等を円滑に行うため、税額控除の引き上げを求めるものであります。

現在、収用等による譲渡所得は5千万円までの税額控除が認められております。また、平成16年度税制改正において、当該税制の一部緩和が図られました。しかし、土地の価額が下がっているとはいえ、依然として高く「5千万円」という額では十分に機能していないのが現状であります。そこで、控除額を「1億円」に引き上げ、当該制度が有効に機能すれば、現状よりは収用等が円滑に行われるものと考えられます。

⑨産業活力再生特別措置法による事業革新設備等の特別償却制度の期限の延長

平成23年度末で期限を迎える以下の特別償却について、引き続き期限の延長を要望いたします。

- ①事業革新設備導入計画における事業革新設備の特別償却制度の期限延長
- ②資源生産性革新計画における設備投資額の特別償却制度（即時償却100%）の期限延長
- ③資源制約対応製品生産設備導入計画における設備投資額の特別償却制度（即時償却100%）の期限延長

【理 由】

- ・ 上記の特別償却制度により、企業の設備投資意欲を促進し、また雇用の創出につながることを期待できます。

⑩ベンチャー企業への投資促進税制の創設

【理 由】

- ・ 新規イノベーションの源泉となるべき研究開発型ベンチャーの育成は、我国の科学技術の飛躍、発展に極めて重要である。国内ベンチャー企業の資金調達を容易にする方策として、企業によるベンチャー投資を促進すべく、制度創設を要望する。

⑪パテントボックス税制の創設（日本で開発された特許権等パテントから得られるロイヤルティ等収益に対する税負担の軽減措置）

【理 由】

- ・ 研究機能（人材、知的財産など）の海外流出による空洞化を防止し、研究機能の国内立地を促進する観点より、制度創設を要望する。

⑫都市部におけるBCP機能の強化を促進する税制の創設

【理 由】

- ・ 国際競争力を維持する観点から、防災機能の向上も重要である。地震や津波等の災害への備えはもとより、都市部におけるBCP機能の強化を促進する税制が必要である。

⑬圧縮記帳が認められる補助金交付団体の対象拡大

【理 由】

- ・ 法人税法施行令第79条において、圧縮記帳の対象となる補助金については、国又は地方公共団体の補助金、

又はNEDO等ごく一部の補助金に限定されている。しかし、圧縮記帳が認められなければ、交付された補助金に対しても課税され、受給した補助金額の40%は税金として納めなければならないこととなり、中小企業にとっては、重い負担となる。また、税金の効果的な使い方とはいえない。

## 6. 国際課税

### (1) 移転価格税制

#### ①国際関連者定義の見直し

##### 【理 由】

- ・ 現行税制では持分50%以上の法人は形式基準により国外関連者と判定され、移転価格税制の対象となる。しかし、50%丁度の場合（例えば、50：50のJV、形式基準による判定では移転価格税制のケース）は必ずしも支配権を有しているとは限らず、本来趣旨（支配権を利用した海外への恣意的な所得移転の防止）から外れた税務執行が行われる可能性もある。国外関連者の判定にあたり、形式基準より実質支配関係の有無が優先されるよう法改正を要望する。
- ・ 第三者とJVを組んでいる場合、当該第三者と出資比率（持株比率）が50%VS50%になることがある。その際には価格の意図的な操作をすることは出来ないため、現在50%以上となっている株式又は出資の割合を50%超に変更して欲しい。
- ・ 移転価格税制の対象となる国外関連者の持分基準は、現在50%以上とされているが、50対50の合弁会社の場合は合弁パートナーと対等の関係であるため、実質的に支配力が及ばない場合が殆どであり、この場合は、価格の決定等に際しても合弁パートナーとも協議のうえ決定することとなる。  
価格決定権等がない場合に移転価格税制の対象とするのは、税制の主旨から外れているため、移転価格税制の対象となる国外関連者の持分基準を50%超とすべきである。
- ・ 持株比率50%の会社については、実質的に支配する関連者がいない限り、価格操作ができないことは明らかであるため、措置法の条文上で移転価格税制の適用対象外とすべきである。
- ・ 国外関連者の要件については、実質的な支配力の観点から、株式保有比率50%以上から50%超に見直す必要がある。
- ・ 持分基準について、日本以外の多くの国で基準としている50%超へ見直しをすること。
- ・ 国外関連者の定義に関する出資比率による形式基準では、持分50%ずつの合弁事業の場合、実質的に支配力を有していない場合でも国外関連者と認定される。については、国外関連者の定義を「出資比率50%以上」から「50%超」に見直していただきたい。  
また、租税条約は、移転価格税制適用による国際的三重課税の解消を図るための重要な手段である相互協議の前提となるため、未締結国との租税条約締結を推進していただきたい。

#### ②相互協議および事前確認制度の強化・迅速化

##### 【理 由】

- ・ 執行の現場と相互協議担当局との事前の連携を強化し、予め二重課税リスクを低減させるなど、企業が国際競争力を失うことのない執行のあり方を要望する。
- ・ 移転価格税制については、平成22年度改正において価格算定文書の明確化が図られる等、実態を踏まえた制度運用と事務運営要領の整備が図られてきているが、企業にとって予期せぬ二重課税負担の発生することを防止するために、事前確認制度や相互協議をさらに迅速化させるよう取り組む必要がある。
- ・ 移転価格税制において、当局側で重要な制度であるAPA（事前確認制度）の手續・審査の更なる迅速化（税務当局の審査の一元化等）できる体制を構築すること。また仮に十分な損益が見込めない事業であっても前向きに対応すること。

#### ③無形資産に関する取扱いの明確化

##### 【理 由】

- ・ 課税の予測可能性の確保並びに二重課税の排除のため、無形資産の取扱いについては、予見可能性が確保され、且つ国際的なルールとも整合性をとった上で、法令レベルで規定すること。

また、現在OECDが進めているさらなるガイドラインの改定作業についても、納税者の理解や納得を得ながら国内制度改正、執行を進めていただきたい。

#### ④国外関連者寄付金課税の見直し

##### 【理 由】

- ・ 国外関連者寄附金課税については、贈与の意図が契約上明白なものに限定し、原則は移転価格税制を適用すること。課税の予測可能性の確保並びに二重課税の排除のため。
- ・ 現行の移転価格税制事務運営要領の価格調整金に関する記述において、内容によっては寄付金と扱うような記述になっているが、どのようなケースが寄付金となるのか不透明であるから、価格調整金と寄付金の違いを具体的に明確化して欲しい。また、寄付金の場合は相互協議の対象外という扱いとなっており、救済措置がないため、寄付金課税についても相互協議の対象とすべきである。
- ・ 国外関連者寄付金課税は、無償取引を取引当事者間で合意しているもの及び有償取引で契約の満額を収受していないもののみとし、それ以外の国外関連者取引は、移転価格税制の適用範囲内とすること。

#### ⑤相互協議決着に伴うオープンイヤー修正一括調整規定の創設（相互協議の合意年度での一括調整等を選択可能な規定の創設）

##### 【理 由】

- ・ 移転価格更正を受けた後、相互協議での決着を図る場合、更正年度以降のオープンイヤーについては、相互協議の合意結果が出るまでは、合意した移転価格手法による処理は行えない。この場合、結論が出た後に過去年度に遡って修正申告するのは実務上対応が非常に困難となるため。

#### ⑥移転価格課税に係る事務手続の明確化

##### 【理 由】

- ・ 移転価格の文書化規定で用意しておくべき資料が平成22年度の税制改正で以前に比べると明確化されたものの、年度等を含めた適用範囲につき未だ不明瞭な点も多いため、納税者の負担が大きくなりすぎるのを防ぐためにも、より必要な資料につき明確化してほしい。
- ・ 移転価格の調査における手続のルール化の整備（納税者側への課税根拠・関連データの開示等）に引き続き取り組むこと。
- ・ 経済実態を踏まえたガイドライン等の充実。企業の負荷が軽減されるように効果的な資料を公開してほしい。

#### ⑦過大申告年度と過少申告年度の通算制度の創設

##### 【理 由】

- ・ 移転価格税制では年度単位で移転価格の妥当性が検証されるが、更正期間（最長6年）内には、独立企業間価格に照らして日本の所得が過小となる年度だけでなく、過大となる年度もある。現行税制では、過小年度のみが更正の対象となるが、公平性の観点から、過大年度についての減額更正、又は、過小年度との通算措置の創設を要望する。

#### ⑧移転価格税制の適正化

##### 【理 由】

- ・ 多くの企業が海外へ進出している今日、移転価格税制の重要性は一段と高まり、企業にとって本制度に関する更正処分による二重課税等の税務リスクは無視できない状況となっている。企業の税務リスクを低めグローバル活動を円滑にするために、実際の取引価格と独立企業間価格に差が生じた場合の取引価格の解釈の仕方の問題、二国間による二重課税回避のための対応的調整等、二重課税排除の徹底に向け制度運用の適正化を進めるべきである。租税条約締結国との移転価格課税の場合は、相互協議後でなければ更正できない制

度とすること。

- ・ 以下の項目の見直しを要望いたします。

①事前確認制度（APA）および相互協議の一層の迅速化、効率化

②「国外関連者」基準の見直し（出資比率50%以上⇒50%超）

③相互協議およびAPAの決着に伴う過年度修正について、地方税も含め、協議決着の日の属する事業年度において一括調整が図れる仕組みの創設

④相手国政府との事前合意を移転価格課税の成立要件とすること

⑤事務運営指針における価格調整金と寄附金との区分の明確化

移転価格問題における企業と税務当局の見解の相違を未然に防ぎ、国際的二重課税のリスク軽減により、企業の海外活動を側面から支援することで、国際競争力の強化につながると期待されます。

## (2) 外国税額控除制度

### ①控除限度額超過額の繰越期間の延長・損金算入制度の創設

#### 【理由】

- ・ 外国税額控除は、外国所得税の額と控除限度額との差額を控除限度超過額として翌年以降3年間繰越すことができるが、当該3年の期間内に外国で支払った額以上の法人税等が国内で発生しない場合には、控除しきれない額が発生することとなる。  
外国税額控除の目的である国際的二重課税防止の観点から、繰越期間の延長、もしくは繰越期間にかかわらない全額控除が必要と考える。
- ・ 企業業績が低迷すると、控除対象外国税額がありながらも控除限度額がないために、外国税額控除を受けられない恐れがある。また、所得税額控除においては、欠損状態においても還付を受けることができるため、外国税額控除においても平仄をあわせるべきであるから、控除限度額・控除余裕額の繰越期間を7年に延長することを要望する。また、一層の二重課税排除のためには、最終期間内に外国税額の控除不足が確定した場合に損金算入を認めるべきである。
- ・ 外国税額控除限度額の超過額については現行3年しか繰り越すことができず、控除がされないままでは、本来の目的である二重課税の排除ができなくなるため、控除限度額の繰越期限（現行3年）の撤廃（無期限に）を要望する。
- ・ 欠損により外税控除ができない状態となっている。3年間では二重課税を解消しきれないため、5年に延長することを要望する。
- ・ 機器の輸出に付随して据付工事等を行う輸出プラント工事に工事進行基準が適用される場合等、外税控除枠の計算の基礎となる国外所得の発生時期と現地における課税時期にタイムラグが生じる傾向が強い。このような状況下において国際的二重課税排除の実効性を確保するためには、控除余裕額及び控除限度超過額の3年の繰越期間は甚だ不十分であるため、5年とすることを要望する。繰越期間経過後は控除限度超過額の損金算入を認めることを要望する。
- ・ 繰越控除余裕額に控除限度超過額を充当する場合、控除未済として繰越さず、国税同様即時還付することを要望する。二重課税排除の機会が損なわれ、企業に過度の税負担を強いるおそれのある取扱いは見直されるべきである。
- ・ 二重課税回避のため、控除限度超過額の繰越期間を現状の3年から欠損金の繰越期間と平仄を合わせて7年とすることを要望する。
- ・ 二重課税回避のため、切り捨てられることとなった控除限度超過額を損金算入できる制度の創設を要望する。
- ・ 外国税額控除は、国際的二重課税を排除する手続きであり、この主旨からすると繰越の期限を設定する必要はないと考える。少なくとも、欠損金の繰越期限の7年と調和を行うべきと史料。
- ・ 外国税額控除は、当初申告時に「損金算入方式」と「税額控除方式」の選択制となっており、当初「税額控除方式」を選択して3年の繰越期限内に控除を受けられないと、全額社外流出となり損金算入も受けられない制度となっている。

繰越期限に「3年」という制限が設けられている条件下で、予測のつかない選択を強いられ、かかる税負担が生じるのは本来公平であるべき税負担の観点から好ましいものではない。このような納税者不利の制度については是正が必要と考える。

少なくとも期限切れとなった年度に自動的に損金算入を認めるべきである。

- ・ 二重課税の完全な排除の観点から、限度超過額、控除余裕額の繰越期間を、少なくとも5年以上に延長することを要望する。
- ・ 外国税額控除は、国際的二重課税を排除する手続きであり、この主旨からすると繰越の期限を設定する必要はないと考える。少なくとも、欠損金の繰越期限の7年と調和を行うべきである。
- ・ 控除未済外国法人税額が翌3年度以内に法人税割から控除しきれない場合は、二重課税が発生してしまうため、外国税額控除額が法人税割額を超える場合は翌年度以降の法人税割からの控除ではなく、当年度において還付していただきたい。もしくは、控除未済外国法人税額の繰越期間を3年から7年に延長すること。
- ・ 外国税額控除制度は、国際的な二重課税を排除する制度として、わが国企業の海外事業展開を支える重要な役割を果たしている。しかしながら、わが国の税額控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間は3年と、税額を控除しきれないケースもあり、現行制度は内容的に不十分である。
- ・ 欠損金の繰越期間との整合のため、少なくとも外国税額控除の繰越期間を7年にしてほしい（今後、欠損金の繰越期間の延長について手当されるのであれば、外国税額控除の繰越期間も連動する形で改正してほしい）。
- ・ 平成21年度改正で、持分25%以上の海外子会社からの配当については、益金不算入制度が整備されたが、その対象外となる事業所得等に係る直接外国税額控除について、二重課税を排除するために、控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間の延長（現行3年→7年）や、控除限度超過額で繰越期間内に控除できなかった分についての損金算入を認める等の改善を図るべきである。
- ・ 国外所得と税額発生時期のタイムラグや控除枠が十分に確保できない等の理由から、外国税額控除制度の利用が制約される自体が発生しているため、控除限度額の繰越を現行の3年から5乃至7年へ延長すること。また、繰越期間経過後は控除限度超過額の損金算入を認めること。
- ・ 本制度の目的である国際的二重課税の解消をより確実にするため、以下の項目について制度の見直しを要望いたします。また、本制度の見直しに当たっては、国税だけでなく地方税においても同様の見直しを望まれるように要望いたします。

①控除限度超過額及び控除限度余裕額の繰越期間の延長（3年→7年）

②控除限度超過額の損金算入制度の創設

- ・ 控除限度超過となった外国法人税は繰越か損金算入の選択を認める
- ・ 控除不能が確定した繰越外国法人税の損金算入を認める

③損金算入を選択した場合の控除余裕額の切捨て措置の廃止

④控除限度額計算に用いる法人税額は、試験研究費等の税額控除前の法人税額とすること

控除対象外国税額があるにもかかわらず、所得の減少や現地の課税とのタイムラグのために税額控除を受ける事ができないケースが発生しています。国際的二重課税の解消という本来の目的をより確実に実現し、国際的な税負担のイコールフットイングを図ることで、国際競争力の強化に寄与することができます。

- ・ 外国税額控除制度は、わが国企業の海外展開を支え、国際的な二重課税を排除する制度として重要な役割を果たしている。

しかしながら、わが国金融機関において、過去に海外子会社の売却等に伴う売却益が発生したものの、現行の外国税額控除制度において繰越控除限度額（余裕額）や繰越控除対象外国法人税額（限度超過額）の対象期間が3年とされていること等の理由から、部分的に国際的な二重課税が発生したケースがあり、こうした問題はあらかじめ解決しておく必要がある。

したがって、外国税額控除制度における繰越控除限度額および繰越控除対象外国法人税額の繰越期間（現行3年間）を少なくとも7年に延長することを要望する。

## ②一括限度額方式の維持

### 【理 由】

- ・ 控除限度額・控除対象外税の所得別対応を要求する「所得別限度額方式」や国別の対応を要求する「国別限度額方式」は、控除限度額・控除対象外税の管理のために企業の事務負担及びコストを増大させることが予想されるため、現行の一括限度額方式の堅持を要望する。

## ③外国税額控除の控除限度額計算に用いる法人税額は試験研究費の税額控除前の法人税額とする

### 【理 由】

- ・ 外国税額控除制度は国際的二重課税の排除を目的とした制度であるため、試験研究費の税額控除などその他の税額控除制度の適用額によって制約を受けるべきでない。

## ④日越間におけるみなし外国税額控除制度の延長

### 【理 由】

- ・ 日本とベトナムの租税協定によるタックス・スペアリング・クレジットが平成22年12月31日で適用期限切れとなったが、投資先の発展途上国等の経済発展を支援するため、優遇措置を設けるといふ制度の趣旨を鑑み、同制度の延長が必要と考える。

## (3) 外国子会社合算税制

### ①外国子会社判定に係る租税負担計算の見直し

- ・ 外国に多くの子会社を有する企業にとって、現在の制度に基づく申告業務は膨大で負担が大きい。租税負担割合の計算を免じるためのホワイトリスト方式を導入していただきたい。
- ・ 多数の子会社株式を保有している会社にとって、個別に租税負担割合の計算を行うことは事務作業が膨大となり負担となっているため、租税負担割合計算におけるホワイトリスト方式の導入を要望する。
- ・ 特定外国子会社等の判定にあたり、本店所在地国が法人税を課さない国又は地域にあっても、他の国又は地域での法人税の負担により、所得に対する税の負担割合が20%超となっている場合は特定外国子会社等には該当しないとする。法令の趣旨に則り、合算対象としないことにより、二重課税の排除を図るため。
- ・ 課税の予測可能性の確保の観点から、租税特別措置法施行令第39条の14で規定されている実質租税負担割合の判定における非課税所得の範囲につき、現地での組織再編に伴う所得は該当しないことなどその範囲を明確化していただきたい。
- ・ 連結納税制度を採用している場合の租税負担割合の計算方法が明確化されていないため、外国子会社が連結納税制度を採用している場合における、租税負担割合計算方法の明確化を要望する。
- ・ 外国子会社において同一事業年度に生じた性質の等しい項目（株式譲渡益と株式譲渡損、為替差益と為替差損など）が現地で非課税の場合、当該損益を相殺した上で租税負担割合計算上の非課税所得（外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得の金額）とするものの可否を明確にして頂きたい。
- ・ 軽課税国の判定基準である現行の税率20%については、近年の諸外国の法人実効税率引下状況を踏まえ、15%に引き下げていただきたい。

### ②外国関係会社の判定に係る株式保有割合の緩和

- ・ グループの持株割合が10%しかない状態では、出資先法人の経営に対する影響力は乏しく、当該出資先法人に配当を実行させることは困難である。加えて、10%程度の少数株主にとっては財務諸表の入手が困難な場合もあるので適用法人となる保有割合を20%以上に緩和していただきたい。
- ・ 入手可能な情報が限られている中、法令の趣旨に則りつつ、課税の予測可能性の確保を図るため、外国上場会社が株主となっている会社について外国関係会社の判定（内国法人50%超）を行う際に、当該外国上場会社の株主に10%未満の内国法人及び居住者が含まれる場合は、当該内国法人及び居住者の保有割合は、内国法人保有割合に含めないものとしてもらいたい。

外国子会社合算税制は、租税負担割合の低い国に所在する子会社等を通じてわが国企業が取引を行うこと

によって、税負担を不当に軽減・回避する行為に対処することを目的として創設された制度である。平成22年度税制改正において、外国子会社合算税制について二重課税を排除するため改正がなされたが、対象となる特定外国子会社等の株式等の売買・償還等が行われ出資比率等が変動した場合など一部のケースで引き続き二重課税が生じている。

わが国金融機関には、特定外国子会社等が関わるスキームで資本調達を行っているケースがあり、国際的に自己資本規制強化等に係る議論が進められているなか、多様な資本調達手法を確保しておく観点からも、こうした二重課税の排除が望まれる。

したがって、外国子会社合算税制における出資比率変動等に係る二重課税の排除について適切な見直しを図ることを要望する。

### ③適用除外基準の明確化・緩和

- ・ 2010年度税制改正において、物流統括会社の関連者取引基準が緩和されたことは、連結グループ内での商流を検討する上で、歓迎すべき改正である。

しかしながら、統括会社が直接25%以上の株式を保有していることとか、統括会社であることを書類・契約等で証明する等、納税者に税務のためのコンプライアンスコストを負担させている。関連者取引基準は、特定外国子会社等が事業実体があるのかどうかを客観的な指標で判定する趣旨で導入されたものと理解している。外国子会社が、一定の従業員を有し、事業の用に供するための事務所・固定資産等を保有し、本店取材地で経営の意思決定を行っているなどの会社としての実体がある場合、関連者取引基準でテストを行う必要があるのか疑問である。

統括会社に対して緩和措置を講じていただければ、さらに進んで関連者取引基準の撤廃をお願いしたい。

- ・ 現行税制の下では、外国関係会社が現地法令に基づき連結納税制度に加入している場合における税率20%判定の方法が明らかにされていない。外国関係会社とその本店所在地国における連結納税制度に加入する場合に、特定外国子会社等に該当するかどうかの判定（20%判定）の方法を明確にすることを要望する。
- ・ サービス業を営む法人が所在地国基準を満たすかどうかは、その役務の提供地（役務を提供する者の所在地）で判定するものと考えられるが、役務の提供を受ける者の所在地により判定すべきとする意見もあることから、明確化を望む。
- ・ 物流統括会社の場合、統括業務の機能が重要視され、資本関係は必ずしも必要はないと考えられるため、被統括会社の株式の一定割合を統括会社が保有する要件の緩和を要望する（措置法施行令39条の17）。
- ・ 事業活動の多様化により、主たる事業の判定が複雑化しているため、判定基準をより明確にして頂きたい。

### ④特定外国子会社における繰越欠損金の考慮

#### 【理由】

- ・ 海外事業については、市場調査や市場開拓等の事前活動から着手し、中長期的な営業戦略を経た後に利益を獲得できるものであるにも関わらず、それまでの事前活動での欠損に対する配慮が無く、ようやく利益を獲たところで課税されるため、国内課税（繰越欠損金）との公平性が保たれないことから、特定外国子会社での欠損についての措置が必要と考える。
- ・ 不公平の是正のため、特定外国子会社の損金について親会社との損益通算を認めるよう要望する。

### ⑤買収により取得した海外子会社の取り扱い

#### 【理由】

- ・ 買収後に外国子会社合算税制の対象となる会社が含まれていることがある。このような事態は予測が不可能であり、合算課税が発生する場合には買収価値を毀損することになる。海外の企業を買収した場合には、日本法人の買収初年度の申告からは同制度を適用しないことを法律で規定願いたい。

また、海外企業グループ買収後に事業統合や組織再編を実施していくことになるが、これらの組織再編等を実施することにより、外国子会社合算税制の対象となり、日本での合算課税が発生する場合がある。この合算課税を回避するすべが無い場合とか、回避するために複雑な再編が必要になり、再編完了までに相当の

期間を要することがある。買収後のシナジー効果を最大化するためには組織再編等を迅速に実施することが日本企業の国際競争力強化のためには不可欠であり、特定外国子会社等の再編・整理が完了するまで一定期間（例えば買収後1年間：英国では現行2年を3年に延長予定）は特定外国子会社等の範囲から除外することを法律で規定願いたい。

- ・ M&Aにより初めて日本国の特定外国子会社に該当する事となった法人については、当初3年間は組織再編を行うための猶予期間として適用除外措置を認めるルールを導入すべきである。英国のCFC税制においても、M&A直後2年間は其後のグループ内組織再編のための猶予期間を認めており、改正案ではこれを当初3年間に延長することが計画されております。今後日本企業による外国企業のM&Aは従来以上に増大することが見込まれますので、我が国企業の海外進出の妨げにならない配慮が必要です。

#### ⑥適用対象金額計算におけるグループ法人税制の適用

##### 【理由】

- ・ 日本と異なる海外の諸制度に対して国内税法を適用することの困難性・不合理性があることは認識しているが、適用対象金額の計算において組織再編税制の適用が除外されていないことを考慮すると、グループ法人税制の適用が除外されているのは、公平性に欠いている。また、英国及び英国と類似した会社法を採用する国では、合併という制度が存在しないことから、例えば英国内での組織再編を実施する上で、日本の外国子会社合算税制が足かせになっている事実がある。

日本企業が海外での組織再編を迅速に実施することが可能となり、よりスピーディーに海外事業展開が可能になり、国際競争力の強化に繋がることが期待できるので、外国子会社合算税制にグループ法人税制の適用が可能となるよう改正願いたい。少なくとも同一国内間の法人間での取引には、本税制が適用できるよう配慮願いたい。

全ての国に適用することが困難であるならば、グループ法人税制を採用している国での資産移転については、外国子会社合算税制の所得計算上は簿価移転を認容してもらいたい。

(例) 英国のノーゲイン・ノーロスルール（75%以上の資本関係）⇒ 日本では100%に限り認容

#### ⑦現物分配に係る課税繰延べの規定の適用

##### 【理由】

- ・ 2011年度の税制改正で特定外国子会社等の合算対象金額の計算上、現物分配に係る課税繰延べの規定の適用がないことが明確化された。国内法人から国内法人への現物分配については、適格である場合には課税の繰延べが認められているので、外国子会社合算税制においても同一国内での適格現物分配については、課税の繰延べを認めてもらいたい。

また、海外子会社を清算する時の残余財産分配についても現物分配の規定が適用されるため、海外子会社を清算する場合の大変な足枷になってくるので、少なくとも清算の場合の現物分配については、課税の繰延べの規定を適用願いたい。

- ・ 日本基準により合算対象金額を計算する場合における適格現物分配（法62の5）の規定の適用に当たって、特定外国子会社等の合算対象金額の計算上も適用できるように改正していただきたい。
- ・ M&Aにより外国企業集団を買収した場合に、当該外国企業集団の親会社（買収した日本親会社からみると「子会社」）の傘下に特定外国子会社等に該当する持ち株会社（「孫会社」）が含まれている場合において、当該特定外国子会社等のさらに傘下に連なる実業子会社（「ひ孫会社」）を特定外国子会社等の傘下から引き離すために現物分配を実施して、日本親法人の傘下に資本再編（出資系統の組替え）を行い、最終的には日本親法人の元々の実業外国子会社等と合併等により機能の統合・分割を図る。
- ・ 買収後の資本再編を通じて当該買収のシナジー効果を高める経営ニーズがあり、その実現に際して阻害要因となる合算課税を正当に回避したい。

#### ⑧特定外国子会社等を有する法人に係る申告期限の延長

##### 【理由】

- ・ 海外子会社は、事業年度終了後、決算確定及び申告期限までの期間が長い。このため日本親会社の確定申

告作業中に、特定外国子会社等の計算書類等が完成していないことが多々あり、日本親法人はやむを得ずドラフトの計算書類等をもって合算税額を計算せざるを得ない実態がある。

特定外国子会社等の計算書類が確定し、合算税額が増になった場合、速やかに日本親法人が修正申告したとしても、延滞税が発生することがあり、逆に減額更正も発生する。

現行親法人との差異が2ヶ月以上ある場合は、翌期の申告に取り込むことで配慮されているが、2ヶ月から6ヶ月に延長するよう改正願いたい。

#### ⑨資料添付要件の緩和

添付資料の削減（特定子会社の財務諸表や資本図を添付要件ではなく保存要件に）

##### 【理 由】

- ・ 該当のグループ会社が多数あると、資料が膨大になり事務負担も大きいことから。

#### ⑩課税対象金額の計算における期限切れ欠損金の損金算入

##### 【理 由】

- ・ 特定外国子会社等の解散後の債務免除益が合算の対象とならぬよう、課税対象金額の計算上、内国法人の所得計算と同様、法人税法第59条第3項に規定されている期限切れ欠損金の損金算入を認めることを要望する。清算所得課税制度との整合性を図る観点から、租税特別措置法第66条の6第2項第2号により控除される欠損金額に、法人税法第59条第3項に規定されている期限切れ欠損金を含めていただきたい。
- ・ 特定外国子会社等の適用対象金額を本法法令により計算する場合においても、法57条の欠損金は所得計算の規定から除外されているが、特定外国子会社等が解散し残余財産が無い場合に期切れ欠損金が使えないこと。また日本の適格組織再編と同等の適格合併等を行った際に被合併法人の欠損金が使えないことには不合理があると思われるため、取り扱いを明確化すべきである。

#### ⑪特別課税対象金額の範囲

##### 【理 由】

- ・ 当該期間経過後に課税済留保金を配当する場合、同一所得に対して日本で法人課税されることにより、二重課税が発生。そのため、日本企業の軽課税国への進出を阻害しかねないため、過去に益金の額に算入された課税対象金額については、その発生した年度に関わらず、特別課税対象金額と認識すべき。（現状は過去10年以内の特定課税対象金額に限定）。

#### ⑫二重課税調整規定の拡充

##### 【理 由】

- ・ 措法66の8の規定は、当期及び過去10年間に合算課税された所得からの配当の二重課税を排除するための規定であるが、合算課税前の所得から配当をする場合（たとえば、進行情の所得を原資に期中配当を支払う場合）には適用されない。  
平成21年度税制改正前においては、このような配当を「特定剰余金配当等」と定め、この配当に係る二重課税の調整規定が設けられていたが、平成21年度税制改正後にはこのような措置が講じられていない。特定外国子会社等が合算課税前の所得から配当をする場合にも二重課税が生じないように、規定の整備が望まれる。
- ・ 合算課税と売却益の二重課税の排除ため、特定課税対象金額を有する法人の株式譲渡を行い譲渡益が生じた場合には、当該法人に係る特定課税対象金額に達するまでの金額については、投資簿価修正による調整等、非課税とすること。
- ・ 特定外国子会社等の事業年度終了後、内国法人の配当事業年度終了までの間に当該株式の譲渡や自己株式取得等が行われた場合、保有割合が変動し、合算課税による益金算入の額と同額の配当益金不算入が受けられずに生じる二重課税を排除することが必要である。
- ・ 特定外国子会社等が登記の所得の中から期中に配当を実施した後に、発行済株式数や保有割合の変更があった場合に生じる二重課税の排除が必要である。
- ・ 特定外国子会社等である孫会社の特定課税対象金額を子会社経由で配当する場合に生じうる二重課税の排

除が必要である。

- ・ ダブルSPC清算時に発生する二重課税を排除するにはスキーム変更といった運用が必要になり、機動的な清算を阻害する要因となり得るため。

### ⑬定義の明確化

#### 【理 由】

- ・ タックスヘイブン税制において、法令改正により基準の緩和（基準税率の引き下げ、非関連者基準の緩和）が実現したが、個別の規定における定義付けに一部曖昧な部分があるので通達等で明確にすること。また、各国の法人実効税率引き下げの傾向が継続する状況を鑑み、今後も適時適切に基準の見直しを図ること。

### ⑭「請求権勘案直接保有株式等の占める割合」を判断する時点を規定する租税特別措置法施行令第39条の19第8項等の適正化を図ること

#### 【理 由】

- ・ W-SPCスキームでは、投資者にとり、持株SPCの優先出資証券の「配当」と銀行SPCの「配当原資」（合算税制の対象となるSPCの所得）が課税対象とされ二重課税が生じ得る税法であったが、平成22年度税制改正で二重課税を回避するために、銀行SPCの「配当原資」のうち投資家の銀行SPCの所得に対する持分相当の金額（間接特定課税対象金額）まで益金不算入とする処置がなされました（租税特別措置法第66条の8第8項）。

しかし、間接特定課税対象金額の認識時期がSPCの決算期末でなく投資者の決算期末とされているため、通常のW-SPCスキームの場合、優先出資証券の償還後等の投資者の決算期においては、投資者の銀行SPCの所得に対する持分相当が低く認識される結果、本来益金不算入とされるべき間接特定課税対象金額も少なく認識され、引き続き二重課税が生じてしまいます。

当該問題を解消しない限り投資者に不利益な状況が残るほか、我が国金融機関の多様な資金調達手法を確保する観点からも、外国子会社合算税制における出資比率変動等に係る二重課税の排除を要望します。

## (4) 外国子会社配当益金不算入制度

### ①益金不算入割合の引き上げ

#### 【理 由】

- ・ 本邦所得に加算すべきとされている5%分の根拠は不明瞭である。H22年度税制改正にて、グループ法人税制が整備されたのを機に海外100%子会社からの受取配当金に対しては全額を非課税とすることを要望する。
- ・ 本邦所得に加算すべきとされている5%分の根拠が不明瞭。二重課税の排除を完全なものとするため、益金不算入割合を100%とする。
- ・ 海外からの配当に係る付随的支出（5%分）の低減により、日本への資金還流をより促進するため。
- ・ 外国子会社からの配当益金不算入制度を企業が活用し易くし、国内への資金還流を活発化するために、その障害となっている5%の費用相当額について制度の対象外とする規定を撤廃して欲しい。
- ・ 外国子会社からの配当について95%が益金不算入とされておりますが、国内投資の促進のため、全額を益金不算入とされる措置を要望いたします。

### ②内国法人の受取配当等の益金不算入制度との統合

#### 【理 由】

- ・ 内国法人間の受取配当等の益金不算入制度と、外国子会社受取配当等益金不算入制度は、立法の経緯こそ異なれ、趣旨・制度いずれも類似の制度である。よって、両制度を統合・合算し、簡素な申告手続きを実現する。

### ③出資比率要件の引き下げ

#### 【理 由】

- ・ 平成21年度税制改正において外国子会社配当益金不算入制度が導入されたところであるが、海外子会社利益の国内還流をより促進するとの観点からも、出資比率要件を「25%以上」から「10%以上」に引き下げていただきたい。

## (5) 租税条約

### ①二国間租税条約の新規締結・改正の推進

- ・ 投資・経済交流の促進の観点から、投資先国における投資所得（配当・利子・使用料）に係る源泉地国課税の軽減又は免除を盛り込んだ租税条約の見直しを期待する。

特に、親子間配当に係る源泉税の免除を備えた租税条約の改定、また、技術交流促進の観点から、使用料（インド及びパキスタンの「技術上の役務に対する料金」を含む）に係る源泉税の免除についての改定を要望する。

- ・ 今後投資交流の活発化が見込まれる国々との条約締結・改正交渉の一層の推進。ロイヤリティ支払いに関する源泉税の相互撤廃などを盛り込んだ日米租税条約がモデルになるかと考えております。
- ・ 企業の国際競争力を高めるため、日本と経済交流が活発な地域・国とは新たに租税条約を締結すべき（台湾、コロンビア、アルゼンチン、ベネズエラ）。
- ・ 引続き各国との租税条約および締約相手国における国内法と条約との矛盾を解消する動きを我が国政府から積極的に働きかけていただきたい。税制改正事項ではございませんが海外子会社受取配当益金不算入制度によりその重要性が高まっております。
- ・ 租税条約は、源泉地国における課税の抑制により二重課税リスクを軽減し投資交流を促進することでクロスボーダー取引を租税面から後押しし、対内・対外投資を促進することにより、わが国におけるビジネス・チャンスの拡大、産業競争力の強化、および雇用の創出等を通じて経済活性化を図り、わが国と世界との資金の流れの円滑化を進めるものである。

現在、こうした観点から、利子・配当等の税率軽減が措置され、金融機関等が受け取る利子について源泉地国における課税が免除された日米租税条約をモデルとして、わが国と各国との間で租税条約の締結・改定が進められている。

わが国企業がアジアでの活動を拡大し、政府のアジア経済戦略において租税条約ネットワークの拡充が掲げられているなか、アジア諸国との間においても日米租税条約と同様の租税条約を締結していくことは、わが国およびアジア諸国の経済成長にとって重要であり、わが国金融機関の国際競争力強化にも資するものである。

したがって、アジア諸国との租税条約の締結や改定を引き続き推進することを要望する。

### ②OECDモデルに準拠した租税条約の充実等

（台湾、コロンビア、アルゼンチン、ベネズエラ）

#### 【理 由】

- ・ 昨今のグローバル化の流れの中、国際取引が増加傾向にあるが、国ごとに異なる課税システムを有していることがグローバル投資の障壁となっている。

この現状を踏まえ、グローバル化推進の観点から、国際的二重課税の調整と国際的租税回避の防止を条約上規定するため、OECDモデルに準拠した租税条約の充実、制度の統一等の見直しが必要と考える。

### ③附帯税を租税条約の対象に追加すべき

（台湾、コロンビア、アルゼンチン、ベネズエラ）

#### 【理 由】

- ・ 二重課税負担の排除、相互協議決裂時の二重課税の残存リスクの排除。

#### ④租税条約における恒久的施設の取扱い

- ・ 租税条約における恒久的施設の取扱い（特に日中租税条約第5条第5項）において、「単一の工事又は複数の関連工事」（プロジェクト）の定義を明確化すべき。業種や産業によっては、プロジェクトの切り分けが難しいため（自動車産業におけるマイナーチェンジ、フルモデルチェンジ等）。
- ・ 対内投資の促進及びICT産業空洞化の抑止のため、以下の理由から、非居住者が日本国内に事業を行う人員を置かず、電気通信機器のみを所有、賃借又は使用して電子商取引を行う場合、当該機器を恒久的施設（Permanent Establishment）としない取扱いが必要と考える。

外国法人にかかる法人税の納税義務については、主としてPE所在有無により判定するものであり、従来は日本に支店等の施設・代理人等の人的要因により判定を行っていた。しかし、電気通信機器（サーバ等）を用いた取引についても、PEに該当する可能性があり、PE判定基準が不明確な状況。

また、欧米を中心として、電気通信機器を使用した電子商取引については、所有形態を問わず、PEとしない取扱いが明確化され、対内投資促進等にかかる手当てがされており、データセンタ事業等のICTサービスの拡大に寄与しているものと考えられる。

一方、日本の税制の取扱いにおいては、上記のとおりPE判定される可能性があることから、二重課税を避けるために日本への投資を躊躇し、対内投資の促進が図られないことも想定される。

以上から、電気通信機器を使用した電子商取引については当該機器をPEとしないという取扱いを明確化することで、非居住者の日本における対内ICT投資の拡大、及びわが国のICT産業の成長・強化を図ることが必要と考える。

#### ⑤配当に係る源泉所得税の引き下げ、減免規定を定める租税条約の締結促進

##### 【理由】

- ・ 二重課税負担の排除、相互協議決裂時の二重課税の残存リスクの排除ため、配当金に対する源泉所得税の上限税率を0%にすべき（対象となる締結国すべて）。
- ・ 現行では、日本への配当に際して現地国で源泉税が課されるため、例えば源泉税率が高いドイツ（源泉税率15%）のように日本への資金還流が事実上困難な国も存在しており、資金還流を促進するため日米、日英と同様のゼロ税率を要望する。
- ・ 外国子会社配当不算入制度の導入により、海外からの配当の95%が非課税となった一方で、海外での源泉税が控除不可となった。日米、日英、日蘭間での租税条約では、配当に係る源泉税が免除される措置が締結されている。その他の国との租税条約においても、配当源泉税が免除されるよう交渉をお願いしたい。
- ・ 持株割合50%以上の子会社からの配当にかかる源泉税を免税とする等、各国との租税条約を新日米租税条約に準じて改正する。配当益金不算入制度のメリットを十分に享受するには、受取配当にかかる源泉所得税率の引き下げが必要である。
- ・ 親子間配当に係る源泉徴収を免除できるよう二国間租税条約の見直しを要望いたします。配当に掛かる源泉税は、平成20年度に創設された「外国子会社配当益金不算入制度」の効果を減殺することになります。
- ・ 外国子会社の配当益金不算入の創設をうけて、各国との租税条約による源泉税率などにより、その影響額が大きく異なる。そのため、更なる租税条約の締結による、源泉税率の引き下げを要望する。
- ・ ロイヤリティ支払いに関する源泉税の相互撤廃などを盛り込んだ日米租税条約をモデルに、今後投資交流の活発化が見込まれる国々との条約締結・改正交渉の一層の推進をしていただくよう、要望いたします。配当に掛かる源泉税の低減により、「外国子会社配当益金不算入制度」の目的である日本への資金還流と再投資の促進を図ることができ、わが国企業の競争力強化に寄与することが期待されます。

また、租税条約の新規締結や制度の改定を推進することで、移転価格課税等に関する相手国との相互協議や仲裁制度の実現による国際的二重課税の回避が可能となり、わが国企業が経済のグローバル化に柔軟に対応できるようになります。

配当に掛かる源泉税は、平成20年度に創設された「外国子会社配当益金不算入制度」の効果を減殺することになります。親子間配当に係る源泉徴収を免除できるように二国間租税条約の見直しを要望いたします。特に、多くの日系企業が進出しているドイツ・中国は最優先での対応を要望いたします。

また、経済のグローバル化の進展により、企業が国際的二重課税に直面するケースが増加しております。

移転価格税制に基づく相互協議や仲裁制度の実現等による国際的・二重課税の回避のために、二国間租税条約の新規締結を加速し、租税条約ネットワークの整備拡充を図っていただくよう要望いたします。

#### ⑥貸付利子に係る源泉所得税の引き下げ

##### 【理 由】

- ・ 「円の国際化」において、貸付金の利子に対する源泉税免除は、日本への投資資金流入だけでなく、対外投資の活性化に寄与するため、既に日本と米・英・豪等との間では租税条約改正により、源泉税免除を行っている。アジア地域での円投資促進のため、アジア諸国との租税条約改正による源泉税の免除を要望する。
- ・ 租税条約改正交渉において「利子の源泉税を免税とする（案）」は国際間の同一所得に対する二重課税を確実に排除する観点から有効であり、歓迎・支持する。その反面、実質的な増税策にならない（実害が生じない）範囲で必要な租税回避行為防止措置を限定的に導入することについては一定の理解はできる。

#### ⑦株式売却益に係る源泉所得税の引き下げ

##### 【理 由】

- ・ 中国、韓国、インドなどでは、当該国子会社の株式を、例えば日本企業が当該国以外の企業に売却した場合に、当該国で売却益に源泉税が課税される。これらの国々との租税条約では、売却した企業の居住地国においてのみ課税するよう交渉願いたい。

#### ⑧対応的調整規定を備えた租税条約の締結促進

##### 【理 由】

- ・ 二重課税負担の排除、相互協議決裂時の二重課税の残存リスクの排除のため、対応的調整規定を追加すべき（ロシア、ブラジル、インドネシア、中国、パキスタン）。

#### ⑨仲裁規定を備えた租税条約の締結推進

##### 【理 由】

- ・ 企業活動のグローバル化に伴いクロスボーダー取引が増加する中、移転価格課税に係る国際的・二重課税リスクも高まっている。当該二重課税が確実に解なかった場合の仲裁規定が各国との租税条約に消されるよう、相互協議が合意に達し反映されることを望む。
- ・ 移転価格税制により課税された場合、通常企業からの申立てに基づき当局間で相互協議が行われることとなるが、相互協議は二重課税解消のための努力義務を負うに過ぎないため、相互協議が不調に終わった場合企業は二重課税の解消が極めて困難な状況となる。  
二重課税の解消を担保するため、相互協議の根拠となる租税条約に第三者による解決を図る手段である仲裁規定を導入すべきである。
- ・ 経済のグローバル化の進展により、企業が国際的・二重課税に直面するケースが増加しております。移転価格税制に基づく相互協議や仲裁制度の実現等による国際的・二重課税の回避のために、二国間租税条約の新規締結を加速し、租税ネットワークの整備拡充を図っていただくよう要望いたします。
- ・ 仲裁手続条項を導入すべき（オランダを除く全締結国）。

#### ⑩国内源泉所得の租税条約による読み替え規定の見直し

##### 【理 由】

- ・ 国内源泉所得を租税条約の規定で読み替える場合、無条件に読み替えるのではなく、駐在員事務所等の設備の使用料は除外する。租税条約で債務者主義が採用され、かつ、使用料の規定に設備が含まれている場合、非PEの駐在員事務所では賃借されている車・コピー機等の使用料に源泉徴収義務が生じる。これらは、契約も送金も現地にて完結しているため、業者からの日本国の税負担の理解が得られず、納税義務者側の負担にならざるを得ない。源泉徴収を強行するとすれば、現地での設備の賃借もできず、現地での事務遂行に著しい支障をきたすことになる。このように、源泉徴収義務者が納税負担を事実上予定されているような仕組み

は源泉徴収制度の趣旨から完全に外されているものであり、制度上の手当がぜひとも必要である。

#### ①租税条約届出書提出義務の見直し（撤廃・期限の延長・緩和）

##### 【理由】

- ・ 租税条約届出書の提出期限につき、現状は支払日の前日となっているが、海外現地からの郵送日数、現地における居住者証明書の入手日数等、事務手続に要する期間を考慮すると、現状の提出期日では対応が非常に困難であるため、提出期日の延長を要望する。
- ・ 人的役務提供（自由職業所得）に関する租税条約届出書（様式6、7）について、所謂、使用料等免税国（米、英、仏等）における特典条項に関する付表・居住者証明書の提出義務の撤廃を要望する。使用料等免税国（米、英、仏等）との租税条約につき、特典条項が使用料等以外にも適用されているため、特典条項に関する付表・居住者証明書の提出が義務付けられている。他国との間は、租税条約届出書のみで軽減税率、免税措置の適用が受けられるのに比べて、過大な事務負担が生じているため、この提出義務撤廃を要望する。
- ・ 租税条約の適用を受ける支払につき、「租税条約に関する届出書」の提出要件を緩和すること。具体的には、人的役務提供事業等の対価の支払に関し租税条約上本邦にて課税されない場合の提出義務の撤廃、並びに特定国において提出が義務付けられている「特典条項に関する付表」の有効期限の撤廃を行うこと。
- ・ 租税条約の適用にあたり、届出手続の簡素化を行う。差当り、手続が必要な所得を源泉徴収が必要な投資所得に限定し、同一の相手方に対する同一の所得は年に一度等定期に所得支払の実績を申請すれば足りることにする等制度の整備を行う。現行の複雑かつ煩瑣な手続は、国際的商取引の迅速性、確実性を阻害するものであり、また、企業の実務遂行にも大きな負担となっている。
- ・ 租税条約適用の手続きについて、支払前に届出書を税務署に提出しなければならないが、取引の相手方とのやり取りに時間がかかり、支払前までに書類を提出するのは、源泉徴収義務者にとって相当な事務負担となっている。米国、英国などでは、支払者側で書類を会社保管することとされており、日本においても書類の提出要件から会社保存要件への変更をお願いしたい。
- ・ 特典条項を有する租税条約の場合、さらに付表と居住者証明書の提出が必要で、居住者証明書の入手に時間を要することが一般的であり、支払日の前日までにすべての書類を整えて税務署に提出しておくことには、相当の事務と労力を要する。こうしたことから、特典条項を有する租税条約の場合は特に、居住者証明書を相手方が入手する手間を考慮して、日本法人側でグロスアップで税負担する例が実務上は発生していると認識している。

#### (6) その他

##### ①外国投資家が国内でサーバ等機器を所有等する場合の税務上の取扱いの明確化

現在、外国投資家（非居住者又は外国法人）が国内にあるサーバ等機器にプログラムを設定し自動的に有価証券等の売買注文を行う場合、外国投資家が当該サーバ等機器を所有又は賃借しない場合は、外国投資家は国内に恒久的施設を有しないことにはならない旨が課税庁により確認されているが、外国投資家が国内で当該サーバ等機器を所有又は賃借する場合の税務上の扱いについては必ずしも明確ではない。

##### 【理由】

- ・ 情報通信技術の向上とアルゴリズム取引等の取引手法の高度化の中で、欧米を中心に、外国投資家が各有価証券の投資評価やその取引プログラム等の作成・設定といった投資判断を海外で行い、国内には当該取引プログラム等の機能を搭載したサーバ等機器のみを設置し、当該取引プログラムにより自動発注を行う取引形態が増加しています。

こうした外国投資家の執行成果は、各外国投資家の利用するサーバ等機器及び自身が作成・設定するプログラムやパラメータ等のテクノロジーの優劣に依存するため、かかる外国投資家の間では、自身のプログラムやパラメータ等の情報を第三者に知られることのないよう秘匿しておくニーズが非常に高い。そのため、第三者ではなく、投資家自身による最適なサーバ等機器を利用し、当該機器に自身のプログラム等を設定し、取引を行うニーズが高まっています。

我が国の場合も同様であり、外国投資家の間では、第三者（例えば我が国の証券会社）ではなく、外国投資家自らが、最適なサーバ等機器を日本国内に所有又は賃借したうえで当該機器に自身のプログラム等を設定し、我が国の市場で取引を行うニーズが非常に高まっています。

主要海外市場では、外国投資家のサーバ等機器の国内への設置が恒久的施設に該当しないよう税制面での対応がなされており、上記のような外国投資家のニーズが満たされているため、外国投資家は各主要海外市場に本格的な投資を行い、市場の流動性向上に寄与しているのみならず、新たな金融サービスやデータセンター事業等のITサービスの拡大につながっています。

一方で、我が国では、現在の税制の下では、外国投資家がサーバ等機器を所有又は賃借しないことが前提とされており、外国投資家が国内でサーバ等機器を所有又は賃借した場合の取扱いは必ずしも明確でないため、上記のような外国投資家のニーズに対応できていません。そのため、かかるニーズを重視する外国投資家は、我が国と本国との二重課税のリスク等の問題から、日本市場への本格的投資を躊躇し、対内投資の促進が図られない状況となっています。

そこで、上記のとおり税制面の対応を行うことにより、上記のような外国投資家のニーズに対応し、外国投資家による日本市場への本格的な投資を呼び込むとともに、新たな金融・ITサービスの拡大等を促すことで、アジアのハブとしての我が国金融証券市場の国際的競争力の強化を図ることが必要と考えます。この点は、先般示された新成長戦略の政策推進方針としての対内投資の促進やアジア拠点化の趣旨・方向性に合致するものと考えます。

なお、平成23年度税制改正大綱においては、いわゆる「総合主義」の「帰属主義」への転換が検討事項とされたところであるが、これもあくまでも外国投資家が国内に恒久的施設を有することが前提であるため、なお各種の課税リスクやコストの問題（恒久的施設に帰属すべき所得の算定の困難性、地方税の負担、納税管理人選任等の事務負担等）は解消されず、上記の政策目的を達成することはできません。

## Ⅱ 所得 税

### 1. 所得税法

#### (1) 給与所得関係

##### ①会社が負担する海外個人所得税の取扱い

###### 【理 由】

・ 日本の居住者である海外出張者が、現地法令により海外個人所得税を課され、これを会社が負担した場合、法令・通達ではその取扱いが明確にされていないが、税務調査等の税務当局による課税実務においては、給与所得であるとされている。

しかしながら、

①会社が負担するのは、会社の業務遂行の必要性による業務命令によって海外出張者が被った「経済的損失の回復」を目的とするものに過ぎず、当該出張者の「生活レベルを維持するためのもの」であることから、令第22条に掲げる「非課税とされる在外手当」に類するものであると考えられること

②「業務の遂行に関連するもの」である場合は、給与ではないとする法人税基本通達9-5-5（役員等に対する罰科金等）、9-7-16（法人が支出した役員等の損害賠償金）の取扱いとに不整合があると考えられること

③所得税法においても、個人の外国税額控除制度が用意されているが、日本と外国との課税範囲・税率が異なること、又、法人の場合と異なり、個人の場合には、外国税額控除限度額の基礎となる国外所得を永続的に確保することが困難であること等により、当該制度を適用しても、一部の二重課税の排除に留まることが多いこと

から、会社が負担した海外個人所得税の所得税法上の取扱いにつき、経済的利益のない非課税所得である旨通達等で明らかにするよう要望する。

##### ②年末調整の廃止（確定申告への移行）

###### 【理 由】

・ 現在、年末調整については会社側の作業が短期間かつ膨大であり、多大な事務負担となっている。本来、日本の税制は確定申告を原則としていることから、年末調整を廃止し、個人の確定申告とすることで、会社事務負担の軽減のみならず、個人の税意識の向上にも資するため、年末調整の廃止を要望する。

③日本版ESOPの受益者が、当該日本版ESOPに係る分配により従たる給与の支払者から支払を受ける従たる給与所得について、同一企業グループに属する主たる給与の支払者において主たる給与所得と年末調整を行うことを認め、確定申告を不要とする措置を講じること

###### 【理 由】

・ 日本版ESOPは、従業員持株会を通じた福利厚生制度の選択肢として普及し始めた制度であり、従業員へのインセンティブプランとしての活用も期待されるものであります。上場会社が信託を設定し、信託が終了したときに上場会社のグループ企業の従業員に分配がなされます。この分配金は、税務上上場会社から支払われる給与所得と考えられます。

親会社（A）が上場会社である会社（B）の従業員がESOPの分配金を受けた場合、当該従業員はB（主たる給与等の支払者）から通常支払われる給与等に加えてA（従たる給与等の支払者）からも給与等の支払いを受けることになります。Aからの分配金が20万円を超える場合には、当該従業員は確定申告を行う必要があります。しかし、同一企業グループ内で支払われる給与であり、AからBに分配金の支払等の情報を集約することで、年末調整を行うことが可能であるケースが想定されるため、確定申告をせずに納税関係が終了できる制度が措置されるべきです。

通常はBのみから給与等の支払いを受け、確定申告を要さない従業員に対して確定申告義務が発生する可能性があることが、上場会社にとってESOPの導入の障壁とされるケースがあり、本要望はかかる障壁を除去し、ESOPの普及促進に資するものと考えます。

## (2) 所得控除

### ①新たな生命保険料控除制度の着実な実施

#### 【理由】

・ 生命保険は、公的保障とともに国民の生活保障を支える私的保障の中核的役割を担っています。この私的保障についての準備を幅広く促進・支援する制度として、これまでの生命保険料控除・個人年金保険料控除に介護医療保険料控除を加えた、新たな生命保険料控除制度が、平成22年度税制改正において法制化されています。新たな生命保険料控除制度は、平成24年1月から適用開始となります。現在、各生命保険会社において、制度移行について万全を期するため、国民への周知活動等を実施しているところであり、当新制度を着実に実施することを強く要望します。

【公的保障を補完する私的保障の重要性】我が国は「少子化」の影響により人口減少社会に突入しており、また、「高齢化」が進行し、2055年には2.5人に1人が高齢者である「超高齢社会」となる見通しです。その結果、社会保障給付費の増大が懸念されますが、一方で労働力人口の減少等により、これに見合う経済成長や財源の確保は期待しにくい状況にあり、持続可能な社会保障制度の構築に向けて、税・社会保障負担および社会保障給付のあり方の抜本的見直しは喫緊の課題とされています。そのため、今後も「公私二本柱の生活保障」という理念のもと、公的保障と私的保障が補完し合って、国民の生活保障を支えていく体制を構築することが重要となっていきます。財政規律の観点等も含め社会保障制度の見直しについて検討がなされており、公的保障を補完する私的保障の役割が今後ますます重要となっていく中、生命保険は、保険加入者間の「相互扶助」の原理により、国民の私的保障ニーズに応じた様々な保障を提供し、私的保障の中核的役割を担っています。

【生活保障ニーズの多様化・保障準備状況】生命保険に私的保障を充実する役割が求められている中、国民が必要とする保障の種類は一人ひとり異なり、また、年齢や家族構成とともに変化していきます。例えば、20～40歳代の男性では遺族保障のニーズ、50～60歳代の男性では老後保障のニーズ、20～40歳代の女性では医療保障のニーズ、50～60歳代の女性では医療・老後保障のニーズがそれぞれ高く、ライフステージの変化により保障ニーズも変化している状況です。新たな生命保険料控除制度は、こうした様々な生活保障ニーズに対応すべく、これまでの生命保険料控除・個人年金保険料控除に介護医療保険料控除が加えられ、平成22年度税制改正において法制化がなされています。また、生活保障に対する国民の意識は、遺族・医療・介護・老後保障の全てにおいて、約6～8割の人が「公的保障のみでは準備が十分でない」と考えていることに加え、私的準備に公的保障および企業保障を合わせた経済的準備に対しても、約6～7割の人が「充足感がない」と考えており、私的保障のより一層の充実が必要とされています。一方で、生命保険の世帯加入率は長期的に低下傾向にあり、特に、世帯主が30歳未満の若年層においては、加入率が急速かつ大幅に低下しています。現在の若年層における私的保障の準備不足は、今後、国民全体の私的保障の準備不足へと波及することが懸念される所であり、国民の私的保障の準備を幅広く促進・支援する制度は、将来に向けますます重要となっていると考えられます。

【国・地方両面からの税制上の支援措置の必要性】生命保険料控除制度は、国税（所得税）と同様に、地方税（個人住民税）においても、地域住民の私的保障充実のための自助努力支援制度としての役割を担っています。今後、少子高齢化の急速な進展により社会保障負担の増大・給付の見直しが見込まれる中、生活安定のための自助努力の観点等から、公的保障を補完する私的保障の役割がますます重要となってくることは、国・地方ともに同様であり、「公私二本柱の生活保障」の理念に基づき、地方の福祉サービスと私的保障が互いに補完しあって地域住民の生活保障を支える体制を構築するため、地方税（個人住民税）においても、国税（所得税）と同様に、地域住民の生活保障ニーズの多様化に対応し、様々な私的保障の準備を幅広く促進・支援する制度が必要であり、平成22年度税制改正において法制化された新制度について、国税（所得税）・地方税（個人住民税）ともに、着実に実施することを強く要望します。

### ②青色申告特別控除の引き上げ

#### 【理由】

・ 現行の青色申告特別控除10万円は、昭和47年に青色申告控除10万円として創設され、40年近く据え置かれ

ています。青色申告特別控除10万円を30万円に引き上げることを強く要望します。白色申告者を青色申告に誘導することにより、記帳水準の向上を図ることができる。

### (3) 源泉所得税

#### ①源泉所得税の納付期限の延長

##### 【理由】

- ・ 年末年始、ゴールデンウィーク等、月初に連休となる場合は、源泉所得税の納付期限である10日に間に合わせるため、長時間残業や休日出勤を余儀なくされることがあるため、納付期限を翌月末とするなど期限の延長を要望する。
- ・ わが国の給与の支払や取引の決済は月末近くに行われることが多く、特に取引量の多い大企業の場合は現行の支払月の翌月10日までに源泉所得税を算定・納付する作業は時間的制約を伴うため、源泉徴収義務者の事務負担の軽減及び期限後納付防止のためにも納付期限を支払月の翌末日とすること。

#### ②非営利型一般社団法人・一般財団法人が受領する非収益事業に係る利子配当等に対する源泉所得税の免除

##### 【理由】

- ・ 資産運用を行いその果実を原資に助成事業（奨学金や補助金の支給）を行っている非営利型の一般社団法人又は一般財団法人の場合、寄附金に関しても一切優遇を受けておらず、その上、実質的に非収益事業の収益そのもの（経費控除なし）に20%の税率で課税されていることと同様になり、事業運営そのものが立ち行かなくなる又は助成規模を著しく縮小することを余儀なくされてしまう。したがって、法人税が非課税となる非営利型の一般社団法人及び一般財団法人が受領する利子・配当等のうち非収益事業に係るものについては、法人税同様源泉所得税の課税を免除するか、あるいは、申告を要件に還付を認めることを要望する。

#### ③完全支配関係のある子会社から内国法人が受領する配当に対する源泉所得税の免除

##### 【理由】

- ・ 完全支配関係のある子会社からの配当は、法人税法上全額が益金不算入とされているが、所得税法上は原則どおり20%の税率で源泉徴収されているため、法人税法上の取扱いとの平仄をとるべきである。また、源泉徴収された所得税額については、所得税額控除の適用によりその全額を法人税額から控除することが可能であることに鑑み、納税事務上の手間等を省力化するため、源泉徴収を免除するべきである。
- ・ 完全支配関係のある会社への配当については、平成22年度税制改正により、全額益金不算入となっており、金銭以外による配当を支払う者には、源泉徴収義務が課されていない。一方で、配当金を支払う者には源泉徴収義務が課されているため、一旦、配当金の20%を源泉徴収の上、税務署に納付する必要がある。配当金を受取る会社においては、所得税額控除により当該源泉税の負担はなくなるものであるが、納税者に金利負担を強いており、企業組織・再編のあり方を検討する際に影響を与えていることや、納税者の事務負担を考慮すると、源泉徴収不適用とすべきと考える。

#### ④匿名組合契約に基づく利益の分配に係る源泉所得税納付の時期及び課税の範囲に関する規定を整備すること

##### 【理由】

- ・ 匿名組合契約の計算期間の途中で余剰資金を組合員に送金することがあるが、その際の源泉徴収税の計算の基となる所得の金額が法令上明確ではない。その計算期間の利益の分配の前払いと考えて、その時点で源泉徴収を行うべきであるという解釈と、計算期間終了後利益の額が確定した時点で源泉徴収を行うべきであるという解釈とが存している。また、源泉徴収の対象となる利益の分配の額を、会計上の額とすべきか、税務上の額（加減算調整考慮後）とすべきか、についても明らかとはされていない。

#### ⑤投資事業有限責任組合における特定外国組合員が、投資事業有限責任組合から生ずる事業所得以外の所得について源泉徴収の適用を受ける場合の適用関係等を明らかにすること

**【理 由】**

- ・ 平成21年度の税制改正により、特定外国組合員については国内にPEを有しないこととされ、組合事業から生じる所得については法人税及び所得税の申告納税が不要とされた。しかしながら、当該組合においてたとえば債券の利子等の源泉分離課税の対象となる所得が生じた場合、外国組合員の持分割合を調べたうえで外国組合員に帰属する部分についてのみ源泉徴収を行うこととなるのか疑問が生ずる。このような場合の源泉徴収の有無、源泉徴収の方法等を明らかにしていただきたい。

- ⑥金融機関等が行うデリバティブ取引に係る付随契約（CSA：Credit Support Annex）にもとづき授受する現金担保から生じる利息について、源泉徴収を免除すること。

**【理 由】**

- ・ 金融機関等はデリバティブ取引を行うに当たり、一般的に国際スワップ・デリバティブス協会（ISDA：International Swaps and Derivatives Association）が定める付随契約（CSA：Credit Support Annex）を締結し、現金・国債等を担保としている。

現金を担保として授受している場合、担保提供者（ISDAマスター契約の対象取引は本店・支店が混在しており、通常、担保提供者となるCSAは本店のみ）に対し、受入れ期間に応じて現金を支払うが、これについて源泉徴収が行われている。しかし、わが国金融機関が信用リスク削減等のためにデリバティブ取引を円滑に行うことを可能とし、ひいては金融・資本市場の類似取引（例えば、レポ取引のように有価証券取引に関連した現金授受）との整合性の観点から、源泉所得税を課さない扱いとすることが必要である。

したがって、金融機関等が行うデリバティブ取引に係るマスター契約およびCSAにもとづき授受する現金担保から生じる利息について、源泉徴収を免除することを要望する。

**(4) 支払調書等の提出義務**

①支払調書提出先の一括化

**【理 由】**

- ・ 現在、其々の営業所の所轄税務署に対して法定調書を提出しているが、全国的に多数の営業所等を有する法人等では、効率化の観点で主たる営業所の特定部署において、支払実務の大半を集中している場合が多く、調書の作成提出が各営業所においてなされていないケースが多い。法定調書の再提出や、修正が必要な場合には、支払明細を集中管理している営業所に一元化することで、迅速且つ網羅的に対応することが可能となる。

②海外に所在する組合に係る調書提出義務の免除

**【理 由】**

- ・ 海外に所在する組合（例：ケイマンLP）の場合、通常は日本国内にその営業の実態を有しないにもかかわらず、調書の提出を通じて組合員情報の開示を要求することは実務作業面や組合事業の一種の匿名性を考慮しても適当ではない。従って、海外に所在する組合は名義人受領の配当所得等の調書提出義務の適用除外とすべきである。

③告知等において必要とされる本人確認書類の範囲を拡大すること

**【理 由】**

- ・ 現在、税法上の告知の際に必要とされる本人確認書類については、犯罪による収益の移転防止に関する法律に規定する本人確認書類とは一致していません。例えば、証券取引に係る口座開設時の本人確認書類には、「療養手帳」が認められているが、株式投資信託の収益の分配の支払を受ける場合の告知に係る本人確認書類には、「療養手帳」が認められていません。

この場合、証券取引に係る口座開設に係る本人確認書類とは別の税法上認められた本人確認書類を提示しなければなりません。このように顧客にとって煩雑な手続を改善するために要望します。

- ④既に税法上の告知を行っている顧客が、特定口座の開設届出を行う場合等であって告知内容に変更がないときには、新たな告知並びに本人確認書類の提示及び提出は不要とすること

**【理由】**

・ 実務上、顧客が取引する金融商品取引業者等の営業所が廃止された場合、廃止前の営業所で管理されていた顧客からの受入書類等は、異動後の営業所に引き継がれます。廃止前の営業所で受け入れた告知書や本人確認書類の提示を受けて確認した情報についても、異動後の営業所に引き継がれるため、告知書の再受入れ及び本人確認書類の再受け入れの必要性は実質的に必要がないと考えます。例えば、特定口座を開設する際には告知（本人確認書類の提示を含む。）が必要となるが、同一金融商品取引業者等における営業所の変更の際には、改めて本人確認書類の提示は求められていません（措令25条の10の4②）。

また、金融商品取引業者等にあつては、既に顧客から税法上の告知（告知書の提出を含む。）及び本人確認書類の提示を受けている場合（注）、当該顧客の氏名・住所・生年月日等を記載した帳簿を作成し管理しています。このため、法定果実及び譲渡対価等の受領者の告知及び本人確認が完了しているにもかかわらず、顧客及び金融商品取引業者等は、税法上の義務等を履行するため、重畳的な事務やコストを負担したうえで行っているといえます。

以上から、金融商品取引業者等に対して、既に顧客から税法上の告知（告知書の提出を含む。）及び本人確認書類の提示を受けている場合であつて、当該金融商品取引業者等に過去に届け出た内容（氏名及び住所）に変更がないときは、改めて本人確認書類の提示・提出は不要とすることを要望します。

（注）顧客が初めて金融商品取引業者等に取引口座を開設する際、金融商品取引業者等は、当該顧客から所得税法第224条や第224条の3等に係る包括的な告知及び本人確認書類の提示を受けています。また、取引口座の開設同時に犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条に基づき、氏名・住所・生年月日の確認を行い、同法第7条に基づき本人確認記録を保存することとされています。

- ⑤顧客が金融商品取引業者等に提出する特定口座開設届出書、特定口座異動届出書、告知書又は申請書等について、書面によらず、電磁的方法により届出又は提出を行うことを可能とすること

**【理由】**

・ 総務省の調査によると、平成22年末現在で全世帯の93.8%、個人ベースでは全体の78.2%がインターネットを利用しているとされています。

また、平成23年3月末現在におけるインターネット取引口座数は1,647万口座（平成11年3月末現在は30万口座）、また、平成22年10月から平成23年3月までの6ヶ月間におけるインターネットを経由した株式の売買代金は66兆9,971億円（当該期間中の全金融商品取引業者等の株式委託取引の売買代金の20.3%）と、いまや証券取引のインフラとして定着しているといえます。

このような状況を考慮し、顧客が金融商品取引業者等に提出する証券取引に係る税法上の各種届出書等について、電磁的方法による提出を認める必要があると考えます。

なお、昨年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」（30頁）においても「～IT立国・日本～」(情報通信技術の利活用による国民生活向上・国際競争力強化)のなかで「個人情報保護、セキュリティ強化などの対策を進めて国民の安心を確保しつつ、情報通信技術を使いこなせる人材の育成などを強化して情報通信技術の利活用を徹底的に進め、国民生活の利便性の向上、情報通信技術に係る分野の生産性の伸び三増、生産コストの低減による国際競争力の強化、新産業の創出に結びつける。(中略)・・・、事業活動の効率化、海外との取引拡大、チャレンジの就労推進等の観点からも情報通信技術の利活用を推進する。あわせて、情報通信技術利活用を促進するための規制・制度の見直しを行う。」とされており、国家の政策目的にも適うものと考えられます。

- ⑥本人確認書類の提示及び提出につき電子メールやインターネット等の電磁的方法による提示及び提出を認めること

**【理由】**

・ 顧客が金融商品取引業者等に取引口座を開設する際、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、当該金融商品取引業者等は当該顧客の本人確認義務を負い、また、当該顧客は税法に基づき当該金融商品取

引業者等に対し氏名・住所等の告知を行うとともに、本人確認書類を提示する義務を負っています。

このため、実務上、金融商品取引業者等では、顧客から氏名・住所等の告知とともに本人確認書類の提示を受け、告知内容と提示された本人確認書類を確認及び照合することにより、犯罪による収益移転の防止に関する法律に基づく本人確認義務及び税法に基づく顧客の告知等の対応を行っています。

このため、犯罪による収益の移転防止に関する法律で認められている本人確認書類の提示方法が税法で認められない場合、顧客及び金融商品取引業者等双方にとって利用がしづらくなってしまいます。

両法ともに法定果実や対価の受領者の本人確認を目的としていると考えられることから、犯罪による収益の移転防止に関する法律において認められている本人確認書類の提示方法については、税法においても認められるべきであると思料します。

## (5) その他

### ①課税単位の見直し

#### 【理由】

- ・ 所得税については、現行、個人ベースでの課税が行われている。社会保障と税の一体改革が推進されることに伴い、今後さらに「高額所得」及び「低額所得」の概念が重要になると考えられるが、個人ベースで所得の多寡が判断されることで、世帯ベースでの所得をみたときと比し、税負担や児童手当、社会保障等に不利な状況が生じる場合もあると思われる。したがって、たとえばアメリカのように、納税者の選択により個人申告と夫婦合算申告を選択できるようにするのも一案ではないかと考える。

### ②確定申告期限の延長

#### 【理由】

- ・ 日本の確定申告期限は、課税年度終了後3カ月半（翌年3月15日）という短い期間にもかかわらず、提出期限の延長が認められていない。この期間は、諸外国の確定申告書の提出期限と比較しても圧倒的に短い期間となっている。（たとえばアメリカの場合、4月15日が提出期限となっているが、10月15日まで6カ月間の延長が認められる上、海外赴任者については12月15日まで8カ月の延長が認められている。また、イギリスの確定申告期限は、課税年度終了後9カ月となっている。）

日本においても確定申告期限の延長を認めることとすれば、多数の日本法人の事業年度末である3月において、確定申告書の作成及びその提出のための事務手続きが集中しないこととなり、これまで申告書の作成に十分な時間を割くことができなかつた企業及び納税者に時間的余裕が生じる。結果として、適正かつ自主的な申告を促進することができると考えられる。

### ③事業主報酬制度の早期実現

#### 【理由】

- ・ 個人企業経営者の所得には勤労性が存在します。しかし現在のわが国には、個人企業経営者の勤労性所得を認める税制上のしくみがありません。

一方、個人企業と経営実態を同じくする同族法人企業の経営者に対しては、役員報酬の支払いが認められています。資本金500万円未満の法人企業の77.4%（平成21年「会社標本調査」国税庁）は、役員報酬を支払うこと等によって法人税の納税額がゼロ（欠損法人）であるといわれています。また平成22年度税制改正により、いわゆる「一人オーナー会社」の役員給与に対する損金不算入措置が廃止されています。

個人経営の事業所数は、平成8年から同21年の13年間に、1,063,121事業所が減少しています（「事業所・企業統計調査」「経済センサス－基礎調査」総務省統計局）。さらに世界的な金融恐慌以降、個人事業主のおかれた経営環境は厳しい状況下にあります。またわが国は人口減少社会・少子高齢化社会の到来により、とくに地方においては、一段と高齢化・過疎化がすすんでいます。

このような状況のもと地域経済社会にあっては、個人企業の役割が今後も必要不可欠であることは明らかです。あわせて長期にわたる経済不況により個人企業の活力が大きく失われています。個人企業と同族法人企業との税負担格差も拡大しています。税制は公平でなければなりません。

適正な記帳にもとづいて申告をおこなっている青色申告者の勤労性所得を正当に評価し、給与所得控除の適用を認めた事業主報酬制度の導入を、一刻も早く実現するよう強く要望します。

## 2. 租税特別措置法（所得税関連）

### (1) 金融所得課税の一体化

#### 【理由】

- ・ 金融商品に係る税制を簡素なものとしつつ、金融商品全般を公平かつ中立に取り扱うため、幅広く金融商品間の損益通算の範囲を拡大し、当該通算後における損失の翌年以降への繰越控除を認め、個人投資者がリスク資産に投資しやすい環境を整備すること。個人を含む幅広い投資者による金融商品への投資を促進するためには、現在の複雑な金融証券税制について、恒久的でわかりやすい簡素な税制にするとともに、金融商品間の中立性に配慮された、投資リスクの軽減ができる税制にする必要があるため。
- ・ 我が国個人金融資産の過半が預貯金に集中している状況の下、個人投資者の市場参加を促進することは、活力ある金融資本市場を構築するうえで極めて重要であると考えられます。

個人投資家が自らの判断で長期的に幅広く金融商品に投資することを可能とするためには、頻繁な制度変更、複雑な条件付加は極力避け、恒久的で安定した簡素でわかりやすい税制を目指すべきです。さらに金融商品間の中立性に配慮し、個人投資家のリスク許容度を高めることができる制度整備も行うべきです。そのためには、実務的な課題を十分に検証したうえで、金融所得全般に対する一体化課税について、その促進を図る必要があります。

具体的には、株式等以外の金融商品から生じた譲渡損益等の所得についても、株式等の譲渡損益との損益通算の対象とするなど、損益通算の範囲を拡大し、投資者がよりリスク資産に投資しやすい環境を整備する必要があります。

また、金融所得は、課税に敏感に反応する「足の速い」所得であることから、金融商品や所得の分類による税負担の違いをなくし、累進課税の対象となる所得に比べて低い税率で課税していくことが必要です。

以上のことを踏まえ、証券市場へのリスクマネーの供給を促進するためには、損益通算の対象を幅広い金融商品に認めることを要望します。

また、投資家のリスク許容度を高める観点及び損益を確定させるための売買による市場への影響を考慮すると、単年度で他の金融商品の利益から控除しきれない損失の繰越も広く可能とすべきであり、主要諸外国では、既に無期限に損失繰越が認められているという状況も勘案し、損益通算後における損失の翌年以降への繰越控除を幅広く認めるべきです。

（具体的内容）

1. 金融商品に係る税制を簡素なものとしつつ、金融商品全般を公平かつ中立に取り扱うため、幅広く金融商品間の損益通算の範囲を拡大し、当該通算後における損失の翌年以降への繰越控除を認め、個人投資者がリスク資産に投資しやすい環境を整備すること
2. 外国市場デリバティブ取引（カバードワラントを含む。）の差金等決済に係る取引損益を申告分離課税とすること
3. 特定口座において上記1. 及び2. に係る損益通算の対象の拡大措置を認めること
4. 上場株式等及び公募株式投資信託の配当金等について二重課税の調整を図る措置を講じること
5. 上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失の繰越控除について繰越控除期間を3年間から7年程度に延長すること

（注1）上記1. 及び3. を実施するに当たっては、投資家及び証券会社等が対応可能な簡素な仕組みとするとともに、実務面を配慮し十分な準備期間を設けること

（注2）公社債等に係る譲渡益に対する課税を実施する場合には、公社債等の譲渡損益と、利子所得及び償還差損益との損益通算を一体的に実施するとともに、それに伴う激変緩和措置・経過措置を講じること。また、公社債等に係る損益通算については、公社債等の種類を限定するのではなく、私募債、仕組債などすべての公社債等を対象とすること

(注3) 金融商品に係る譲渡所得等の通算範囲については、上場並びに公募及び売出しによる金融商品間に限定することなく非上場並びに私募及び私売出しによるものも対象とすること

(注4) 非課税主体(非居住者又は外国法人及び金融機関等)が利払日に保有している公社債の利子については、前所有者の属性にかかわらず、当該利払日に係る利子の計算期間すべてについて源泉徴収を免除(非課税)とすること

- ・ 少子高齢化の進展から貯蓄率が顕著な低下傾向を示すわが国では、個人金融資産の効率的な活用が経済活力を維持するための鍵となっており、それに資する金融・資本市場の構築が喫緊の課題である。そのためには、個人投資家が自らのリスク選好に応じて自由に金融商品を選択できるようにする必要があり、金融資産に対する課税は、簡素で分かりやすく、金融商品の選択に当たって中立的であることが求められる。

政府税制調査会は平成16年に金融商品に対する課税方式の均衡化と損益通算範囲の拡大の方向性を打ち出した。この流れに沿って、平成20年度税制改正では、上場株式等の譲渡損失と配当等の損益通算が平成21年以降可能とされ、さらに平成22年税制改正では、「金融所得課税の一体化を更に推進する」とされた。また、「平成23年度税制改正大綱」では、「金融証券税制については、平成26年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が20%本則税率となることを踏まえ、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討」とされ、金融所得課税の一体化を推進する方向性が明記されている。

このような状況を踏まえ、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、金融商品間の課税方式の均衡化を図るとともに、預金等を含め損益通算を幅広く認める、金融所得課税の一体化をさらに推進していくことを要望する。

その際、金融所得課税の一体化に係る具体的な納税の仕組みについては、預金等をはじめとする各金融商品の特性を考慮し対象範囲を順次拡大することも想定されることから、一体化の実施時期に応じて、納税者の利便性に配慮しつつ、金融機関が納税実務面でも対応可能な、実効性の高い制度とすることを要望する。

## (2) 公社債市場の活性化に向けた税制措置

- ① 発行者の「特殊関係者」については、振替社債等及び民間国外債の利子等の非課税制度の適用を受けないこととされているが、当該特殊関係者から、当該社債等の発行者のグループ会社である海外証券業者等(外国の法令に準拠して当該国又は地域において金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を営み、次の要件を満たす海外証券業者等をいう。以下同じ。)を除外していただきたい。

- (i) 当該外国法人が、当該国において、有価証券関連業を行うに必要と認められる営業所又は事務所を有していること(実体基準)
- (ii) 当該外国法人が、当該国において、有価証券関連業の管理、支配及び運営を自ら行っていること(管理支配基準)

また、特定民間国外債の要件として、その引受契約等に、当該民間国外債の引受け等を行う者は、特殊関係者である非居住者又は外国法人に対して当該引受け等により取得させ、又は売り付けてはならない旨の定めがあることとしているが、この「特殊関係者」から民間国外債の発行者のグループ会社である海外証券業者等を除外されることを明確化していただきたい。

### 【理由】

- ・ 海外市場(証券業者等を利子について免税とする旨の租税条約を我が国との間で締結していない国・地域に限る。)の投資家向けに、金融・証券グループを形成している内国法人(証券持株会社やその傘下企業)が振替社債等又は民間国外債の発行者となる場合、当該海外市場における海外証券業者等(当該発行者の現地子会社等をいう。以下次のパラグラフまで同じ。)がマーケットメイクを行うこととなる。しかしながら、当該海外証券業者等は、形式上、当該振替社債等又は民間国外債の発行者の「特殊関係者」に該当してしまふこととなります。

このため、当該振替社債等又は民間国外債につき最も適正なマーケットメイクを行う能力がある海外証券業者等を取引相手方とする非居住者又は外国法人は、当該振替社債等又は民間国外債の利子及び償還差益に係る非課税措置を享受することができなくなってしまう。この結果、非居住者又は外国法人は、所有期間通算等の問題から、金融・証券グループを形成する内国法人が発行者となる振替社債等又は民間国外債を

取得できなくなる可能性があります。証券業者等が受け取る利子について免税とする旨の租税条約を我が国との間で締結していない国・地域のグループ内海外証券業者等に関する上記の取引上の障害を除去するため、日本の法令への明文化が必要であると考えます。

また、民間国外債について発行者のグループ会社である海外証券業者等（証券業者等を利子について免税とする旨の租税条約を我が国との間で締結しているか否かを問わない。以下同じ。）が参加する引受シンジケート団を組成した場合、当該民間国外債の顧客からの需要等により、当該引受シンジケート団の構成員との間で引受ロットの調整を行います。しかしながら、租税特別措置法第6条第10項の規定では当該引受ロットの調整が可能か否か明確ではないため、民間国外債について発行者のグループ会社である海外証券業者等が引受け等を行うことができなくなってしまう。

## ②特定振替社債等及び民間国外債に係る「特殊関係者届出書」等の提出時期を見直すこと

### 【理由】

#### (i)民間国外債の場合

現行税法では、利払日以後2ヶ月以内に、当該利払日を含む事業年度開始の時点における特殊関係者に係る届出書を発行者の所轄税務署に提出しなければならないが、利払頻度の高い民間国外債を発行している場合や事業年度開始日が属する月に利払日が到来する民間国外債を発行している場合には、特殊関係者届出書を提出することが難しい状況となっています。

このため、特殊関係者届出書の提出期間を、利払日を含む事業年度開始日から利払日以後3ヶ月以内としていただきたい。

#### (ii)特定振替社債等の場合

現行税法では、利払日以後2ヶ月以内に、当該利子計算期間の初日を含む事業年度開始の時点における特殊関係者に係る届出書を発行者の所轄税務署に提出しなければならないとされています。

上記(i)との整合性を考慮し、特殊関係者届出書の提出期間を、利子の計算期間の初日を含む事業年度開始日から利払日以後3ヶ月以内としていただきたい。

## ③公共法人及び金融商品取引業者等が提出する「非課税申告書」等の受入れ基準を「公社債等の銘柄毎」から「公共法人及び金融商品取引業者等が開設する口座毎」に変更すること

### 【理由】

- 公共法人等、公益信託又は加入者保護信託が公社債等の利子について非課税の適用を受けるためには、所得税法第11条第3項に基づき、非課税適用申告書を提出する必要があるが、所得税基本通達11-1により、公社債等の名称や回数が異なるごとの提出が必要とされています。

また、租税特別措置法第5条の2及び第5条の3に規定する非課税適用申告書並びに同法第8条に規定する源泉徴収不適用申告書については、非課税又は源泉徴収免除の適用を受ける法人が開設する口座単位で提出することとされています。

このため、所得税法第11条第3項及び租税特別措置法第3条の3第6項の非課税適用申告書についても、口座単位で提出するよう制度を統一していただきたい。

## ④特殊関係者に対して利払いする場合等の非課税措置適用除外規定の廃止

### 【理由】

- 振替社債等、民間国外債の利子の課税の特例について、特殊関係者が支払いを受ける場合には適用されないこととされているが、子会社であるSPCを介して第三者から資金調達する場合についても課税の特例措置が適用されないという弊害がある。

## ⑤非居住者等が受け取る振替制度を利用した社債の利子等について非課税措置を恒久化

### 【理由】

- 海外の非居住者等の投資家によるわが国公社債への投資を円滑化することは、わが国金融・資本市場の活性化や国際化等に資するものである。こうした観点から、非居住者等が受け取る振替制度を利用した国債お

および地方債の利子等について非課税制度が措置され、さらに平成22年度税制改正では、振替制度を利用した社債の利子等について、3年間の時限付きで非課税措置が講じられている。

わが国社債市場への投資の促進による金融・資本市場の活性化、およびわが国企業の資金調達への円滑化を確実に進め、非居住者等が投資しやすい環境を整備し、魅力を高めることは、アジアのメイン・マーケットたる日本市場の実現を目指す政府の方針とも一致するものである。

したがって、国債および地方債と同様、非居住者等が受け取る振替社債の利子等の非課税措置を恒久化することを要望する。

#### ⑥イスラム債の配当に係る非課税措置適用の明確化

##### 【理 由】

- ・平成23年度税制改正では、わが国金融・資本市場にイスラム・マネーを呼び込むため、非居住者等が受け取る国内発行のイスラム債（社債的受益権）の配当（利子相当分）について非課税とする等のイスラム金融に関する所要の税制措置が講じられている。

わが国におけるイスラム債発行に係る環境整備を促進するため、海外でわが国企業の発行するイスラム債が民間国外債に含まれることを明確化し、非居住者等による海外発行のイスラム債への投資の円滑化を図ることは、わが国企業の資金調達手段の多様化や、わが国金融機関のビジネス拡大等の観点から重要である。

したがって、非居住者等が受け取るわが国企業が海外で発行するイスラム債の配当（利子相当分）について、非課税であることを明確化することを要望する。

#### ⑦非居住者等が受け取る民間国外債の利子等について、非課税措置の対象範囲を拡充すること

##### 【理 由】

- ・平成22年度税制改正では、非居住者等が受け取る民間国外債の利子等の非課税措置が恒久化される一方で、特殊関係者が新たに定義され、非課税措置の対象外とされた。わが国金融機関は、自己資本比率の維持・向上のために海外子会社も関わるスキームを用いて資本調達を行っているため、上記の改正によって影響が生じているほか、民間国外債の発行者である銀行持株会社等が証券業務を営む海外現地法人等を有する場合、当該海外現地法人等が当該債券の売買注文の相手方となって一時的に保有するケースについても課税されることとなり、円滑な業務運営に影響を及ぼす懸念があるため、適切な措置を講じる必要がある。

したがって、例えば証券業務を営む海外現地法人を除外する等、特殊関係者の範囲を一部緩和することを要望する。

### (3) 特定口座制度の利便性向上に係る税制措置

#### ①贈与者及び受贈者が特定口座を開設している場合、贈与による同一銘柄の特定口座内保管上場株式等の一部の移管を認めること

##### 【理 由】

- ・現行税法では、贈与者及び受贈者がともに特定口座を開設する場合であっても、贈与者は特定口座内保管上場株式等の同一銘柄についてはすべて移管しなければならないこととされています。

このため、特定口座内保管上場株式等を保有する贈与者が複数の受贈者に贈与を行う場合、一旦、当該特定口座内保管上場株式等を売却した後、当該売却代金を引渡すということにならざるを得ず、上場株式等のまま贈与することができません。

また、贈与者の特定口座内保管上場株式等の取得価額は金融商品取引業者等が適切に管理することが義務付けられていることから、当該金融商品取引業者等において租税回避的又は潜脱的な行為を行う余地がないといえます。

以上から、贈与者及び受贈者が特定口座を開設している場合にあっては、贈与による同一銘柄の特定口座内保管上場株式等の一部の移管を認めることを要望します。

#### ②以下の上場株式等を特定口座に受け入れる場合には、当該上場株式等の取得価額は、総平均法に準ずる方法に

より計算した金額ではなく、当該上場株式等の取得に要した金額とすること

- (i)相続、贈与又は遺贈により取得した上場株式等（被相続人、贈与者又は包括遺贈者が持株会等口座で取得した上場株式等を含む）
- (ii)上場等の日の前に取得した上場株式等
- (iii)非上場会社の株主に対して、合併等により交付された上場株式等

**【理 由】**

・ 上記(i)から(iii)に係る特定口座以外の口座で管理されている上場株式等は、租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項第3号及び第4号に基づき、一定の条件により特定口座に受け入れることができます。

特定口座以外の口座で管理されているこれらの上場株式等を特定口座に受け入れる場合には、当該上場株式等は「総平均に準ずる方法により計算した取得価額」により受け入れることとされています（国税当局より指導が行われている）。このため、特定口座以外の口座で管理されているこれらの上場株式等と同一銘柄を他の金融商品取引業者等の特定口座以外の口座で管理している場合（特別口座で同一銘柄を管理している場合を含む）であって、例えば相続、贈与又は遺贈等により、当該上場株式等を特定口座に受け入れるときは、当該他の金融商品取引業者等で管理する特定口座以外の口座で管理する上場株式等の取得価額も含めて総平均に準ずる方法により取得価額を計算することとなります。

ただし、金融商品取引業者等は、他の金融商品取引業者等の特定口座以外の口座で管理する上場株式等の取得価額を把握すること、他の金融商品取引業者等に同一銘柄の上場株式等を保有しているか否かを把握又は確認することが事実上不可能です。このため、税法上措置されているものの、実務対応ができないという現状があります。

以上から、特定口座における顧客の利便性向上の観点から、上記(i)から(iii)の特定口座以外の口座で管理されている上場株式等を特定口座に受け入れる場合には、当該上場株式等の取得価額を総平均法に準ずる方法ではなく、当該上場株式等の取得に要した金額（個別法）とするよう要望します。

③特定口座のみなし廃止制度の廃止

**【理 由】**

・ 現行税法では、特定口座開設届出書を提出した居住者等が当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等及び決済が終了していない信用取引等を有しないこととなった日又は当該特定口座に最後に上場株式等の配当等を受け入れた日のいずれか遅い日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの間に、当該特定口座に係る振替口座簿への上場株式等の記載若しくは記録等若しくは上場株式等の信用取引等又は上場株式等の配当等の受入れが行われなかったときは、その年の翌年1月1日に当該特定口座につき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされ、当該特定口座が廃止されます（以下「特定口座のみなし廃止制度」という）。

なお、特定口座のみなし廃止制度の適用については、みなし廃止されるまでの間に、当該特定口座を継続する旨を記載した特定口座取引継続届出書を金融商品取引業者等の営業所の長に提出する必要があります。

しかし、そもそも残高のなくなった特定口座について、当該届出書の提出自体を失念するケースが多々見受けられます。

このため、当該特定口座において、上場株式等に係る取引を行う意向がある顧客が、特定口座のみなし廃止制度の適用により特定口座が廃止された場合、当該金融商品取引業者等で再び特定口座で取引を行うためには、再度、特定口座開設届出書を提出しなければならないため、投資家にとって不慣れた制度となっています。

このため、当該特定口座のみなし廃止制度を廃止し、顧客と金融商品取引業者等が契約（約款を含む）等に基づき特定口座を廃止できるようにし、特定口座における顧客の利便性向上を図るよう措置を講じていただきたい。

④年間を通じて特定口座内保管上場株式等の譲渡及び源泉徴収選択口座内配当等の受入れがなかった顧客については、当該特定口座に係る上場株式等の配当所得及び譲渡所得等について確定申告を行うことはないため、当該顧客について特定口座年間取引報告書の交付を省略可能とすることを要望する

なお、金融商品取引業者等の所轄税務署に対しては上述の場合であったとしても特定口座年間取引報告書を提出するものとし、また、当該顧客から特定口座年間取引報告書の交付に係る要請があれば、特定口座年間取引報告書の交付を行うことを前提としている。

**【理由】**

- ・ 現行税法では、年間を通じて特定口座内保管上場株式等の譲渡及び源泉徴収選択口座内配当等の受入れがなかった顧客であっても、当該特定口座に係る特定口座年間取引報告書の交付が必要とされています。

しかしながら、当該特定口座に係る上場株式等の配当所得及び譲渡所得等を確定申告を行うことはありません。

上述の取扱いは、商店等で商品を一切購入していない顧客に対してもレシートを交付することと同様のものと思料します。

また、仮に、当該顧客から特定口座年間取引報告書の交付に係る要請があれば、特定口座年間取引報告書の交付を行うこととすれば足りると考えられます。

**(4) 非課税口座内の少額上場株式等に係る非課税措置（日本版ISA）の拡充・簡素化**

**【理由】**

- ・ 平成22年度税制改正にて措置された日本版ISAについて、個人投資者の参加拡大のための制度拡充および個人投資者並びに金融商品取引業者等にとっての利便性向上のための簡素化が必要であるため。
- ・ 平成22年度税制改正において、上場株式等に係る軽減税率が本則税率化することに伴い、平成24年1月から非課税口座（いわゆる日本版ISA）制度を導入するが決定されました。

しかしながら、非課税口座制度は、金融商品取引業者等における従来からの事務フローや特定口座制度と整合的ではない仕組みとなっているほか、個人投資家にとっても使い勝手が悪く、理解が得られにくいものになっていると考えられます。

非課税措置という性質上、個人投資家の故意による不正行為などは未然に防止する措置が必要ということでは理解できるものの、複雑かつ難解な措置を講じることにより、個人投資家の口座開設時や確定申告時などに過度な対応を求めることになり、また、金融商品取引業者等における事務及びシステム等にも過度な負担を課すこととなる結果、費用対効果に見合わない制度となり、制度自体がまったく利用されなくなることが懸念されます。

このため、「社会保障・税に関わる番号制度」を活用することで、日本版ISAの利便性の向上を図り、個人投資家の参加拡大のため国民に広く投資機会を提供するとともに、自己資産形成のため幅広い層が利用できる制度とする必要があります。

〔具体的な内容〕

- ①日本版ISAが施行された日の属する年の1月1日以後3年を経過する日までに、金融商品取引業者等の営業所において居住者等1人につき1口座のみ非課税口座を開設することができるものとする（非課税口座内上場株式等は先入先出法による入出庫管理を行う）。
- ②非課税期間10年を経過する日まで、累積投資が総額500万円に達した場合には、以後の新規投資はできないものとする。
- ③非課税口座内で保管する上場株式等を譲渡等した場合に、当該譲渡等に関する記録を他の取引に関する記録と区別して行っている限り、譲渡等に係る代金を上限として引き続き非課税での再投資（リバランス）を可能とすること。
- ④社会保障及び税に関わる番号制度を前提とした要項とするに伴い、施行時期を番号制度開始に併せて施行、もしくは番号制度開始後、速やかに施行とすること。
- ⑤番号制度の導入を前提として、日本版ISAに係る事務手続きを以下のとおり見直すこととする（見直す手続きのみ記載）。
  - ・ 非課税口座開設確認申請に必要な添付書類を住民票の写し等に替えて番号制度における番号が記載された書類やICカードとすること。
  - ・ 居住者等が非課税口座開設確認申請をする際は、非課税口座開設届出を兼ねるものとする。

- ・金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署が金融商品取引業者等を経由して行う非課税口座開設確認の有無の結果について、書面ではなく電子情報処理組織又は光ディスク等により通知すること。
  - ・居住者等は、非課税口座開設確認申請をした金融商品取引業者等に非課税口座を開設するため、非課税口座が開設された後に金融商品取引業者等が所轄税務署に対して通知する口座開設情報のフィードバックを不要とすること。
- 平成23年度税制改正では、上場株式等の配当所得および譲渡所得等に係る軽減税率が2年延長されたことに伴い、少額の上場株式等投資のための非課税措置（日本版ISA）の導入についても、軽減税率廃止による本則税率の実現にあわせて導入が2年延長され、平成26年から3年間の時限付きの措置とされた。
- しかし、取得価額の管理など個人投資家にとって分かりにくい面もあることから、投資家の利便性および金融機関の実務に配慮したより簡素なものとするを引き続き要望する。また、本制度は3年間の時限付き措置であるが、個人の幅広い金融資産形成に資するものとするよう、措置期間を延長することを要望する。
- なお、本制度を長期的な視野に立った個人の幅広い金融資産形成に資するものとするため、将来的には、非課税措置の拡充の検討が望まれる。

## (5) 投資信託等に係る税制措置

### ①外国籍の上場証券投資信託等について租税特別措置法第9条の4の2の適用対象とすること

#### 【理 由】

- ・現在、措法第9条の4の2については、「国内において支払を受ける」収益の分配に限定する規定振りとなっています。このため、外国籍の上場証券投資信託等について、当該上場証券投資信託等の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配は、本規定の対象となっていません。ついては、外国籍の上場証券投資信託等についても、本規定の対象となるよう要望します。
- 外国籍の上場証券投資信託等については、収益調整金勘定が存在せず、また、追加設定時の元本の額の記録がないため、仮に、当該外国籍の上場証券投資信託が終了した場合、配当所得の計算を行ったうえ源泉徴収等を行うことが不可能であるため、国内籍の上場証券投資信託等と同様、譲渡所得とみなして課税することとしていただきたい。

### ②ETF（特定株式投資信託）の償還について有価証券に加え、有価証券と金銭との混合、現金による償還を可能とすること

#### 【理 由】

- ・現行制度においては、ETFについて現物での償還のみが認められているが、ETFへの投資は機関投資家のみならず個人投資家も幅広く行っています。このため、ETFの償還の際には株式のパッケージとの交換で償還できるだけ口数を有しない個人投資家や機関投資家にあっても端数調整が必要となる投資家に対して円滑に償還代金等を交付する観点から、有価証券と金銭との混合、現金による償還を可能とすることを要望します。

## (6) 勤労者財産形成住宅・年金貯蓄に係る税制措置

### ①勤労者財産形成住宅・年金貯蓄について、退職等の不適格事由が生じた日から起算して2年を経過する日以前に支払われる利子又は収益の分配等は非課税とすること

### ②勤労者財産形成住宅貯蓄について、退職等の不適格事由が生じた日から起算して2年を経過する日以前の適格払出しは非課税とすること

#### 【理 由】

- ・財形住宅貯蓄及び財形年金貯蓄は、契約者が積立期間中に転職する場合、旧勤務先を退職後2年以内に転職継続の手続をすることで、新勤務先での積立を継続することが可能となっています。当該措置は、平成16年度税制改正により講じられたものですが、他方で当該退職等を事由とする利子又は収益の分配の非課税

適用期間は1年のままとなっています。これにより、退職等を行った日から1年経過した日以降に生じる利子又は収益の分配について不整合が生じているため、事業主及び勤労者並びに取扱金融機関において、制度利用面における利便性が阻害されている状況にあります。

以上から、退職等を事由とする利子又は収益の分配の非課税期間（1年）を、退職等した場合に財形契約の継続措置が認められる期間（2年）と一致すべきです。

## (7) 居住用財産の買換特例

- ①特定の居住用財産の買換えに伴う譲渡損失の損益通算・繰越控除の特例の適用期限（平成23年12月31日）を延長する。
- ②居住用財産を譲渡した場合の損益通算・繰越控除の特例の適用期限（平成23年12月31日）を延長する。
- ③特定の居住用財産の買換えに伴う長期譲渡所得の課税の特例の適用期限（平成23年12月31日）を延長する。

## (8) その他

### ①長期優良住宅に係る特例の延長

長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除制度について、適用期限（平成23年12月31日）を延長する。

### ②住宅借入金等の所得税額の特別控除制度の恒久化等

#### 【理 由】

- ・ 住宅は、国民の社会生活や経済活動の基盤となる重要な資産であり、自然災害に強く良好な居住環境を形成するためには、社会経済情勢等の変化に左右されることのない、安定かつ公平な住宅取得の機会が、国民に与えられることが重要である。

こうしたなか、平成18年に制定された住生活基本法では、政府の責務として、住生活の安定の確保および向上の促進に関する施策を実施するために必要な措置を講じるべきことが規定された。持家取得に伴う初期負担の軽減により住宅投資を促進し、これが景気浮揚にも資するとの観点から、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度は、平成21年度税制改正によって大幅に拡充されたが、わが国経済においては、住宅投資が拡大することに対する期待は依然として大きいところである。

したがって、住宅取得、住生活の安定確保および向上をさらに進めるため、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度の恒久化を図ることを要望する。

なお、民間金融機関のローンに関して、住宅金融支援機構の「【フラット35】S」の金利優遇と同等の税額控除制度を措置することをあわせて要望する。

### ③教育資金形成を目的とした一定額の金融商品の取得・保有に対する優遇制度を措置すること

#### 【理 由】

- ・ わが国では少子化傾向に歯止めがかからず、総人口は平成17年には減少に転じている。このような状況下、将来にわたって様々な分野において厚みのある人材層を形成し、活力ある社会・経済を維持するための施策が不可欠であることから、公立高校の実質無償化等が実施され、高等教育における奨学金制度の充実等を進めることとされている。

子育て世代に対するさらなる支援を図り、家計による長期的な教育資金形成を支援・促進するため、教育資金形成目的で取得・保有する一定額の金融商品の利子等に対し、税制上の優遇措置を講じることを要望する。

### 3. 確定拠出年金税制の見直し

- ①確定給付型の企業年金のみを実施し企業型確定拠出年金を実施していない企業の従業員についても、個人型確定拠出年金の加入を認め、その掛金について所得控除を適用すること

#### 【理 由】

- ・ 就労活動の多様化が進む中、転職先の企業で企業型確定拠出年金が実施されていない場合であっても、自助努力により掛金を拠出し、将来の年金給付の充実を図ることができるようにすべき。また、企業が企業型確定拠出年金を実施しているか否かにかかわらず、自助努力により掛金を拠出し、将来の年金給付の充実を図ることができるようにすべきである。

- ②企業の拠出に加えて、従業員による非課税拠出を認めること（例えば、企業拠出の外枠での拠出を可能とする等の措置）

#### 【理 由】

- ・ 就労活動の多様化が進む中、転職先の企業で企業型確定拠出年金が実施されていない場合であっても、自助努力により掛金を拠出し、将来の年金給付の充実を図ることができるようにすべき。また、企業が企業型確定拠出年金を実施しているか否かにかかわらず、自助努力により掛金を拠出し、将来の年金給付の充実を図ることができるようにすべきである。

- ③事業主が存在しないなどの事情により企業年金制度等への移行が困難な適格退職年金契約に係る現行措置の継続適用

#### 【理 由】

- ・ 平成14年4月1日に施行された確定給付企業年金法においては、新規の適格退職年金契約は認めず、既存の適格退職年金契約は平成24年3月31日までに他の企業年金制度等に移行することとされました。

平成24年4月以降も他の企業年金制度等に移行せずに適格退職年金契約が継続している場合の法人税法その他租税に関する法令の規定の適用については、法人税法附則第20条第4項にて、適格退職年金契約に含まれないものとみなすこととされており、例えば、既に受給権取得済の年金受給中の者であっても、平成24年4月以降に受給する年金には公的年金等控除が適用されない等の不利益が発生する可能性があります。

この不利益回避のためには、他の企業年金制度への移行が必要となりますが、事業主が存在しないなどの事情がある適格退職年金契約については、その移行が困難となります。

そのため、平成23年度税制改正大綱に記載の通り、平成24年3月31日をもって廃止される適格退職年金制度に関し、事業主が存在しないなどの事情により企業年金制度等への移行が困難な適格退職年金契約について、現行の適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用する措置を確実に実施することを要望します。

- ・ 年金について公的年金等控除を適用する取扱いの継続
- ・ 一時金および選択一時金を退職手当等とみなす取扱いの継続
- ・ 遺族が受け取る年金について所得税を課さない取扱いの継続

- ④企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金に係る支給要件の緩和

#### 【理 由】

- ・ 厚生年金基金・確定給付企業年金では、中途脱退給付の支給が認められています。一方、企業型確定拠出年金制度においては、退職しても原則として、60歳に達するまで給付を支給することができず、制度普及の障害となっています。

また、退職給付に係る会計基準の見直しなどを背景とした企業型確定拠出年金への移行ニーズや、中小企業の退職金規定からの全面移行ニーズが近年増えつつあるにも関わらず、この支給要件があることにより、制度普及の障害となっています。

そのため、企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金について、年齢および資産額に関わらず支給可能とすべく、支給要件の緩和を要望します。

## ⑤加入対象者の拡大

### 【理 由】

- ・ 確定拠出年金では国民年金の第3号被保険者（専業主婦等や60歳前に退職した勤労者等）となるが、現在、第3号被保険者は個人型年金に加入できません。このため、老齢給付金を受給するまでの間、資産が目減りする状況にあり、第3号被保険者も個人型年金に加入できるようにすべきです。確定拠出年金制度の拡充を図るため、公務員等についても個人型年金に加入できるようにする必要があります。
- ・ わが国において少子高齢化が進行するなか、自助努力による老後の生活保障を図る観点から、公的年金を補完するものとして、確定拠出年金の果たす役割は大きく、本年度末に廃止が予定されている適格退職年金制度の受け皿の1つとしても重要性は高い。また、確定拠出年金の一層の普及は、より多くの個人に対して投資性商品を選択する機会を提供し、「貯蓄から投資へ」の流れを後押しすることにもつながる。

こうした確定拠出年金制度の重要性に鑑みれば、わが国においても、欧米における同種の年金と同様に、拠出時・運用時非課税、給付時課税を基本として、税制上の十分な優遇措置を講じる必要がある。

平成16年度税制改正では、確定拠出年金の拠出限度額が引き上げられた一方、公的年金等控除の縮小および老年者控除の廃止等、拠出時非課税と給付時課税の措置がなされた。また、拠出限度額は平成21年度税制改正でも一部引き上げられている。しかし、老後に必要とされる生活資金の水準や公的年金の給付縮減可能性等を勘案すれば、引き続き、税制面の整備を推進し、確定拠出年金を私的年金制度の中核として発展させる必要がある。

したがって、運用時非課税を実現し、国際的に見劣りのない制度とする観点から、退職年金等積立金に対する特別法人税を撤廃することを要望する。

また、個人型確定拠出年金の加入対象者を確定給付型の企業年金のみを実施し企業型確定拠出年金は実施していない企業の従業員まで拡大すること等、確定拠出年金の対象者を拡充することをあわせて要望する。

## ⑥確定拠出年金の拠出限度額の撤廃・引き上げ

### 【理 由】

- ・ 確定拠出年金における企業拠出型について拠出限度額を撤廃すること。少子高齢化が急速に進展するなかで、公的年金の給付水準は低下していく傾向にある。公的年金制度を補完するものとして、自助努力に基づく企業年金制度の役割の重要性が益々高まっている。年金制度を通じた老後の所得保障の充実を図るため、企業年金制度に対する税制面での適正な措置が図られるべきである。確定拠出年金の非課税拠出限度額については、極めて低い水準に抑えられているが、既存の退職給付制度からの移行を一層促進するために、企業拠出型については拠出限度額を撤廃すべきである。
- ・ 拠出限度額は、平成21年度税制改正において引上げられているが、同制度が公的年金制度を補完するものとして十分に機能し、広く国民に普及された制度となるよう、拠出限度額については老後の所得を保障するために十分な額が確保できる水準となるまで引上げる必要があります。

### Ⅲ 相続・贈与税等

#### (1) 事業承継税制

##### ①個人企業における事業承継税制の創設

###### 【理 由】

- ・ 小規模事業者の継続と発展ならびに事業承継に向けた環境整備のため。地域社会への貢献と日本経済の持続的成長を促すためにも、個人企業の継続と発展の観点から、事業用資産を非課税とする事業承継税制の確立が図られるよう強く要望します。

##### ②非上場株式等についての相続税の納税猶予制度

###### 【理 由】

- ・ 株式継続保有要件の緩和。M&A・従業員への承継が増えている状況を踏まえ、雇用が守られている等会社として存続していくのであれば、一定年数以上保有した株式を親族以外へ譲渡・贈与する場合には、期限確定事由から除外する。又は、納税額の負担軽減策を導入する。

#### (2) 死亡保険金の相続税非課税限度額の拡充

###### 【理 由】

- ・ 生命保険の加入目的については、「万一のときの家族の生活保障のため」と回答する割合が高い（53.8%、生命保険文化センター「平成21年度 生命保険に関する全国実態調査」より）状況であります。こうした状況が示すように、生命保険は、死亡により生じる、残されたご家族の経済的負担に備えるために加入されるものであり、死亡保険金は「加入」という契約者（被相続人）の明確な意思に基づきあらかじめ支払われた保険料によって準備され、残されたご家族の生活資金と目的付けされているという点で、他の相続財産とは大きく異なるものであります。また、死亡保険金は、保険金受取人が保険金請求権を固有の権利として原始的に取得し、保険会社から直接受け取るものです。しかしながら、相続税課税上は、死亡保険金を相続財産とみなすことにより課税対象に取り込むこととした上で、全ての法定相続人について1人あたり500万円を非課税とすることとしています。これは、死亡保険金が多くない保険契約者が支払った保険料のプールの中から保険金受取人に支払われるものであり、通常の相続財産とは異なり、相互扶助の原理に基づき遺族の生活の安定のために支払われるという性格が考慮された結果によるものです。死亡保険金に対する課税のあり方を考える際、これらの側面に対する配慮も必要であると考えます。死亡保険金の非課税限度額については、消費者物価指数が上昇しているにも関わらず、昭和63年度改正以降は調整等がなされていない状況にあります。このような状況も踏まえ、死亡保険金の非課税限度額については拡充していくことが基本ではないかと考えます。相続財産の現状を見ると、大半（約5割）は土地・家屋等の換金性の低い資産で占められており、また、これらは継続して居住の用に供される等、生活上の基盤となるケースも多い状況にあります。よって、これらは遺族の生活資金の源泉とはならず、実際に生活資金の柱となるのは「遺族年金」や「現預金」「死亡保険金」等ということになります。しかしながら、「遺族年金」については、例えば、サラリーマンの世帯主を亡くされた母・未成年の子2人の母子・遺族世帯の場合、月額10数万円程度であり、世帯のライフサイクル上、必要な生活資金のピークにある場合（被相続人が30歳代から40歳代）、生活費を賄うことができず相続財産等のストックを切り崩して生活資金を確保している状況が考えられます。また、生命保険文化センターの調査によれば、30歳代から40歳代の世帯主が加入している普通死亡保険金額は3,000万円弱となっており、この金額は世帯主が現在の収入水準で準備することができ、かつ最低限必要であると考えている遺族の生活資金額と言えます。現行制度では、母・未成年の子2人の母子・遺族世帯の場合、非課税限度額は1,500万円にしかならず、非課税措置としては十分な状況にあるとは言えないものと考えます。よって、死亡保険金の非課税限度額については、消費者物価指数の状況も踏まえ、母・未成年の子2人といた母子・遺族世帯に納付税額を発生させることのないよう、引き上げを要望します。

- ・ 遺族の生活資金確保のため、相互扶助の原理に基づいて支払われる死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額（「法定相続人数×500万円」）に「配偶者分500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること。
- ・ 平成21年3月27日に成立した所得税法等の一部を改正する法律の附則第104条（税制の抜本的な改革に係る措置）等に基づき、相続税の課税ベース、税率構造等の見直しが検討されています。

死亡保険金に対しては、その本来的な加入目的が達成されるよう、一定程度の非課税措置は必要不可欠であり、そもそも相続税創設当初において死亡保険金が非課税であったことも考慮すれば、遺族の生活資金相当額は本来非課税とされるべきものと考えられます。また、死亡保険金はみなし相続財産であり、他の相続財産とは位置付けが大きく異なるものです。他方、全ての法定相続人が相続を受ける権利を有するものである中、相続税の死亡保険金の非課税措置においては、法定相続人が死亡保険金を受け取る場合に全ての法定相続人を対象としており、遺族の生活資金を確保する観点に加え、納税資金の確保や遺産分割資金の確保等の役割も果たしていると考えられます。

このような背景を踏まえ、今後、税制の抜本的な改革等の中で相続税制の見直しの検討がなされる場合において、少なくとも現行の非課税措置における対象範囲および水準を維持することを要望します。

### (3) 住宅取得等資金の贈与に係る特例の延長・拡充

#### 【理 由】

- ・ 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、非課税限度額（現行：1,000万円）を1,500万円に引き上げた上で適用期限を延長する。

良好な住宅ストックの形成に資する税制。住宅投資は内需の柱であり、住宅建設による経済波及効果に加え、入居に伴う耐久消費財の購入等を含め、経済や雇用に対する波及効果は極めて大きい。更に、地球環境問題、少子高齢化、防災、安全・安心と言った社会的課題を解決するためにも良質な住宅ストックの形成に資する税制措置は不可欠である。

### (4) 株式及び株式投資信託の評価額

経済金融情勢の急変や大規模災害等による市場価格の急激な下落などの不慮な事象への対応として、株式及び株式投資信託の相続、贈与又は遺贈について、その評価額を「現行制度の70%相当額」又は「課税時期から起算して1年前の日までの間のうち最も低い最終価格」のいずれかを選択できるような措置等を図ること

#### 【理 由】

- ・ わが国の個人金融資産の保有状況を年齢別で見ると、60歳以上の高齢者が全体の約6割を保有し、株式、株式投資信託では、実に7割超を保有しています。一方で若年層ほど少ないという傾向があります。若年層は、投資運用ニーズはあったとしても、住宅ローンや子供の教育費などの負担により、投資にまわす余裕資金は少ないという状況が一般的です。

このように高齢者に偏在する金融資産を若年層に円滑に移転する施策を講じることにより、既存の資産の有効活用による経済活動の活性化が期待されます。

また、現在、上場株式等の贈与・相続が行われる場合の評価については、課税時期の最終価格などで評価が行われることから、実際に相続税の納付までの間に大幅に株価が下落した場合には、受贈者が予想しない過度な負担が生じます。高齢者から若年層への資産移転を円滑に行い、幅広い年齢層の投資促進に資する一環として、相続・贈与に関し、上記の施策を講じていただきたい。

## Ⅳ 消費 税

### (1) 消費税制度全般

①消費税率引き上げに際しては、インボイス制の導入や、給付付税額控除制度の導入など、抜本的な改正をすること

**【理 由】**

- ・ 現在の財政赤字の状況、税収構造に鑑みれば、消費税率の引き上げは止むを得ないが、税率引き上げに際しては、公平・中立・簡素に配慮しつつ、益税問題の排除及び複数税率対応のためのインボイス制の導入や、給付付税額控除制度の導入など、抜本的な改正を行うことが必要である。

②今後の消費税率の見直し等に際し、シンプルな税率体系の構築や安易な非課税扱い対象の拡大回避等、事業者の事務負担に配慮したものとすべき

**【理 由】**

- ・ 非課税品目に対応する課税仕入は事業者コスト負担となるため区分が必要であるが、安易な非課税品目の追加は、事業者の事務処理が煩雑になる。

### (2) 複数税率の採用

①賛成

**【理 由】**

- ・ 消費税率改正時には、食料品や医薬品等の生活消費税率が引き上げられた際には、消費税が本来から有している逆進性の問題が顕在化することが懸念される。必需品に対する軽減税率の適用を要望する。

②反対

**【理 由】**

- ・ 複数税率制に対応するには、その管理にかかる事務負担大。また、実務上の混乱を招き、間違いが多発する可能性がある。

### (3) 仕入税額控除

①大企業に対する95%ルール不適用の見直し

**【理 由】**

- ・ 震災復興が最優先課題である現下の状況で、システム対応等に日本企業の多くのリソースを配分させるのは本末転倒。事務工数を考慮し、「従前の制度に戻す」、もしくは「簡便な制度に変更」すべき。
- ・ 事業者の事務負担等を配慮し、関係者の意見を踏まえつつ改めて検討いただきたい。
- ・ 消費税は最終消費者が負担しているという仕組みであるので、事業者においては仮払消費税相当の全額を仕入税額控除の対象とすることが適当だと考える。
- ・ H23税制改正によりH24年4月1日以降、課税売上高5億円超の事業者については、95%ルールが不適用となったが、これまでどおり95%ルールを適用できるよう見直しをして欲しい。システム変更など対応するための事務コストが大きい。
- ・ 事務負担が増大かつ煩雑すぎるため。
- ・ 平成23年度税制改正において、課税売上高が5億円を超える事業者には所謂95%ルールを適用しないこととされたが、本改正の対応（特に個別対応方式の仕入の区分）に係る企業の事務負担、コストが相当高いことから、見直し・簡素化を要望する。
- ・ 消費税の仕入税額控除に係る事務負担軽減。
- ・ 納税者の事務簡素化の観点から、「95%ルール」を維持することを要望する。

- ・ 「95%ルール」の廃止は、企業に過度な事務負担を強いるものであるため、その点を配慮し見直すべきである。
- ・ 「課税売上5億円以上の事業者についての95%ルールの撤廃」の実施により、対象事業者は課税仕入れ等の税額を全額控除することができなくなるが、課税売上を主とする事業者にとっては、売上との個別対応を証明できない間接的な仕入れであっても課税売上に資するものと考えられることから、課税売上高割合による按分計算を適用すると事業実態以上の負担が生じることになる。また、間接的な仕入れについての按分のためのしくみは非常に複雑なものとなり、企業における事務処理の負担が重いことから、現行ルールの維持、もしくは非課税売上に対応する仕入れのみを仕入れ控除対象外とするなど、再検討すべきである。
- ・ 課税売上割合95%以上の場合の消費税の全額仕入税額控除制度については、平成23年度税制改正で課税売上高が5億円超の事業者は適用できないこととされた。しかしながら、取引区分の厳格化を求めることは、必要以上に事務負担を増大させることとなり、効率化を追求する企業にとって看過できない問題である。したがって、徴税実務を担う企業の負担軽減のために、消費税の全額仕入税額控除制度については、課税売上高が5億円超の事業者であっても、一定以上の課税売上割合を有する場合は継続適用を認めるべきである。
- ・ 95%ルールの廃止決定により、実務の観点から、極めて大きな混乱をきたしているため。
- ・ 非課税売上が1円でもあれば、仕入税額控除額の算定上、課税売上割合を算定し、控除税額を算定する必要がある。取引が膨大な会社にあつては、金額的重要性がないにもかかわらず、個別法を採用した場合に非課税売上に係る仕入税額を把握するのは、実務上非常に煩雑となる。課税売上割合が98%以上の場合は全額控除可能等の特例措置を認めてほしい。
- ・ 課税売上割合が95%以上の場合において、課税仕入れ等の全額を仕入税額控除できる消費税の制度、いわゆる消費税の課税売上割合95%ルールを廃止した場合、個別対応方式へのシステム対応や業務量の増大など、企業に著しい事務負担の増大を強いることとなる可能性が高い。95%ルールの継続を強く要望する。
- ・ 消費税仕入税額控除制度における、いわゆる「95%ルール」について、企業事務コストの削減の他、当局側の税務調査コスト並びに企業の税務調査対応コストの削減等の観点から、課税売上高が5億円を超える事業者についても「95%ルール」の維持継続をいただくよう要望いたします。企業の事務コストや対応するシステム開発コストの削減の他、当局側の税務調査コスト並びに企業の税務調査対応コストの削減等のメリットがあります。
- ・ 課税売上高が多い程、事務負担が大きいため、現状維持を望む。

## ②簡易課税制度の事前届出制の省略

### 【理 由】

- ・ 小規模事業者の納税事務負担の軽減のため。「消費税簡易課税制度選択届出書」の事前届出制を省略し、当該課税期間の確定申告期にその確定申告書で対応できることとし、あわせて従来の2年継続適用については1年にすることを強く要望します。

## ③仕入税額控除の適用に係る請求書保存要件の緩和

### 【理 由】

- ・ 資産の譲渡等を行った者が発行した請求書であることが仕入控除要件を満たす請求書とされている。しかし、請求書の発行を第三者に委託（回収代行及び債権譲渡）を行ったり、インターネット上で資金決済手続きを行うこと等、課税資産の譲渡等を行った者が発行する請求書等を受領できない取引が一般的、日常的に行われるようになってきた為、当該要件の緩和が必要であると考え。具体的には、資産の譲渡等を行った者以外が発行した請求書であっても、請求書とは別に消費税第30条第9項第1号ロ～ニを補完する証拠資料を入手していれば、仕入控除を許容すべきと考える。

## ④控除対象外の仕入税額負担を軽減するための見直し

### 【理 由】

- ・ 現下の厳しい財政状況を踏まえ、少子高齢化社会に対応した社会保障制度と経済・社会の構造変化に適応した税制を構築することが求められており、特に消費税率の引き上げを含む、抜本的な税財政改革の議論が

進められている。消費税の導入以来、損害保険を含む金融サービスは、消費税の性格から課税することになじまないものとして非課税とされている。また、付加価値税を採用しているEU各国をはじめ多くの諸外国においても、同様に非課税とされている。今後も損害保険を含む金融サービスは、消費税法上、非課税であるべきと考える。

損害保険を例に取れば、収入の大衆を占める、お客様から受け取る保険料には消費税等が課されていませんが、損害保険会社が支払う物件費や諸手数料などには、消費税等が課されている。損害保険会社が支払う消費税等の大半は、仕入税額控除の対象とならない。そのため、損害保険会社の負担となり、結果として、損害保険料に転嫁せざるを得なくなる。特に、一般事業者が損害保険に加入する場合、消費税等が転嫁された損害保険料が一般事業会社の原価となるため、税の累積の問題が発生することになる。損害保険は、相互扶助の精神により国民の生活・経済活動の基盤となるものであり、国民の自助努力の一助として社会的に重要な役割を担っている。

損害保険を含む金融サービスに生じるこれらの弊害を減少させ、損害保険が国民生活の基盤であり続けるためには、控除対象外の仕入税額負担を軽減させることが必要であり、例えば、次のような措置が挙げられる。

- ・ 完全支配関係のある会社からの仕入に係る消費税等については、全額仕入税額控除の対象とすること
- ・ 損害保険事業の特性として、原価が売上の後に確定するため、消費税率が引き上げられる際に、原価に織り込まれていない消費税相当額について仕入税額控除ができるようにすること

#### ⑤「課税売上割合に準ずる割合」の明確化

##### 【理由】

- ・ 「課税売上割合に準ずる割合」を採用する際、認められる要件が不明確であるため、明確化を要望する。

#### ⑥課税売上割合の計算方法の見直し

##### 【理由】

- ・ 有価証券の譲渡対価の5%を非課税売上として「課税売上割合」の分母に入れているが、実際の譲渡損益の額の利用を可能とするなど、業種特性を勘案し、見直すこと。現行規定は譲渡損益を譲渡対価の5%とみなすものと考えられるが、当該水準は昨今の市場環境を考慮すると実態から大きく乖離している。また、銀行は金利収入や有価証券売買が多いため、他業態と比較し課税売上割合が低く、公平性に欠ける。
- ・ 「貸付金、売掛金その他の金銭債権」（資産の譲渡等の対価として取得したものを除く（消令48②2））は、課税売上割合の算定上、分母に含めることとなっている。

しかし、流動化目的や請求業務の効率化目的等で譲受債権の譲渡を行った場合は課税売上割合が大幅に減少し、仕入税額控除の額が著しく減少することから、以下のいずれかの取扱いが必要と考える。

- (i)消令48②2の適用を資産の譲渡等を行った者に限定せず認める
- (ii)消令48⑤に「貸付金、売掛金その他の金銭債権」の譲渡をした場合を含める

#### ⑦株式交換・移転における有価証券の譲渡取引を不課税取引とすること

##### 【理由】

- ・ 株式交換・移転（「株式交換等」という）が行われる場合、完全子法人の株主はその所有する完全子会社株式と完全親会社株式との交換による有価証券の譲渡取引を行うこととなる。当該取引は、現行消費税法では「有価証券等の譲渡」に該当し『非課税取引』とされる。

組織再編税制の改正により適格株式交換等が認められた現状で、株式交換等についてのみその消費税における取扱いを現行のまま「譲渡取引（非課税取引）」とすることは、組織再編を活性化する上記税制の趣旨に合致しない。

合併等による諸資産・諸負債の移転・承継は、譲渡に該当せず消費税の枠外とされているところ、株式交換等も本法化され、組織再編税制に組み込まれたことを鑑みれば、消費税の取扱いについても合併等とその取扱いを整合させるべきである。

⑧一括比例配分方式から個別対応方式に変更する際に必要な2年間継続適用要件の撤廃

【理由】

- ・ 簡便処理（一括比例配分方式）から原則処理（個別対応方式）への変更について制限が課されるのは合理的とは思われず、納税者に過剰な負担を強いるだけであることから撤廃を要望する。

⑨個別対応方式適用における区分経理の明確化

【理由】

- ・ 現行の通達では、明確に区分できないグレーゾーンが多く、実務対応が困難である。部門による割り切り等が認められる範囲等、詳細な規定を要望する。
- ・ 所謂「区分経理要件」について、区分すべき段階（会社帳簿記帳が必要か、申告時の金額計算段階で区分すれば良いのか）が不明確であるため明確化を要望する。

(4) 貸倒れに係る消費税額の控除等の拡充

【理由】

- ・ 課税資産の譲渡等を行った者にのみ貸倒償却に係る消費税の控除が認められている。しかし、いわゆる債権買取りが一般的・日常的に行われるようになってきたため、当該取扱いに係る原始取引が課税資産の譲渡等であることが明らかであるときは、買取った者における貸倒償却に係る消費税の控除を認める取扱いが必要であると考ええる。

(5) 申告・納付期限の延長

【理由】

- ・ 法人税同様確定申告期限の1ヶ月の延長特例を制定する。確定決算主義とは必ずしも連動はしないが、法人税の課税所得計算における扱いに準じるよう規定する通達が多く存在することや、個人事業者の消費税確定申告期限が3/31であることなどを踏まえると、法人税と同様、課税期間終了後3ヶ月以内としてもよいのではないかと。むしろ、決算額が変更した場合に修正申告や更正の請求を行う等事務負担軽減を考慮すれば延長特例を制定すべき。

- ・ 消費税の申告・法定納付期限につき、法人税と同様に1ヶ月間延長特例を法制化すること。
- ・ 法人税の確定申告の場合、確定決算に基づく申告が求められていることから、決算が確定しないこと等の理由による申告期限の延長が認められている。

消費税においては、法人の事業年度が課税期間とされているが、法人の決算が確定しない限り、消費税の課税標準額及び課税仕入れ等の税額も確定しないこととなる。

したがって、たとえば、課税期間の末日が事業年度の末日である場合には、消費税の確定申告期限の延長が認めることとすれば、確定決算に基づいた消費税の申告が行えると共に、決算の確定に至る過程において生じた調整額を適正に消費税の確定申告書に反映できるようになり、納税者の事務負担の軽減と適正な申告を推進する効果が期待できると考えられる。

- ・ 消費税の確定申告期限は決算日から2ヶ月以内となっている。一方、法人税については、決算確定までの1ヶ月の延長期間が認められている。

このため、法人税の課税所得の変動があった場合には、確定申告の時点で消費税の修正申告または更正の請求を行わざるを得ず、事務手続きが煩雑となっている。

については、法人税同様、1ヶ月の延長を認めていただきたい。

(6) その他

①免税事業者制度の見直し

【理由】

- ・ 社会保障と税の一体改革において、2010年代半ばまでに消費税率の引き上げが行われることが予定されているが、それと同時に、いわゆる益税問題を解決する必要があると思われるため、以下の項目について検討を望む。
  - (i) 平成23年度の税制改正において免税事業者の範囲の見直しが行われたが、特に特定期間における短期事業年度の範囲が複雑すぎることから、よりわかりやすい制度とすべきであるとする。
  - (ii) 新設法人の納税義務の判定を、事業年度終了日における資本金等の額とすることにより、期中増資があった法人又は資本金を名目的な額とし、多額の資本剰余金を有する法人等の実情に応じた課税が可能になると考える。

## ②適格現物出資における課税資産譲渡の計算の見直し

### 【理由】

- ・ 課税資産を適格現物出資した場合、法人税では現物出資資産の簿価が新株の取得価額となるが、消費税では新株の時価で課税資産の譲渡が計算されるため、不整合となっている。

## ③住宅取得に対する消費課税負担の考慮

### 【理由】

- ・ 住宅価格は極めて高額であるため、取得時の消費税負担も極めて重いものとなっている。消費税率が引き上げられると、住宅取得にはさらに大きな税負担が追加されることとなる。
  - これは、内需の柱としての住宅投資の活性化に水を差し、復興を支える日本経済の成長にも影響を与えることとなることから、住宅には今以上の税負担を課さない配慮が必要である。
  - 住宅等の建築物には、流通段階で消費税・不動産取得税・登録免許税・印紙税、保有段階で固定資産税と、重疊的に税が課されており、住宅取得時の初期負担の軽減のために、軽減税率の導入や流通課税の見直しなど、実質的な税負担増を回避する措置が必要である。

## V その他の国税

### (1) 印紙税

#### ①印紙税の廃止・簡素化

##### 【理 由】

- ・ 消費税との二重課税  
文書課税という課税根拠の不合理的  
重層請負構造による多重負担  
諸外国との課税状況（欧米では課税なし）
- ・ 実務では多種多様な契約内容があり、収入印紙の要否又は金額の判断が複雑かつ煩雑である。この税制を廃止又は簡素化し、企業の実務負担が軽減されることを望む。
- ・ 経済実態と乖離している印紙税は即刻廃止すべき。
- ・ 請求書の明細や預金の明細、契約書等についてもIT化が進む現在、文書に課税する印紙税は、社会的な流れに逆行すると考える。今後益々普及する電子商取引では、印紙税は不要である一方、文書に印紙税が課されるのは、課税の公平性に著しい問題があると考えられる。
- ・ ペーパーレス化が進んだ社会において、文書に課税する現在の印紙税は課税の公平性の観点から合理性を欠いており、廃止を要望する。
- ・ 印紙税については、電子取引は対象ではなくあくまで文書にだけ課税されるものであり、課税の公平性を著しく欠いていると言わざるえない。その観点から、印紙税の廃止を要望する。
- ・ 商取引形態の多様化（電子取引）の進展に伴い合理性が薄れてきているため。たとえば、注文書に対する請書に関して、同じ趣旨の内容であっても電子取引（メール、ファックス、データ交換）では課税されないのに、紙媒体で作成すると課税されるというのは公平の原則に反すると考えられる。したがって、印紙税の廃止もしくは免税点の引き上げを要望する。
- ・ 印紙税はあくまで文書に課税されるものであり、電子書類には課税されない。電子取引が進展する現状においては、課税の不公平が生じており、文書課税の印紙税は、経済情勢の実情に合わないため、この際に印紙税は廃止されたい。
- ・ 電子商取引の急速な普及に伴う契約書等の電子データ化により、印紙税の課税客体である紙の契約書自体が存在しなくなりつつあり、また、税務当局により電子データによる契約を不課税文書とみなすことも明らかにされている。  
印紙税は本来契約行為等を行う取引に担税力があるものとして、その取引に付随して作成される文書に課される租税であるが、同一内容の取引について作成される同一内容の契約書が、従来どおり紙により作成された場合は課税されることとなる一方、電子データにより作成された場合は課税されないこととなり、課税の公平性を著しく欠くこととなるため契約書に関する印紙税について廃止することを要望する。
- ・ 情報化社会が浸透し電子商取引も一般的となりつつあるなかで、契約文書にのみ課税することは課税の公平性の原則に反する。
- ・ 消費税の導入、税率改正の際に印紙税の課税対象の見直しがされたが、不動産契約、請負契約は引き続き課税文書となっている。消費税との二重課税でもあり、同様の契約であっても電子契約は課税されないことから、廃止すべきと思われる。
- ・ 印紙税は、流通税であり、1つの商取引において、消費税と二重課税となっている。また、工事請負契約書や不動産譲渡契約書等の一部の文書にのみ課税されているという不公平さがある。
- ・ 電子商取引等の普及に伴い、課税負担の公平性の観点から不公平が生じている。また、印紙税は課税文書の作成の有無、記載金額により税額が異なるため、特に、領収書、手形、不動産の売買、建築請負契約書に係る印紙税については、事務処理を含め企業に大きな負担となり、その結果、商取引の活発化・円滑化に支障をきたすものとなっている。
- ・ 減税を主旨とするものでなく（あわせて他税目等での税収確保をすることも含め）、以下の税制の簡素化、IT化進展している中での印紙税の廃止。

- ・ 印紙税は契約書等印紙税法に規定されている課税文書にかけられる税金であるが、課税文書は紙で作成された文書をさし、インターネット上の電子商取引には課税されない。同一内容の課税文書に対し紙の書類には課税され、電子商取引には課税されないのは課税の公平性の観点から問題であり、印紙税を廃止すべきである。
- ・ 印紙税は作成文書に担税力を求める文書課税と位置付けられますが、ペーパーレス化の進んだ今日、文書にのみ課税することは課税の公平性等の観点から不合理であり、廃止していただくよう要望いたします。電子取引が進んだ社会において、文書に課税する現在の印紙税は課税の公平性の観点から問題があり、廃止によって課税の公平性が確保されます。
- ・ 印紙税は、本来軽微であるべき流通税としては極めて高い税率となっており、金融取引に悪影響を及ぼさないよう整理し、軽減・簡素化することを要望する。

## ②課税物件の明確化

### 【理由】

- ・ 課税物件の明確化を行う。時代の移り変わりによって、作成される文書の内容や手段が異なっている。またIT化も踏まえて、課税文書となる要件をより明確化すべきである。  
現時点、曖昧な規定の割りに、大規模な印紙不貼付の指摘をされる事例も多く、企業の事務処理合理化の流れに対し、いたずらに萎縮効果を与えている。

## (2) 登録免許税

### ①長期優良住宅に係る特例の適用期限の延長

#### 【理由】

- ・ 長期優良住宅に係る以下の特例措置の適用期限（平成24年3月31日）を延長する。
  - (イ) 登録免許税の特例（所有権の保存登記：本則0.4%→特例0.1%、所有権の移転登記：本則2%→特例0.1%）
  - (ロ) 不動産取得税の課税標準の特例（一般住宅：1,200万円→長期優良住宅：1,300万円）
  - (ハ) 固定資産税の特例（新築から5年間床面積120㎡までの部分の税額を2分の1に軽減、中高層耐火建築物は7年間）

### ②マンション建替え事業に係る登記の非課税措置の適用期限の延長

#### 【理由】

- ・ マンション建替え事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に係る非課税措置の適用期限（平成24年3月31日）を延長する。  
※「マンションの建替え円滑化等に関する法律」に規定されるマンション建替え事業の施行者等が、建替え事業により受ける登記で、①権利変換手続開始の登記、②施行マンションの区分所有権又は敷地利用権の取得の登記、③権利変換後の土地に関する権利、のいずれかに該当するものを非課税とする措置。

### ③産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に係る軽減措置の適用期限の延長

#### 【理由】

- ・ 産活法では、事業再構築や新分野進出等により、生産性向上を目指す事業者の取組を幅広く支援しており、こうした取り組みを促進するために、直接的な効果のある本軽減措置の延長は必要である。

### ④会社分割に伴う不動産所有権移転登記に対する税率軽減の適用

#### 【理由】

- ・ 会社分割は権利義務の包括承継という点で合併と同様の法律的・経済的効果を生じせしめるものである。従って、企業の組織再編を阻害しないためにも、会社分割に伴う不動産所有権移転登記については合併と同様に取扱うべきである（すなわち、登録免許税軽減措置は恒久的な制度とすべきである）。

⑤担保権の信託における抵当権等の信託登記をはじめ、登録免許税の税率を低額の定額税率とする等、軽減・簡素化すること

**【理由】**

- ・ 現行の登録免許税は、手数料的な性格を持つ流通税であるにもかかわらず負担が極めて重い。このため、わが国企業の競争力強化に必要な組織再編成や、資産流動化、担保権の信託を利用するシンジケート・ローン取引等の経済取引に影響し、経済の活性化を阻害している面がある。

登録免許税が持つ手数料的な性格を踏まえ、低額の定額税率とする等、大幅に軽減・簡素化することを要望する。

(3) 地価税

地価税の廃止

**【理由】**

- ・ 地価税を導入したバブル経済は既に崩壊しており、現在地価税の存在理由はない。制度そのものを廃止することは景気に対しても心理的にプラスとなり、また税制を簡素化するためにも、役割を終えた地価税の制度は廃止すべきである。

# 地方税の部

## I 地方税全般

### (1) 地方税制度全般の抜本的見直し

#### 【理由】

- ・ 外形標準課税の平成16年度からの導入により、既存の応益課税（固定資産税、事業所税等）との関連で、地方税全般を見直す必要がある。
- ・ 法人に課される地方税については、税目が多く、かつ複雑であるため、納税側・徴税側ともに多大な事務負担が生じており、加えて、例えば、事業税（外形標準課税）と事業所税のように、課税標準が重複していると考えられる税目も散見される。公平・中立・簡素の観点より地方税制の抜本的な改正を要望する。

### (2) 地方税制度の簡素化

#### 【理由】

- ・ 現行地方税の税額算定は煩雑であり、所得割／法人税割、外形標準課税／均等割／事業所税／固定資産税という形で、似通った課税客体を基礎として異なった方法により税額算定を行っており、また、自治体毎に税率が異なる等の煩雑さも存在しているため、事務負担軽減等の観点から簡素化すべきと考える。  
（例：外形標準課税、事業所税、固定資産税を廃止し、均等割に統合する。）
- ・ 事業税の所得割を住民税に統合し簡素化を図る（統合後の事業税は損金不算入扱いとし、税率を引き下げる）。事業税の所得割については住民税の法人税割に吸収統合してもよいように思われる（将来の国税法人税への統合と税率引き下げを視野に入れる）。

### (3) 税率の引き下げ

#### 【理由】

- ・ 景気変動に左右されやすい不安定な財源である法人所得に対する税を地方税の財源とするのは好ましくない。従って、地方税における法人所得課税のウェートを引き下げることによって法人実効税率の引き下げを図ることが望ましい。  
地方公共団体の主たる財源は、比較的安定的でかつ地域間の格差も比較的小さな別の課税対象に比重を移すことが有効と考える。

### (4) 法定外税

#### ①総務大臣による不同意要件の明確化

#### 【理由】

- ・ 法定外税については、その創設等にあっては、公平・中立などの税の原則に照らした十分な検討が必要。そのため、法定外税にかかる総務大臣の不同意要件について、課税の合理性、負担水準の適正性、納税者の納得・合意の必要性、国の重要な施策との適合性などの観点から適切な見直し（内容の明確化を含む）を要望する。
- ・ 核燃料税などの法定外税について、地方自治体が行う場合には、公平・中立などの原則に照らし十分な検討が行われることが重要であり、安易な法定外税の創設、見直しは問題です。  
法定外税に係る総務大臣の不同意要件について、課税の合理性、負担水準の適正性、国の重要な施策との適合性などの観点から、その判断基準を明確化することは、法定外税制度の透明性向上に資すると考えられ

ます。

## ②納税義務者からの意見徴収の義務化

### 【理 由】

- ・ 法定外税導入に際しては、納税義務者からの意見徴収を義務化し、総務大臣の同意に際しての判断内容の公表を法制化していただきたい。
- ・ 地方分権の推進により、地方独自課税の新設が想定されます。新設にあたっては納税者の事前意見聴取を義務化し、総務大臣の同意に際しての判断基準・内容の公表を法制化していただくよう要望いたします。地方独自課税について公の場で検討する体制を整備することにより、公平・公正で納得性のある課税が実現されることが期待されます。

## (5) 連結納税制度の導入

### 【理 由】

- ・ 地方税においても連結納税制度を導入することにより、税負担、事務負担の軽減を図るべき。
- ・ 納税事務の簡素化に資する形で、地方税においても連結納税制度が導入されることが望ましく、地方税を含めた事務簡便性に配慮した連結納税制度の見直しを要望する。
- ・ 事業税の課税標準は法人税の課税所得、住民税の課税標準は法人税額とされることから関連性を重視し、また、税制の簡素化、納税者の事務負担軽減からも国税と連動する連結納税制度を導入されたい。
- ・ 法人税法上、連結納税制度を導入している企業の決算実務・納税実務の煩雑さを軽減すべく、法人事業税・法人住民税にも連結納税制度を導入することを要望する。
- ・ 国税だけでなく、地方税についても連結ベースでの課税標準計算、並びに効率的な納付手続きが可能となる環境作りをお願いしたい。国税／地方税の欠損金繰越管理だけでなく、当社のように各都道府県に事務所を構える会社にとって、納付手続きの面においても相当の実務負担が掛かっている。
- ・ 連結納税制度を活用し企業が活力あるグループ戦略を実行していくためには、同制度を地方税全般についても導入し、選択適用できるように整備することが必要である。
- ・ 国税で連結納税を導入した場合でも、地方税では単体課税制度が継続することにより税計算が煩雑になるため、国税において連結納税を導入した場合に、地方税においても連結グループでの損益通算を認めることとしてほしい。
- ・ 連結納税制度を地方税に導入することにより、企業の納税事務の簡素化及び国税と地方税の整合性確保を実現できるので、制度導入を推進いただくよう要望いたします。

## (6) その他

### ①バリアフリー特例措置の拡充

#### 【理 由】

- ・ 交通バリアフリー法では市町村が基本構想を作成し、交通事業者、道路管理者および都道府県公安委員会は基本構想に基づき、バリアフリー事業を行うこととなっております。したがって、バリアフリー特例措置の適用を受けるには、まず市町村がバリアフリー法に基づく基本構想を作成することが前提となります。しかしながら、基本構想の作成に遅れが生じていることから、鉄道事業者がバリアフリー対象となる施設を建設しても特例措置が受けられないのが実情であります。特例措置が受けやすいように交通バリアフリー法の緩和をお願いするとともに国や市町村からの負担金で行うバリアフリー改良工事等についても特例措置の適用をお願い致します。

### ②車両用冷房機の代替冷媒使用空調装置化に係る特例措置（オゾン層の破壊防止）の創設

#### 【理 由】

- ・ 現在、車両冷房機の冷媒として使用しているフロンはモントリオール議定書締約国間で生産量規制が決定

されたことから、代替冷媒使用空調装置へ交換する必要があります。冷房機用冷媒の製造規制に伴う代替冷媒使用空調装置化を図るもので、2015～2019年の指定フロン生産量は現在の約10%以下となることから、計画的に代替していく必要があります。全体計画では約1,000両（優等列車含まず）が対象となり、冷房機械全体を別の冷房機械に積み替えるため設備投資が莫大になることから、税制面からのご支援をしていただきたく、特例措置の新設をお願い致します。

## Ⅱ 住民税・事業税

### (1) 申告納付先の一元化

#### 【理由】

- ・ 全国各所に事務所を有する法人においては、事務所の所在地毎に申告・納付をする必要があり、更には自治体別の問合せ対応等、事務処理負担が甚大である一方、申告・納付を管理する自治体側においても、作業が重複しており非効率であることから、申告及び納付の統一化・簡素化すべきと考える。

例えば、

①複数の市町村に固定資産を有する企業については、その市町村ごとに納付期限、分割回数、報奨金制度等が区々であること

②法人事業税・住民税の申告書様式や納付書様式が自治体毎に異なっていること

等により、納税及び申告書作成等に膨大な事務処理稼働を要し、苦慮している現状を踏まえ、制度の統一化・簡素化（市町村を包括する都道府県が徴収等を実施する等）の措置を早急にお願いしたい。

- ・ 現行は、各々の自治体に申告納付する納付形態となっているが、納税者に過度の事務負担が生じている。事務負担軽減を考慮し、納付窓口は一本化し、そこから各自自治体へ配分する仕組みを要望する。
- ・ 地方法人課税の事務負担の軽減（本店所在地で一括申告納付）。
- ・ 法人住民税および法人事業税を本社が所在する都道府県に一括申告納付することを可能にし、企業の納税手続きを簡素化・効率化することを要望します。少なくとも、法人市町村民税については、当該都道府県への一括申告納付とすることを要望する。
- ・ 現在は事務所又は事業所の所在するすべての都道府県及び市町村に対し個別に申告書を作成し提出することとなっているため事務負担が非常に大きい。特に、法人事業税及び法人住民税（法人税割額）については法人税の所得若しくは税額を共通の課税ベースとし、これを各事業年度末の人員比で按分する仕組みとなっているため、「地方税額」として一括して申告納付する方式を採用する方が合理的と考えられる。また、従業員の給与所得に対する源泉所得税額等を記載した「給与支払報告書」を、従業員が住民票をおいている各市町村に対し個別に作成、提出し、納付についても市民税県民税特別徴収税決定通知書がそれぞれ市町村ごとに送付されてくるため事務負担が非常に大きい（日本全国にわたる）。これについても、本店所在地の都道府県・市町村へ一括して申告納付し、分配する方式を採用する方が合理的と考えられる。
- ・ 煩瑣な納税事務の負担軽減の観点から、課税ベースが重複する租税の一体化を図り、徴収機関を一元化して企業の納税コスト低減を推進すべきである。
- ・ 法人地方課税は制度が複雑であり、特に建設業においては全国多数の現場事務所が短期間で設置・撤廃され、他産業に比べて事務負担が大きい。
- ・ 地方税の統一納付期間の設置、または本店所在地の地方公共団体への一括申告・納付により、手続きを簡素化すること。
- ・ 納税及び徴税手続の簡素化の観点から、地方住民税の一括納付を要望する。
- ・ 現行は、各々の自治体に申告納付する納付形態となっているが、納税者に過度の事務負担が生じている。事務負担軽減を考慮し、納付窓口は一本化し、そこから各自自治体へ配分する仕組みを要望する。
- ・ 全国に支店・工場等を有する法人にとっては、納付事務及び申告事務に多大な時間を費やすことから、納税者事務負担の軽減を実現していただきたい。一方、地方自治体においても、税務事務の集約化が図れる体制を構築された場合は、行政コストの削減に寄与すると考えます。
- ・ 地方税の申告・納付は事業所が存在する都道府県及び市町村単位毎で行われており、各自自治体ごとに申告・納付しなければならず、多大な事務量となっている。
- ・ 現在は、事業所等の存在するすべての都道府県・市町村に対し個別に申告書の提出・納付をするため、事務負担が非常に大きい。都道府県・市町村とも課税ベースは共通であり、一括申告納付する方式を採用していただきたい。
- ・ 地方税の納付は自治体毎に行うため、全国規模で事業を展開している企業にとって大きな事務負担となっています。本店所在地への一括納付を認める等、納付事務の簡素化を要望いたします。

地方税体系の整理統合・簡素化により、企業の納税事務負担の軽減と自治体の徴税事務効率化を同時に実現できることが期待されます。

## (2) 外形標準課税の廃止

### 【理 由】

- ・ 外形標準課税は賃金課税に資本金課税を加えたもので、雇用の維持・拡大や自己資本の充実等に悪影響を及ぼすほか、企業の国際競争力を削ぐなど問題が多いので、内容を抜本的に見直すこと。
- ・ 外形標準課税については、例えば付加価値割の算定において、雇用の創出・確保で地域社会に多大な貢献をする企業ほど負担が重くなる等の問題があることやその算定が複雑であり多大な稼働を要すること等、雇用の確保と企業体質の強化を阻害する税制となっていることから、廃止が必要と考える。
- ・ 付加価値額等内訳明細書では詳細な計算が必要となり、事務負担が大きすぎるため、外形標準課税の廃止を要望する。

## (3) 外形標準課税の算定方法・記載様式の簡素化

### 【理 由】

- ・ 付加価値割の申告実務に多大な労力を有するため、付加価値割額の算定基準の簡素化と付加価値割の申告書記載事項の簡略化を要望する。
- ・ 外形標準課税のうち、とりわけ付加価値割の算定が複雑であり、企業にとっての事務負担になっている。結果として、自治体側においても、企業の申告内容を確認・調査するコストが発生する。自治体／企業のどちらにとっても、無駄なコストが発生しているので、制度の廃止ないしは簡素化を要望する。
- ・ 現行の制度では、「付加価値割」、「資本割」の算出方法や記載様式が煩雑であり実務処理上の負担が過多となることから、その簡便化を切望します。
- ・ 外形標準課税の適用につき資本基準が設けられているが、企業実態は何ら変わらずとも減資によって適用対象外となることは合理性に欠ける。また、添付を必要とする書類が多様であり、派遣従業者や賃貸借を多く擁する企業の実務に多大な負担を強いている。純額でマイナスとなる場合や金額が僅少なものは明細不要とする、保存要件とする等措置が図られるべきである。
- ・ 付加価値割の算定方法が煩雑で納税実務負担が大きい。算定方法の簡素化を要望する。
- ・ 事務手続きの簡素化のため外形標準課税の申告書記載要件の簡素化を要望する。
  - ・ 別表5の3の2（労働者派遣に関する明細書）における、「派遣元・先会社の住所」、「派遣労働者数」、「労働時間数」
  - ・ 別表5の④（純支払利子に関する明細書）における、「借入先・貸付先の住所」
  - ・ 別表5の5（純支払賃貸料に関する明細書）における、「貸主・借主の氏名」、「貸主・借主の住所」
- ・ 事業税外形標準課税の別表については、事務所別の従業員数・報酬給与をはじめとして、記載項目が多岐にわたり膨大な事務処理稼働を要する一方、当該記載内容が税額に影響するものではないと考える。
- ・ 平成16年度から導入された法人事業税における外形標準課税は、実質的に大企業に対する資本金並びに賃金課税であり、企業の雇用や投資、分社化等の企業再編に抑制的に作用し、経済活力を削ぐ虞がある。特に、資本の大半を海外資源開発事業等に投資している場合において、海外に事業所が無い場合や投資先が子会社ではない場合は、資本割の負担が著しく重くなる。従って、外形標準課税について、資本割の軽減措置の拡充（※）を図るとともに、計算方法の簡素化及び住民税均等割、事業所税等、他の外形標準課税制度との整理・統合による地方税制度の簡素化を検討していただきたい。

（※） 特定子会社株式の総資産に占める割合が50%超の場合のみ、特定子会社株式に対する軽減措置が適用されるが、50%を境に適用・非適用の格差が大きいため、基準の引き下げ等をお願いしたい。

加えて、連結納税グループ内で合併を行う際、事業税については適格合併であってもみなし共同要件を満たさなければ欠損金の引継ぎに制限が生じる。組織再編による企業競争力促進のためにも制限の撤廃をお願いしたい。なお、住民税については同様の制限は無く、税制間の不一致を是正することにもなる。

- ・ 「事業税の外形標準課税」については事務負担の増加が問題となっています。課税標準の簡素化、付加価値割の算出方法の改善（単年度損益の除外）等、税体系の整理統合・簡素化を要望いたします。

#### (4) 外形標準課税の課税標準の見直し

##### ①保険業に係る法人事業税の現行課税方式の維持

###### 【理由】

- ・ 平成15年度税制改正により、資本金1億円超の法人を対象として一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成16年度から適用されています。生命保険業については、既に昭和29年から収入金額による外形標準課税が行われており、地方の安定的な税収確保に貢献してきました。しかしながら、これまでのところ、電気供給業、ガス供給業、生命保険業および損害保険業の4業種について、「これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額および資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことを検討する」といった方向性についての指摘を受けています。一般事業会社について導入された外形基準は「地方分権を支える基幹税の安定化」という視点や「増税を目的としたものではない」という考え方に基づいて導入されていますが、生命保険業の現行の課税方式は、まさに税収の安定化に寄与していると考えられます。よって、生命保険業の法人事業税については、現行の課税方式を維持することを要望します。
- ・ 法人事業税について、平成15年度税制改正により平成16年度から導入されたいわゆる新外形標準課税は、地方税収入の安定化を図るため、導入されたものである。この新外形標準課税は、4分の3が所得割、残りの4分の1が外形課税（付加価値割・資本割）とされている。一方、収入金額による外形標準課税が導入されている4業種については、既に100%外形課税が導入されている。損害保険業に新外形標準課税を導入すると、4分の3について所得割を導入することになり、それによって現行より税収が大きく振れ、地方公共団体の税収に与える影響もその分大きくなると考えられる。したがって、新外形標準課税導入の目的に逆行することとなる。したがって、現在、収入金額による外形標準課税が行われている損害保険業について、現行課税方式を引き続き維持することは、新外形標準課税導入の趣旨に沿うものである。

##### ②電気供給業・ガス供給業に係る法人事業税の現行課税方式の見直し

###### 【理由】

- ・ 法人事業税については、資本金1億円超の大企業について、平成16年度から一部外形標準課税が導入されましたが、現行収入金課税が行われている電気事業をはじめとする4業種については、外形標準課税の対象外となっており、不公平税制は解消されない状況にあります。電気事業など特定の事業のみがその他の事業と異なる課税標準が適用されることは、租税負担の公平原則に照らして問題であることに加え、結果として電力供給のコストを押し上げ、電気の利用者に重い負担を強いることとなるため、こうした不公平な取り扱いを解消すべきです。23年度税制改正大綱においても検討課題と位置づけられており、今後の地方法人課税のあり方や、消費税を含む税体系抜本改革も踏まえた検討が必要と考えます。
- ・ 大企業（資本金1億円超）の法人事業税については、16年度から、一部外形標準課税が導入されているが、電気事業をはじめとする4業種については、見直しの対象外とされ、不公平税制は解消されていない状況である。一方、電力自由化の進展に伴い、電気事業はその他の事業と同様の経営環境となるなか、電気事業など特定の事業のみがその他の事業と異なる課税標準が適用されることは、租税負担の公平原則に照らして問題である。このため、現行の枠組みに付加価値額及び資本金等の金額による外形標準課税が組み入れられるよう要望する。
- ・ 課税の公平性・担税力の観点から、ガス・電力事業の課税方式について、収入金課税方式から他業種と同様の課税方式（もしくは収入金課税をベースに新しい外形標準課税を組み入れた形）とするよう要望したい。

- ・ 電気事業など特定の事業のみがその他の事業と異なる課税標準が適用されることは、租税負担の公平原則に照らして問題であり、その他の事業と同様の扱いに改められるべきである。
- ・ ガス供給業は、法人事業税の課税標準として収入金額が適用されていることから、「その他の事業」（付加価値割、資本割及び所得割が課税標準）と比べて取扱いが著しく不公平になっております。  
 ガス供給業に対する法人事業税の不公平を是正するためには、「その他の事業」と同一の扱いとすべきですが、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、段階的な実現をお願いします。  
 ただし、資本金1億円以下のガス事業者は、経営基盤の脆弱性等から「その他の事業」と同一の扱いとするようお願いします。

### ③付加価値割の構成要素から当年度損益を除外すべき

#### 【理由】

- ・ 外形標準の付加価値割に当年度損益が含まれており、当該部分については結果として所得割と同様の課税が異なる名目で行なわれているため違和感を感じるのみならず企業の決算実務としても当期利益および所得金額の算出が終わらないと外形標準金額も確定できず非常に煩雑・面倒である。

### ④付加価値割の計算方法（報酬給与額の範囲）の見直し

#### 【理由】

#### (i)通勤費（通勤費の全額を報酬給与額の対象外とする）

報酬給与額における通勤費は、所得税の課税対象となるもののうち、法人税法上、損金に算入される金額が対象とされている。報酬給与額の対象となる通勤費を把握する場合、法人の規模によっては膨大な把握稼働が必要となる。一方、一般的に通勤費のほとんどが非課税所得と考えられ、報酬給与額に与える影響は僅少であると考ええる。

#### (ii)通勤費以外の費用（退職給与、賞与、定期的に支給される給与のうち、企業会計上、当期に費用計上したもののみを対象とする）

報酬給与額における通勤費以外の費用についても、所得税の課税対象となる給与の全てを把握するには膨大な事務稼働を要すると考える。

### ⑤付加価値割の計算方法（純支払賃借料の範囲）の見直し

#### 【理由】

#### (i)純支払賃借料の範囲見直し（純然たる土地・建物賃貸借契約のみを対象とする）

純支払賃借料は、土地・家屋の賃借料のうち、賃借期間が1年以上であるものの対価とされている。だが、純然たる土地・家屋の賃貸借契約以外にも、荷物の保管料、ホテルの宿泊料、駐車場使用料、ロッカー使用料等、対象となる契約は多岐にわたる。更にそれらの契約のうち土地・建物の賃借料を区分して把握することは膨大な稼働が必要であると考ええる。

#### (ii)賃貸借期間・共益費の取扱い見直し（受取賃借料、支払賃借料の双方について同一の扱いとする条件のもと、1ヶ月以上のもの及び共益費を区分せずに賃貸借料の全てを純支払賃借料の対象とする選択を可能とする仕組みを導入）

上記と同様、賃貸借期間が1年以上のもの、及び共益費を区分して把握することは、膨大な稼働が必要であると考える。

### ⑥需要家からのサーチャージ収入及び調整機関からの交付金について、事業税の収入割の課税対象外とする

#### 【理由】

- ・ 太陽光全量買取制度は、国民負担をできるだけ抑えつつ、再生可能エネルギーの普及を図るために導入される。本制度の導入に伴う、サーチャージ収入及び調整機関からの交付金収入が事業税の課税対象となれば、国民負担が増加するほか、本来の政策目的とは異なる地方税収が発生することとなり、国民の理解を得ることとは困難である。

#### ⑦再生可能エネルギーの全量買取制度導入に伴う事業税の特例措置の新設

##### 【理 由】

- ・ 法人事業税について、電気事業は「収入金課税」により課税されています。再生可能エネルギーの全量買取制度導入に伴い、電気事業者に発生する収入について、事業税の収入金課税の対象外とするようお願いします。

再生可能エネルギーの全量買取制度は、国民負担をできる限り抑えつつ、再生可能エネルギーの普及を図るために導入されます。本制度の導入に伴い、電気事業者は発電事業者への買取費用の支払いや、電気の利用者からのサーチャージの受領などを行うこととなりますが、新たに発生するサーチャージ収入及び調整機関から交付される買取費用相当額について、事業税の課税対象となれば、本来の政策目的とは異なる地方税収が発生し、電気の利用者に負担が発生することとなるため、収入金課税の対象外とすることを要望します。

#### (5) 法人住民税額の計算

##### ①損害保険業の減額更正等による法人事業税の更正の請求に対し、納付の日の翌日から還付加算金を付加すること

##### 【理 由】

- ・ 100%外形標準課税以外の事業会社が、法人税の更正又は決定等により、法人事業税が過誤納金となった場合、納付の日の翌日から還付加算金が付加されることが規定されているが、損害保険業のように法人事業税の課税標準が100%外形標準課税となっている事業会社は、地方公共団体の減額更正があった日の翌日から起算して1ヶ月を経過する日の翌日からしか還付加算金が付加されないことになっている。

この取扱いは、100%外形標準課税以外の事業会社と比較した場合、100%外形標準課税の事業会社に著しく不合理な取扱いになっており、課税の公平性の観点から改正すべきものと考えます。

##### ②法人住民税（法人税割）における試験研究費の税額控除額の考慮

##### 【理 由】

- ・ 法人税で計算した試験研究費税額控除の金額にていて、法人住民税の課税所得計算上加算項目とすべきでない。
- ・ 法人住民税（法人税割）の課税標準は法人税額であるが、試験研究費の税額控除前の法人税額が用いられる。企業の研究開発活動を地方でも支援しイノベーションを促進する観点より、試験研究費の税額控除後の法人税額を課税標準とするよう改正を要望する。

##### ③連結納税における中間申告の仮決算方式の導入

##### 【理 由】

- ・ 連結納税制度における法人税の中間申告は、前年度実績による予定申告、又は、仮決算による中間申告のいずれかを選択できるものと同様に、連結納税適用法人の地方税の中間申告においてもいずれかを選択できるようにするとともに、申告納付期限を2ヶ月延長していただきたい。

### Ⅲ 事業所税

#### (1) 事業所税の廃止

##### 【理 由】

- ・ 事業所税では、従業者の給与等を課税標準とする従業者割と、事務所の床面積を課税標準とする資産割がある。  
だが、そのいずれも、法人事業税の外形標準課税の付加価値割（報酬給与等及び純支払賃借料）と課税標準が重複していると考ええる。
- ・ 都市環境の整備及び改善に関する事業の財源にあてるための目的税で、地方税法で定められた都市だけで課税されるのものであるが、税額が大きくない一方で、企業の申告に係る事務負担が重いので、廃止することを検討願いたい。
- ・ 事業所税では、従業者の給与等を課税標準とする従業者割と、床面積を課税標準とする資産割があるが、法人事業税の付加価値割とほぼ同じ課税標準であるため、二重課税となっており、廃止を含めた見直しが必要である。
- ・ 事業所税は大都市機能維持のための環境整備等財政支出を進出企業に応益負担させるため設けられた目的税であるが、都市整備及び企業の地方分散が概ね進み、創設目的は果たされたといえる。また、その課税ベースとなる床面積（資産割）と給与（従業者割）についてはそれぞれ固定資産税と外形標準課税の二重課税となっており、事業所税はもはや廃止すべきである。
- ・ 法人事業税において外形標準課税が導入され、支払賃借料・報酬給与額に課税されることとなったがこれらは事業所税における従業者割・資産割と類似している。結果として同一の課税客体に対する二重課税が生じており、事業所税は役割を終えたと考える。
- ・ 15年度改正において新增設に係る事業所税が廃止されたが、事業にかかる事業所税は現存している。  
事業所税は、いわゆる都市の集積の利益を受けている事業者が応分の負担をするという主旨であるが、事業所税についても行政サービスに対する経費負担の観点を確認するために16年4月以降開始する事業年度から外形標準課税が適用されている。  
そして、その課税客体の中に支払い給与が含まれるために事業所税の従業員割と課税客体が同一となり、二重課税の状態となっている。  
また、近年市町村合併により新しく発足する自治体が30万人以上の都市となり新たな申告課税されるケースが発生するなど受益サービスに何ら変化がないにもかかわらず課税が発生する場合もあるため、事業所税の完全な廃止を要望する。
- ・ 固定資産税及び都市計画税との二重課税の性格が強いため。
- ・ 様々な種類の似たような税金が存在することで企業の納税事務の負荷増を招いており、国民経済全体にも無駄である。
- ・ 外形標準課税制度が導入されている中での事業所税の廃止。
- ・ 事業所税は、新たに導入された事業税の外形標準課税と類似の課税制度であり、地方税法の整理統合・簡素化の流れの中で廃止を検討いただくよう要望いたします。なお、廃止できない場合でも、免税点判定における「みなし共同事業」要件基準の見直しは早急に実施いただくよう要望いたします。

#### (2) 課税標準の見直し

##### 【理 由】

- ・ 事業所税の従業者割については、全国規模の会社等、事業所を多数有する企業では、給与等の支払額の把握に多くの稼働を要していることから、納税者の事務負担を軽減するため、従業者給与総額を期末人員数により按分して課税標準を算定する方法に変更することを認めるべきと考える。
- ・ 左記関係法令より、住民税及び事業税の納税義務者と事業所税の納税義務者は一致するはずであり、その事業所等において住民税及び事業税の納税義務がないのに事業所税だけが課されるということはないはずで

ある。しかし現実には、貸ビル業者が建物内で賃貸する月極駐車場などについて、住民税及び事業税の納税義務のない貸ビル業者に対して事業所税が課されてしまっているため、課税対象外であることを明確にしていきたい。

### (3) みなし共同課税の廃止

#### 【理 由】

- ・ 事業所税においては、一定規模までの事業所は免税だが、グループ企業が事業所を一箇所に集約した場合、全く異なる事業を展開したとしても、形式判断により共同事業とみなされ（各事業所の従業者給与総額と事業所床面積とが合算され）、一体課税されることとなる。

この合算税額算定にあたっては、各事業所の従業者給与総額と事業所床面積を共有するなど、グループ企業間の情報共有や税額計算等に膨大な稼働を要することから、廃止が必要と考える。

- ・ グループ企業間の情報のやり取りに伴う事務負担が膨大であるみなし共同事業の要件を廃止願いたい。

## IV 固定資産税

### (1) 償却資産に対する固定資産税の廃止

#### 【理 由】

- ・ 米国等の州レベルでの課税（州により区々）を除き、事業用償却資産への課税は国際的に異例であり、国際競争力にマイナスの影響を与えていると考える。  
戦前から電柱、船舶その他の資産に対する課税が行なわれており、シャウプ勧告を契機に償却資産に対する固定資産税として一本化されたが、償却資産を課税客体とした論拠は不明確であると考ええる。  
土地・家屋に係る固定資産税は、居住用・事業用双方に課税されるのに対し、償却資産は事業用のみ課税されることから、課税の公平性を欠くと考える。  
自治体毎の税収のアンバランスが大きく、地方税として適切な税目といえるか疑問であり、また、地方行政サービスによる応益との関連性が希薄であると考ええる。
- ・ 償却資産を課税客体とするケースは国際的に見て極めて例外的であり、グローバル市場で過酷な競争に晒されている企業にとって、海外企業とのイコールフットイングの観点から大きな問題がある。また、地方自治体の行政サービスにおいて、社会保障関係費の割合が非常に高まっているなかで応益と税負担の関係、設備により生み出されるフロー所得との二重課税の問題、さらには課税が特定の設備型産業に偏重するといった税の公平性の観点等からみても、償却資産に対する固定資産課税は問題があり、企業の負担の軽減、税の公平性の確保のために縮減・廃止を図るべきである。なお、地方の税財政を取り巻く諸事情により速やかな撤廃が困難な場合は、少なくとも、国税における減価償却制度の取り扱いに合わせ、評価額の最低限度額5%について即時廃止すべきである。
- ・ 償却資産に課税を行うのは国際的に見ても稀であり、設備を多く有する特定業界に負担が偏重し、課税の公平性も失するため、縮減・廃止を検討すべきである。また、法人税法において新減価償却制度が導入された今もなお旧法によっている点は合理的ではなく、企業実務に過大な負担を強いている点も改善すべきである。
- ・ 償却資産税については法人税における償却計算と異なる計算による申告が義務づけられており、法人税法における減価償却計算の改正によってさらに事務処理が複雑化し、納税者の負担が大きいため廃止すべきである。
- ・ 償却資産税は特定の設備型産業に偏重しており、国際的に見ても生産財に対する課税は極めて異例であることから、廃止すること。
- ・ 償却資産税については、製造業等の特定業種に負担が偏重すること、国際的にも生産財に対する課税は極めて異例であること等不公平性や二重課税を生ずる等の問題が指摘されている。地方税体系の抜本的見直しにおいて償却資産に対する固定資産税を廃止すべきである。
- ・ 国際的にみても償却資産に対する課税は特異である。また、平成19年度に導入された新減価償却制度と償却資産税の評価額計算が統一されておらず、納税実務が煩雑となっている。償却資産税の廃止を要望する（尚、廃止が実現されない場合であっても、最低限、法人税法と地方税の償却計算方法の統一を図るべきである）。
- ・ 償却資産税については、国際的にも類を見ない税金であり、又、特定の設備型産業に負担が偏重する傾向にあるため、公平性の観点及び企業の投資促進の意味でも廃止を検討すべき。
- ・ 減価償却資産に対する法人（所得）税と固定資産税との二重課税を排除するため。固定資産として計上されている動産の本質的な意義は、当該取得価額をその使用年数にわたって複数事業年度に費用配分する未償却残高という意味合いであり、いわば減価償却費という費用の塊に過ぎない。即ち、現行の固定資産税における償却資産税は収益を獲得するために消費される減価償却費に対する課税となっており、所得課税としての法人税と二重課税となっている。動産に対する固定資産税の課税は我が国企業の設備投資に対する阻害要因の一つとなっている。従って、固定資産税における償却資産税は廃止することを要望する。
- ・ 償却資産に掛かる固定資産税の廃止を要望いたします。償却資産税は国内への設備投資を不利にする効果があり、わが国企業の国際競争力を損なうだけでなく、投資優遇税制の効果を減殺し、装置産業の国外流出

を引き起こす要因のひとつになっています。償却資産税の廃止により国際的イコールフットイングを確保することにより、企業の国際競争力向上、国内への投資促進による景気浮揚、雇用増の実現が期待できます。

## (2) 償却資産の評価方法と法人税法上の減価償却制度の統一

### 【理由】

- ・ 固定資産税の課税事務においては、家屋と償却資産の区分が明確でないことに加え、法人税法上の取扱い（減価償却資産の定義や償却計算の方法）と異なっていることから、課税標準の計算等における事務負担が大きい状況にあり、例えば、固定資産税における家屋・償却資産の区分を法人税法上の区分に合わせる等、固定資産税の課税事務の簡素化を要望します。
- ・ 法人税法では、平成19年度改正により償却可能限度額が撤廃されたが、固定資産税の償却資産の最低評価額は依然として従前（取得価格の5%）のまま据え置かれており、法人税と固定資産税で異なる減価償却計算を強制されている。システム対応を含めて、企業の実務負担を軽減する観点から、早期に法人税と同様の措置が導入されることを要望する。
- ・ 償却資産に係る評価方法が法人税法と地方税法で異なるため、同一資産について2つの金額を管理する必要が生じ、非効率であることから、法人税法上の償却資産の評価額を、償却資産税の課税標準とすることを認めるべきと考える。
- ・ 償却資産の簿価を課税標準とする建前からは、貸借対照表の簿価と一致していることが原則である。また、旧法人税法による償却計算を維持していることについて、積極的な理由が見当たらない。システムの二重管理というコスト負担を勘案すれば、法人税との早急なコンバージェンスを求める。
- ・ 税制の簡素化のため、償却資産税における課税標準額を法人税の簿価とする、あるいは償却資産税の廃止。
- ・ 地方の税財政を取り巻く諸事情により速やかな撤廃が困難な場合は、少なくとも、国税における減価償却制度の取扱いに合わせ、評価額の最低限度額5%について即時廃止すべきである。
- ・ H19年度税制改正での減価償却制度（5%残存価格の撤廃、減価償却率の見直し）に合わせるべき。
- ・ 地方財政における税収確保の観点から即時の償却資産税廃止が困難であるとしても、せめて固定資産税評価額算定の基礎となる減価率については、平成19年度税制改正において法人税法において導入された250%定率法（\*）に基づく償却率を固定資産税においても適用し、税目による異なる償却方法を併存している現状については即刻改めることを要望する。

（\*）平成23年度改正案の「200%定率法」への変更が決定された場合には「200%定率法」。

平成19年度税制改正により、法人税における減価償却制度については、従来取得価額の95%までしか認められていなかった償却可能限度額が100%に拡充された。即ち取得価額の全額100%について償却することが可能となった。また、償却方法についても、従来の定率法に比し償却スピードが早い250%定率法（\*）が認められる事となった。

一方で、固定資産税のうち償却資産に対する評価方法については、現状維持となった。つまり、平成19年度については、償却可能限度額のみならず償却方法についても国税の法人税法と地方税の償却資産税とで異なる取扱いが併存することとなった。

同一の償却資産について異なる償却方法、償却可能限度額が併存した状況は、納税者にとって二重計算となり、膨大な事務負担を強いることになる。

理論的にも、法人税における帳簿価額と償却資産税における評価額が異なることについての合理的な理由は考えられず、いたずらに一物多価の現象を招き混乱を来す。

- ・ 地方の税財政を取り巻く諸事情により速やかな撤廃が困難な場合は、少なくとも、国税における減価償却制度の取扱いに合わせ、評価額の最低限度額5%について即時撤廃すべきである。
- ・ 昨今の会計基準のコンバージェンスにより企業会計と法人税法の乖離拡大の恐れもあるなど、法人税法と地方税法のみならず、法人税法と会社法、金融商品取引法においても異なった処理が必要となっており、企業の事務負担が増大している。
- ・ 不動産に係る固定資産税は、バブル崩壊後、土地をはじめとする資産価格が下落したなかで過重な税負担となっており、評価方法の見直し・税率の軽減をお願いしたい。

また、償却資産の課税標準については、法人税法に合わせて、

① 5%残存価格の撤廃

② 中小企業に対する少額減価償却資産の特例（30万円未満は損金算入）

を認めていただきたい。

- ・ 償却資産税における償却計算を法人税と同一化。平成19年度税制改正において法人税法における償却計算方法が改正されましたが、それに伴って償却資産税における償却計算方法の改正が行われなかったため、企業は二重帳簿による管理を強いられています。申告実務の軽減を図るため、平成19年度税制改正で行われた償却計算方法に償却資産税の計算方法を合わせていただくよう要望いたします。二重帳簿管理の廃止により、企業事務負担の軽減を図ることができます。

### (3) 固定資産税（土地・家屋）の負担の軽減

#### ①固定資産税の引下げ

##### 【理由】

- ・ 平成23年1月の公示地価は、全国平均で見ると、住宅地および商業地ともに3年連続の下落となり、平成3年のピーク時と比較すると商業地においては約70%下落しているなど、依然として市況の回復には至っていません。土地の有効利用と流動化の促進に向けた税制の適正化・簡素化を図るとともに、納税者の立場に立った課税事務のあり方も含めた、不動産関連税制の総合的見直しを要望します。  
固定資産税については、土地の収益性との比較において過大な負担となっていることから、税率や評価額について適正な水準まで引き下げるよう要望します。
- ・ 現状の土地固定資産税及び都市計画税の負担は過重となっており、優良な都市開発（再開発等）を阻害する一因となっている。今後の優良な都市開発及び遊休土地の有効利用を促進する意味でも、過度に事業計画を圧迫する当該税制の大幅な軽減が必要であると考えます。
- ・ 土地・家屋に対する固定資産税は、製造業がグローバル市場での過酷な競争に直面している中で、過重になっているため、評価方法、負担水準の見直しを要望いたします。国内で生産活動を行う企業の負担を軽減することにより、企業の国際競争力向上、国内への投資促進による景気浮揚、雇用増の実現が期待できます。
- ・ 土地については収益力に対して過重な負担とならないように評価水準等の見直しを図ること。

#### ②評価方法の明確化・見直し

##### 【理由】

- ・ 賦課課税方式である固定資産税について、評価の誤りによる課税額の誤謬は納税者自身で点検する必要がありますが、現状、自治体では評価プロセスを公表しておらず、課税額の点検が困難となっていることから、例えば、評点数計算書等の評価プロセスが分かる資料の公開等、固定資産税の評価プロセスの透明性向上を要望します。  
また、納期の設定や納税通知のスケジュール設定は自治体に委ねられ、課税事務が多種多様となっており、交付を受ける課税明細書についても記載内容、様式が統一されていないため、データ整備や事務の効率化が図りづらくなっていることから、自治体によって異なる課税事務の標準化を要望します。
- ・ 建物について収益還元価値を基準とする評価方法への転換を図ること。

#### ③非住宅用地の固定資産税負担の適正化・均衡化

##### 【理由】

- ・ 我が国企業にとって、土地保有に係る税負担は過重なものになっており、企業の国際競争力を阻害している。一方、地方自治体が条例により、負担水準60%まで引き下げることができるとされる条例減額制度は、減収財源が担保されていないことも含め、ほとんど機能していない。  
こうした状況から、平成24年度評価替えを機に、企業の国際競争力の確保を目的とし、税負担の均衡化、適正化を達成するために、条例減額制度での対応でなく、地方税法による全国一律の措置として負担水準の上限を60%へ速やかに引き下げるべきである。

#### ④公害防止用設備の課税標準特例の適用期限の延長

##### 【理 由】

- ・ 公害防止用設備は、企業の収益に直接結びつかないものの、環境への負荷が少ない社会経済活動を実現するため、収益動向にかかわらず常に一定規模維持する必要がある。  
こうした設備保有に対する企業の経済的負担を軽減するとともに、民間における環境負荷低減対策を促進するために、引き続き税制上の支援が必要である。
- ・ 公害防止に対する社会的要請は、地球環境問題への感心の高まりもあって、ますます厳しくなっており、電気事業においても、公害防止のための投資を積極的に行い、設備の整備に努めるなど、環境保全を図るための徹底した公害防止策を推進している。しかし、公害防止関係の支出は、企業の収益に直接貢献することのない負担であり、電気事業の経理にも大きな影響を及ぼしているため、今後一層の環境保全を推進する観点から、現行制度の適用期限の延長を要望する。
- ・ 当業界は、環境規制の強化・拡大に伴い、従来より水質汚濁防止対策のために多額の設備投資を行っており、現在まで累積された環境対策用設備の維持・運転費用は大きく、企業経営上の圧迫の一因となっている。
- ・ 固定資産税の課税標準の特例については、産業廃棄物処理用設備、汚水または廃液処理施設、産業廃棄物焼却施設等に対する指定年度の期限が到来する。本制度は地域の振興、あるいは公害防止対策上大きな役割を果たしており、このため、本制度を是非延長していただきたい。
- ・ 地球環境問題への関心が高まる中、公害防止に対する社会的要請も、ますます厳しくなっておりますが、公害防止関係の支出は、企業の収益に直接貢献することのない負担であり、電気事業の経理にも大きな影響を及ぼしているため、今後一層の環境保全を推進する観点から、現行制度の適用期限の延長が必要です。  
なお、微量PCBについては、一昨年の廃棄物の処理および清掃に関する法律施行規則の改正により、無害化処理特例の対象に加えられており、数箇所の焼却処理施設で、無害化処理認定制度を活用し、処理開始となった段階です。  
微量PCBは、処理対象量が多く、現在認定を受けている施設も処理品目が限られていることから、処理推進にあたっては、処理施設数および処理品目の拡大が必要であり、このような状況で、税制措置を廃止することは、PCB廃棄物処理の円滑化の妨げとなる懸念があります。

#### ⑤PFI事業（サービス購入型・BOT方式）の取扱い

##### 【理 由】

- ・ PFI事業について、公共事業やBOT方式の公共事業（施設整備型）については、固定資産税、都市計画税、不動産取得税は非課税とされている。  
一方、BOT方式の事業（運営重視型）についてはこれらの資産課税が課されており、同じPFI事業においても事業方式によって課税の扱いに齟齬が生じていることが運営重視型事業が進まない要因の一つとなっていると想定される。  
この現状から、運営重視型のPFI事業を拡大するため、サービス購入型・BOT方式の事業に対する資産課税についても非課税とする必要があると考える。

#### ⑥新築住宅に係る固定資産税の軽減特例の延長

##### 【理 由】

- ・ 住宅投資は内需の柱であり、住宅建設による経済波及効果に加え、入居に伴う耐久消費財の購入等を含め、経済や雇用に対する波及効果は極めて大きい。更に、地球環境問題、少子高齢化、防災、安全・安心と言った社会的課題を解決するためにも良質な住宅ストックの形成に資する税制措置は不可欠である。
- ・ 良好な住宅ストックの形成に資する税制  
住宅投資は内需の柱であり、住宅建設による経済波及効果に加え、入居に伴う耐久消費財の購入等を含め、経済や雇用に対する波及効果は極めて大きい。更に、地球環境問題、少子高齢化、防災、安全・安心と言った社会的課題を解決するためにも良質な住宅ストックの形成に資する税制措置は不可欠である。

#### ⑦長期優良住宅に係る特例の延長

長期優良住宅に係る以下の特例措置の適用期限（平成24年3月31日）を延長する。

- (イ) 登録免許税の特例（所有権の保存登記：本則0.4%→特例0.1%、所有権の移転登記：本則2%→特例0.1%）
- (ロ) 不動産取得税の課税標準の特例（一般住宅：1,200万円→長期優良住宅：1,300万円）
- (ハ) 固定資産税の特例（新築から5年間床面積120㎡までの部分の税額を2分の1に軽減、中高層耐火建築物は7年間）

#### ⑧外航船舶に対する固定資産税の非課税化

##### 【理 由】

- ・ 外航船舶に固定資産税を課す根拠がない。

#### ⑨負担金工事等により取得した鉄道施設に対する固定資産税の特例措置

##### 【理 由】

- ・ 負担金工事については、法人税法では圧縮記帳が認められておりますが、地方税法では認められておりません。駅前再開発事業・区画整理事業などに伴い、駅舎を新築・増築・改築、駅の橋上化が計画され、建設費用は地方自治体からの負担金工事で行われます。利用者は利便性の向上が図られますが、鉄道事業者は固定資産税および都市計画税、不動産取得税等の負担が増えることとなります。このような条件下で取得した鉄道施設についても特例措置の適用をお願い致します。

#### (4) その他

##### ①会社分割時の承継資産に関する固定資産税の取り扱い

##### 【理 由】

- ・ 「固定資産税」の負担は1月1日現在の所有者に納税義務が生じますが、期中売却等の場合は譲受法人がその後の期間に対応する固定資産税相当額を負担しています。会社分割時の未経過固定資産税についても、分割法人と分割承継法人との間で合理的に負担することを認めていただけるよう、運用の見直しを要望いたします。

##### ②電柱等に係る償却資産税の免除

##### 【理 由】

- ・ 道路に設置する電柱等の償却資産について、固定資産税の他に道路占用料という2種類の道路使用対価を支払う状態のため、当該資産を道路占用料の対象外とし、二重課税を排除する必要があると考える。

##### ③一般社団法人・一般財団法人に移行した旧公益法人等の既存施設に対する措置

##### 【理 由】

- ・ 全銀協ならびに地方に所在する銀行協会は、経済活動を支える手形交換制度や各種決済制度の企画・運営、一般消費者を対象とする相談業務、銀行図書館の運営など、わが国経済の発展と国民生活の安定向上に資する非営利事業を営んでいる。その大多数は、旧民法第34条にもとづく社団法人・財団法人であったが、公益法人制度改革関連法（平成20年12月施行）により、特例民法法人となり、その後、一部の銀行協会は一般社団法人へ移行している。

平成20年度税制改正では、公益法人制度改革関連法に対応するため、公益法人関係税制が整備され、同法に定める公益社団法人・公益財団法人や、一般社団法人・一般財団法人のうち共益的活動を目的とする法人等について、収益事業課税を適用する等の措置が講じられた。このなかで、固定資産税等に関しては、公益社団法人・公益財団法人の施設について、旧民法第34条にもとづく社団法人・財団法人と同様の非課税措置が講じられるとともに、一般社団法人・一般財団法人に移行した法人の既存の施設（図書館、博物館等）についての非課税措置が平成25年度まで継続するとされ、「平成23年度税制改正大綱」において、平成23年度

に結論が得られるよう必要な検討を行うとされている。

公益法人制度改革の目的は、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し民による公益の増進に寄与すること等であり、公益的な性格からこれまで非課税措置が講じられてきた施設の性格に、本来、何らの影響を及ぼすべきものではないため、新制度に円滑に対応できるようにする必要がある。

したがって、旧制度における公益法人等が一般社団法人・一般財団法人に移行する場合、これらの図書館、博物館等の施設に対する平成26年度分以降の固定資産税等について非課税とする等、適切な措置を講じることを要望する。

## V 不動産取得税・特別土地保有税・軽油引取税

### (1) 不動産取得税

#### ①不動産取得税の廃止

##### 【理 由】

- ・ 不動産取引に係る流通段階のコストは、不動産取得税および登録免許税が課せられていることにより、他の金融資産等と比べて割高なものとなっています。  
不動産市場活性化のため、不動産取得税の廃止および登録免許税の適正水準への引き下げによる、負担軽減措置の拡充を要望します。
- ・ 不動産取得に際して課税される、不動産取得税及び特別土地保有税（取得分）は、不動産の流動化を阻害している大きな要因であると考えられる。

#### ②住宅用土地に対する不動産取得税の特例措置の延長

##### 【理 由】

- ・ 住宅用土地に対する不動産取得税の特例措置（住宅の床面積の2倍（200㎡を限度）相当額を減額）を受けける場合の土地取得から新築までの期間要件の特例措置（本則2年→特例3年、やむを得ない事情の場合には100戸以上のマンションは4年）について、適用期限（平成24年3月31日）を延長する。
- ・ 不動産の流動化、有効利用を促進する税制  
不動産の流動化を促進する観点から、土地および住宅用建物に係る軽減税率3%（本則4%）及び宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例（固定資産税評価額の1/2）の適用期限（平成24年3月31日）を延長する。

#### ③デベロッパー等に対する新築家屋のみなし取得時期の特例措置の延長

デベロッパー等に対する新築家屋のみなし取得時期の特例措置（本則6ヶ月→特例1年）について、適用期限（平成24年3月31日）を延長する。

#### ④長期優良住宅に係る特例措置の延長

長期優良住宅に係る以下の特例措置の適用期限（平成24年3月31日）を延長する。

#### ⑤商業地等における条例減額措置の延長

##### 【理 由】

- ・ 不動産の流動化、有効利用を促進する税制  
都市の中心部の有効利用の取組みを進め、地域の活性化を図る観点から、商業地等における条例減額措置（地方自治体が条例により負担水準の上限を70%から60%の間に定めることができる措置）の適用期限（平成23年度）を延長する。

#### ⑥特定住宅建設事業等に係る1,500万円特別控除の延長

##### 【理 由】

- ・ 不動産の流動化、有効利用を促進する税制  
本特例の適用期限（平成23年12月31日）を延長する。  
※ 個人又は法人が一定の要件を満たす一団の宅地造成事業（面積5畝以上等）又は一定の住宅建設事業（戸数50戸以上等）のために土地等を譲渡した場合に、軽減税率との選択適用により1,500万円特別控除の適用が認められる。事業が要件を満たすことについて国土交通大臣の認定が必要。

#### ⑦投資信託等に係る特例措置の適用期限の延長

投資法人等に係る宅地等取引の場合の不動産取得税の軽減措置（宅地等の課税標準を1/2とし、土地・住

宅の税率の本則4%を3%に軽減するもの)を延長すること。

**【理 由】**

- ・ 不動産投資市場を通じた資金供給機能を強化することで、安全で快適なまちづくりへの民間資金等の活用を促進する必要があります。また、2011年3月11日に発生した東日本大震災の復興支援をはじめ、今後の日本経済の自律的かつ継続的な回復のためには、不動産流通税の増加は不動産投資市場を通じた民間資金等の活用に支障をきたす恐れがあります。

⑧産業活力再生特別措置法に基づく不動産取得税の軽減措置の適用期限延長

**【理 由】**

- ・ 産業活力再生特別措置法の認定を受けた計画に従って、事業譲渡または一定の場合の資産譲渡を行う際に、不動産を取得・譲渡する場合には、不動産取得税が軽減されており、この軽減措置の期限延長を要望いたします。軽減措置の期限延長により、事業再編の取り組みを促進、円滑化させる効果があります。

(2) 特別土地保有税

**【理 由】**

- ・ 特別土地保有税は土地の投機的取引の抑制等を目的とした政策税制であり、バブル崩壊により地価が下落を続ける現状ではその目的は完了していると考えられることから、平成15年度からの課税の停止だけでなく、保有分も含めた特別土地保有税の制度廃止を要望する。

(3) 軽油引取税

軽油引取税に係る減免措置の適用期限の延長

**【理 由】**

- ・ 汽力発電は、エネルギーセキュリティー上の重要な位置付けを持つほか、再生可能エネルギー由来の電気的大量導入時の系統安定化策に不可欠であるなど、今後ともその重要性は変わらない。

軽油は、汽力発電を円滑に行うために必要不可欠であり、現時点で他の石油製品との代替は困難であることに加え、公共料金規制のある電気事業において、料金の値上げの抑制及び安定化を図るため、引き続き、地方税法において支援することが必要。

- ・ 軽油引取税については、平成21年度より一般財源化されたことで課税根拠を失っており、電気事業者が使用する石炭・LNG・重油・軽油などの燃料のうち、軽油のみに過重な税金を課すことには、政策的な合理性がありません。

軽油は、汽力発電の助燃の用途に適しており、他の石油製品による代替が難しいことから、今後も引き続き軽油を使用することが必要です。現行制度を継続することによって、電力供給コストの抑制につながります。

ガスタービンについては、短期間での設置が可能なことなどから、東日本大震災に伴う供給力不足対策として、重要な役割を担っています。

仮に、軽油引取税の減免の特例措置が廃止された場合は、緊急対策として設置したガスタービン発電機の燃料のうち軽油のみに過重な税金が課され、火力発電の増加により上昇が見込まれる電力供給コストを一層押し上げることが見込まれるため、現行制度の継続が必要です。

## その他の部

### I 東日本大震災に伴う税制上の措置

#### (1) 全般

- ① 震災復興支援のため、以下の措置を要望する。
  - ・住宅譲渡（建物）に係る消費税の非課税
  - ・大震災による建物の新築・修繕等に係る工事請負契約に対し、請負者も印紙税非課税
  - ・災害復興支援目的の固定資産の即時償却
- ② 今回の東日本大震災は、未曾有の巨大地震、津波により、甚大な被害を引き起こした。被災企業は、企業経営上かなりの損失を被っているが、今後地震、津波等への防災対策を進めなければならず、かなりの追加的投資資金が必要となり、企業負担は非常に大きなものとなる。今後地震・津波等への防災対策を施す際の投資に対しては、税額控除等何らかの税制上の優遇措置を要望する。

#### (2) 法人税に係る措置

- ① 東日本大震災により被災した企業（被災地に子法人を有するグループを含む）について、復興支援の観点から、税制上の特例措置が必要と考える。なお、税制措置の適用にあたっては、事務負担軽減等の観点から簡素な税制の取扱いとすべきである。

また、現在復興財源としての増税措置が検討されているが、現在の経済情勢を踏まえ、過度な増税は企業の活力を減退させる要因となりうることから、増税措置については慎重な検討が必要と考える。
- ② 今夏の電力不足対策として購入した固定資産等について、特定資産の買換特例の対象とする等の課税特例措置の創設が必要と考える。
- ③ 寄附金については、今回の震災復興支援目的であっても、損金算入要件が通常の寄附と同様の要件となっており、寄附を行う際には慎重な検討を要している。より早い復興を行うためにも、災害からの復興支援目的の寄附については、損金算入要件の緩和を要望する。
- ④ 今回の東日本大震災に関する特例税制で、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する事業年度において、震災損失の繰戻しによる法人税額の還付が認められたが、3月期決算の会社が多く、3月11日から3月末までの短期間において十分な見積もりができなかったこともあり、本税制を更に1年延長することを要望する。
- ⑤ 現物資産を法人又は組合等に出資した場合において、帳簿価額による課税を繰り延べること。

#### 【理 由】

- ・譲渡には、売買のほか、交換、競売、代物弁済、現物出資など、所有権その他の財産権を移転する一切の行為が含まれます。

このため、法人（合同会社、株式会社、投資法人）、組合（匿名組合、投資事業有限責任組合及び有限責任組合を含む。）又は信託（特定目的信託を含む。）に対し不動産等の現物資産を出資した場合、当該現物資産を当該出資時の時価で譲渡したものとみなされ、所得税又は法人税等に係る課税関係が発生することとなります。

財政負担を伴う震災復興事業ではなく、民間ベースで震災復興事業を行う際、被災者又は被災企業（固定

財産が東日本大震災で被災した企業をいう。以下同じ。)が保有する不動産等を法人又は組合等に現物出資の形で受け入れるスキームが想定され得るが、当該被災者又は被災企業においてはキャッシュフロー収入がないにもかかわらず課税関係が発生することとなるため、現物資産の法人又は組合等への出資の阻害要因となります。

このため、震災復興事業を円滑かつ迅速に進めるため、震災復興事業のために法人又は組合等に出資する現物資産については、帳簿価額による課税を繰り延べることを要望します。

- ⑥ 「災害時特別引出制度」及び「災害時特別融資制度」の導入、困窮時に加入者の個人勘定資産を一時的に引き出せる措置の導入、中途引出し要件の緩和。

**【理 由】**

・ 確定拠出年金は、年金という理由で拠出の損金算入等の税制措置を得ているため、60歳到達前での引出は原則として加入者の死亡又は障害などに限定されるなど、厳格な制約が課せられています。去る3月11日に発生した東日本大震災により、多数の国民及び企業等が被災し、被災地では生活や企業活動の立て直しが本格化しており、被災者について生活のための必要資金を確保することが非常に重要です(実際、確定拠出年金の個人勘定資産の引出しについての問合せや要望が、確定拠出年金の運営管理機関に対し寄せられています)。このため、被災者について、自らの確定拠出年金個人勘定資産を時限的に引き出すことを認める措置及び被災者が確定拠出年金個人勘定資産に見合う融資を無利息で受けられる措置を導入すべきです。なお、確定拠出年金の年金支給時まで超長期にわたるため、加入者は将来的に経済的な困窮状態になることも想定されるが、中途の引出しが認められない現状では、加入者の不安は大きく制度導入の阻害要因となります。米国401(k)では、加入者の困窮時に引出し等を行うことが認められているが、我が国でも中途引出しの要件緩和すべきです。

**(3) 消費税に係る措置**

- ① 東日本大震災の被災地域における税制優遇として、住宅譲渡(建物)に係る消費税の非課税。

**(4) 地方税に係る措置**

- ① 今回の東日本大震災に関する特例税制(地方税法)で、滅失・損壊した償却資産に代わるものを取得又は改良した場合には、課税標準を4年間、2分の1とする特例が認められたが、被災償却資産の原状回復のため修繕した場合には除外されているので、以下について要望する。

(i)東日本大震災に関する特例税制により、被災償却資産を修繕した場合についても、課税標準を4年間、2分の1とするなど、地方税法のなかでの何らかの固定資産税の減免措置を要望する。

(ii)地方自治体によっては、条例等で被災償却資産(修繕した資産)に対しても、固定資産税の減免措置が設けられている場合もあるが、事業所全体で固定資産評価額に対し20%以上の被害(修理費用等)という条件が設けられていたり、特例期間も一年と限定されたものとなっており不十分である。よって(i)の措置ができない場合には、各自治体において20%以上という要件を撤廃し、課税標準特例期間も4年間とすることが可能となるよう、国からの通達等を発出されることを要望する。

- ② 現行税法では、法人(合同会社、株式会社、投資法人)、組合(匿名組合、投資事業有限責任組合及び有限責任組合を含む。)又は信託(特定目的信託を含む。)が不動産を取得した場合には、不動産取得税、登録免許税、固定資産税及び都市計画税等の流通税が課せられることとなります。

法人又は組合等の投資ビークルを通じて震災復興事業を行うため、被災者及び被災企業(固有財産が東日本大震災で被災した企業をいう。以下同じ。)から不動産を取得する場合には、当該流通税相当額について利回りが低下し、民間資金導入の阻害要因となり得ます。

このため、被災者又は被災企業から現物出資又は譲渡により法人又は組合等が不動産を取得した場合における不動産取得税、登録免許税、固定資産税又は都市計画税を免除又は軽減いただきたい。

- ③ 災害復興支援目的の固定資産の即時償却を東日本大地震の被災地域における税制優遇として要望する。
- ④ 震災復興支援のため、大震災による建物の新築・修繕等に係る工事請負契約に対し、請負者も印紙税非課税。
- ⑤ 東日本大震災を受け、企業では緊急事態下の事業継続のため、被災地のみならず、全国の事業所において災害対策、特に津波対策を見直す機運が高まっている。企業が行う地震・津波等の災害対策は、周辺地域の防災機能強化にもつながることから、今後取りまとめられる津波防災対策ガイドライン等に基づいて、企業が自ら行う防災投資等に対して、税額控除や固定資産税の減免等の支援措置を講ずるべきである。
- ⑥ 自家発電設備（新規取得・既存）に係る固定資産税の軽減。

**【理 由】**

- ・ 福島第一原子力発電所の事故に伴う電力不足対応のため、コスト高を承知で自家発電設備を使用している。相応の支援をお願いしたい。

## II 環境・エネルギー税制

### (1) 環境税・地球温暖化対策税の導入に対する反対

#### 【理由】

- ・ 二酸化炭素の排出削減効果に疑問がある環境税の導入は、製造会社に重い負担を強いるだけであり、我が国の国際競争力を弱めかねない。
- ・ 東日本大震災後の厳しいエネルギー情勢を踏まえ、まずは、我が国のエネルギー政策全体の見直しを行うべきであり、地球温暖化対策税の拙速な導入をすべきではない。

また、わが国の主要な貿易競争相手国は、京都議定書の削減義務を負わない国々であり、わが国における環境税や経済統制的な施策の導入は、これらの国々に対する国際競争力の喪失を招き、ひいては国内経済・雇用に重大な影響を及ぼすことが懸念される。

更に、世界最高水準のエネルギー効率を達成したわが国産業界に過大な負担を強いることは、省エネルギーの進展したわが国から、エネルギー効率の低い途上国等へ生産がシフトすることにつながり、地球規模の温暖化防止に逆効果である。

最も有効な地球温暖化対策は、国民や企業における省エネへの取組みを後押しすることであり、省エネ設備の導入や革新的技術開発等を直接的に促進・支援する政策こそが望まれるところである。

地球温暖化対策税の導入は国民負担の増加とわが国産業界の衰退を招き、さらには地球温暖化防止にも逆行すると考えられることから、導入には反対する。

- ・ 東日本大震災後の現下の厳しいエネルギー情勢を踏まえ、将来のエネルギー需要構造を検討する過程で、経済・雇用への影響の度合いや実現可能性等について十分精査し、その結果について国民に示し、国民的な議論を十分に行い、その理解と納得を得た上で実施すべきであり、拙速な導入には反対である。
- ・ 東日本大震災を契機として、原子力発電をはじめとした将来のエネルギー供給構造は大きく変わる可能性がある。これに伴って、菅総理は、エネルギー基本計画を白紙に戻して議論をやり直す発言しており、当然のことながら、地球温暖化対策に関しても、中期削減目標の25%削減をはじめ、地球温暖化対策基本法についても抜本的な見直しが必要な状況にある。

現在の喫緊の課題は、東日本大震災からの復興、日本経済の立て直しであるが、当面、わが国の経済活動は、原子力発電から化石燃料の発電に依存せざるを得ず、追加的なコストを負担する中で進めなければならない状況にある。また、電力の安定供給（エネルギーセキュリティ）の観点から、足元、化石燃料への代替を進めざるを得ない中での化石燃料への更なる課税は、ただでさえ、足元の燃料価格が上昇傾向にあるなか、電気料金をはじめとしたエネルギーコストの上昇に拍車をかけ、結果として、震災復興、経済の立て直しへの足かせとなる。

我が国産業界は、現状でも、(1) 国際的に高い法人実効税率 (2) TPPへの参加の遅れ (3) 国際的公平性を欠くCO2削減目標、に加え (4) 昨今の円高により、国際競争力を維持する上で「四重苦」にさらされており、更に電力料金の大幅上昇という「五重苦」に直面している。この上、地球温暖化対策税により、エネルギーコストが直接的・間接的（発電燃料増税分の電力料金転嫁）に一層上昇するようなことがあれば「六重苦」となり、今後、我が国で生産活動を行っていくことが、きわめて厳しくなる事態が想定される。

そもそも、地球温暖化対策のための税の導入については、昨年（平成23年度）税制改正大綱において、「エネルギー基本計画（エネルギー起源CO2を2030年に1990年比▲30%程度、もしくはそれ以上削減）を鑑み、我が国においても税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源CO2排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、平成23年度に地球温暖化対策のための税を導入する」とされており、現行のエネルギー基本計画が目標とする2030年の姿を実現するための一つの手段と位置付けられているが、今般の原発事故を踏まえ、今後、現行のエネルギー基本計画の見直しの検討が開始される予定となっている。

こうした中、目標達成のための手段のみを個別に論じるのではなく、将来のエネルギー需給構造を検討する過程で、個々の制度のあり方についても、経済・雇用への影響の度合い等について十分精査し、国民の理解と納得を得るべくその結果について国民に示した上で、国民的な議論を十分に行うべきであり、地球温暖化対策税の拙速な導入には反対である。

- ・ 地球温暖化問題に関しては、今後も「環境に関する自主行動計画」等、産業界の自主的努力を尊重すべきであり、環境税の導入に強く反対する。

国内外の市場において、熾烈な国際競争を行っている紙パルプ製品について、国内の生産事業者だけに賦課される環境税は、国内の生産事業者の国際競争力を著しく損なう。

ヨーロッパにおいては、エネルギー税・環境税が課されていても、コジェネ等により熱効率が優れている企業に対しては、大部分が免税されている。このためヨーロッパ諸国は、実質的には無税に近いが、仮に日本において環境税が導入された場合、当業界の負担額は150億円となり、国際競争力上著しく不利な状況に立たされる。その結果、過去に大幅な省エネを実現しているわが国の生産品が減少し、エネルギー効率の悪い海外生産品がこれにとってかわるならば、地球的規模ではCO2の排出量が増加するおそれがある。新税としての環境税が導入されても必ずしもエネルギー需要抑制につながるとは限らず、CO2排出削減が確実に保障されるものではない。また、今般の東日本大震災に伴いエネルギー政策・温暖化対策の見直しは不可避であり、新たな方針が明確になった上で、環境税の導入が震災復興の妨げにならないか等も考慮しつつ、環境税導入の是非について新たに議論すべきである。

- ・ 東日本大震災による痛ましい被害が発生し、日本経済の復興を国民一丸となって取り組まねばならない時期に、地球温暖化対策のための税、再生可能エネルギーの固定価格買取制度について、十分な国民的議論を経ないで導入することに反対する。

国内における新たな負担は、地球規模でのグローバルな公平性を欠き、また特定の産業、とりわけ素材産業の国際競争力を弱めることになる。よって、震災後の日本を取り巻く環境において、その政策効果や国民負担等の検証もないまま導入することに強く反対する。

- ・ わが国の地球温暖化対策は、これまでの産業界の懸命な努力によって、省エネ技術など世界最高水準を達成しています。すでに高水準の環境対策が行われているわが国で、新たに「環境目的の新税（地球温暖化対策税）」を導入することは、国民全体に負担を強いることとなります。また、わが国企業の国際競争力が失われた結果、エネルギー効率の低い海外生産へのシフトが進むことになって、地球温暖化防止に逆行する恐れがあります。

「環境と経済の両立」という基本的考え方に従い、わが国経済の活力を殺ぐような「地球温暖化対策税」の導入には、反対いたします。

環境目的の新税によって世界最高水準の省エネ技術を持つわが国産業の国際競争力の低下、産業空洞化を引き起こすことがあれば、エネルギー効率の低い海外での生産を増やすことにつながり、地球温暖化対策という本来の目的に反した結果を生むこととなります。

東日本大震災を契機として日本のエネルギー政策全般の見直しが必要な中で、日本の強みをいかした低炭素型産業の技術開発支援を盛り込むなど、持続的な成長と環境対策の両立を指向した、総合的な政策の検討をしていただくよう要望いたします。

- ・ 「地球温暖化対策のための税」については、東日本大震災後の現下の厳しいエネルギー情勢を踏まえ、将来のエネルギー需給構造を検討する過程で、経済・雇用への影響の度合い等について十分精査し、国民の理解と納得を得るべくその結果について国民に示した上で、国民的な議論を十分に行うべきであり、拙速な導入には反対である。

「地球温暖化対策のための税」は、平成23年度税制改正大綱において、エネルギー起源CO2を2030年に1990年比▲30%程度、もしくはそれ以上の削減を見込んだエネルギー基本計画に鑑み、税制による地球温暖化対策の強化とエネルギー起源CO2排出抑制のための諸施策を実施していく観点から導入するとされた。

しかし、東日本大震災を契機として、現行のエネルギー基本計画について見直しの検討が開始される予定であり、同時に、中期削減目標の25%削減をはじめ、地球温暖化対策基本法についても抜本的な見直しが必要な状況にある。

これらの結論が得られていない中での化石燃料への更なる課税は、ただでさえ、足元の燃料価格が上昇傾向にあるなか、電気料金をはじめとしたエネルギーコストの上昇に拍車をかけ、結果として、震災復興、経済の立て直しへの足かせとなることから、その導入には、反対である。

## (2) 環境負担削減インセンティブの創設

### ①鉄道電力に対する特例措置の創設

- ・ 環境税導入にあたり、鉄道事業に利用される軽油と共に、電気についても免除・還付措置を求めるものがあります。

鉄道は、他の交通機関に比べクリーンな交通手段であり、主力電力である電気に対する環境税を免除することで、モーダルシフト等の物流の効率化の推進や公共交通機関の利用促進、ひいては環境負荷の少ない交通を実現することに資するものと考えられます。

### ②石油石炭税における「鉄鋼・コークスの製造に使用する石炭」の恒久免税化

#### 【理由】

- ・ 鉄鋼の製造に使用する石炭については、他の原料による代替が困難な上、諸外国でも鉄鋼製造用の原料炭に課税する例はない。

厳しい国際競争に晒されているわが国鉄鋼企業にとって、所得課税・資産課税での極めて不利な現況に加え、さらに鉄鋼製造用の石炭に課税となれば、日本鉄鋼業界のみならず、高機能鋼材を共同開発している多くの製造業の国際競争力や雇用にも大きな影響を与え、加えて炭素リーケージにより地球全体では排出増となり、地球規模での温暖化防止にも逆行することになることから、諸外国と同様、恒久的な免税措置が必要である。

また、コークスの製造に使用する石炭についても、他の原料による代替が困難な上諸外国でもコークス製造用の原料炭に課税する例はない。仮に、コークス製造用原料炭が課税されれば、コークス製造業者は、最大ユーザーである国内鉄鋼会社に課税による経費上昇分を転嫁せざるを得ず、これにより鉄鋼製造用の石炭に課税するのと同じことになる。従って、諸外国と同様、恒久的な免税措置が必要である。

### ③地球温暖化対策・環境改善関連の研究開発費への優遇税制の創設

### ④スマートグリッド環境整備に資する機器（太陽光発電機器、燃料電池、蓄電設備等）導入に対する特例措置の創設

- ・ 地球温暖化防止は全世界が取り組むべき喫緊の課題であることは衆目の一致するところであり、世界有数の環境・省エネルギー技術を持つわが国産業界としても、地球温暖化防止に向けた低炭素技術のさらなる推進は重要なテーマであり、また東日本大震災を契機として電力安定供給確保の問題も改めて注目されております。

地球温暖化防止と電力安定供給確保の両立の観点からも、省エネに資する重家電製品の普及、また温室効果ガス排出が少なく、かつ電力の効率的・安定的な供給と省エネ化を図れるスマートグリッド環境整備に資する機器（太陽光発電機器、燃料電池、蓄電設備等）導入について税制支援策を講じる等、税制のグリーン化を一層図っていただくことを要望いたします。

今後、持続可能な低炭素社会の実現に向け、税制全般を横断的に見直し、取り組むべき最先端分野の環境・省エネルギー技術に対する研究開発や設備投資を積極的に支援していくとともに、それらの技術を活かした製品の普及促進へのインセンティブを与えることで、電力安定供給確保による経済活性化と地球温暖化対策の両立が図れます。

### Ⅲ 自動車関連税制

#### (1) 自動車関連諸税の軽減

##### ①自動車重量税の廃止

###### 【理由】

- ・ 道路特定財源の一般財源化により、自動車重量税は「道路整備」を目的としていた課税根拠を喪失しており、旧暫定税率に留まらず税目そのものの廃止が必要である。また保有課税として自動車税と重複課税されており、簡素化に反していることから廃止すべきである。

##### ②自動車取得税の廃止

###### 【理由】

- ・ 道路特定財源の一般財源化により、自動車取得税は「道路整備」を目的としていた課税根拠を喪失しており、旧暫定税率に留まらず税目そのものの廃止が必要である。また自動車取得税は消費税と二重課税となっていて、簡素化に反していることから廃止すべきである。

##### ③天然ガス自動車に対する自動車重量税・自動車取得税・自動車税の特例措置の適用期限の延長

###### 【理由】

- ・ 排出ガス性能及び燃費性能に優れた自動車の普及を促すことにより、大気汚染問題や地球温暖化問題に対応する。  
また、天然ガス自動車の普及により運輸部門におけるエネルギーの多様化を図り、エネルギーセキュリティ向上に資することができる。

#### (2) 先進環境対応車普及インセンティブの創設

###### 【理由】

- ・ 政府目標である「2020年に先進環境対応車の80%普及」を達成するためには、自動車取得税・重量税の廃止後に残る自動車税・軽自動車税に対して、エコカー減税と同等規模のインセンティブが必要であり、現在措置されている自動車税のグリーン税制の大幅拡充等、何らかの支援措置が必要である。

## IV 納税環境の整備

### (1) 更正の請求期間の延長

#### 【理由】

- ・ 課税庁側の更正期間、除斥期間等に比し、納税者側のものは不均衡となっていることから、納税者の救済と課税の適正化のバランスを早期実現されたい。
- ・ 平成23年度税制改正法案に織り込まれていた納税環境の整備を図るため。又、納税者権利憲章が平成23年中に準備を進め、平成24年1月1日公表予定となっているが、納税者の意見を十分に取り込みながら進めていただきたい。
- ・ 更正の請求をすることができる期間を7年以内（現行1年以内）とすること。また、後発的理由による請求期間の特例については、1年以内（現行2ヶ月以内）とすること。納税者の権利確保の観点から、更正等の期間と整合させるべきである。
- ・ 現在1年間となっている「更正の請求」を、税額の更正可能期間である5年間に延長すること。

### (2) 電子申告・納税システム

#### ①電子帳簿保存の適用範囲拡大・要件緩和

#### 【理由】

- ・ 現行法制では、電子帳簿保存の適用範囲・要件が厳格すぎるため、適用できる企業は極めて少ない。電子帳簿保存を適用しやすくなるよう、企業の行動実態に則して、適用範囲の拡大・要件緩和を要望する。例えば適用対象の契約書・領収書等の金額上限（現行3万円）の撤廃もしくは引き上げ、文字の認識に関する要件（現行4pt）の緩和。
- ・ 現在の法令では加除訂正の履歴の確保やデータ作成の規定が厳しすぎ、法令遵守に多大な負担がかかります。紙による保管やマイクロフィルムによる保管の際には求められていない案件を、電子帳簿の場合だけ求めるのは均衡を失っており、法令の見直しが必要だと考えます。
- ・ 電子申告にあたっては、代表者・経理責任者の電子署名による証明が必要となる。だが、電子署名の取得は通常1～2週間を要し、代表者等の交替時には申告期限に間に合わず紙申告となるケースが発生している。上記を踏まえ、旧代表者等の電子署名を一定期間有効とする等の措置が必要と考える。
- ・ 国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存については、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下、電子帳簿保存法）及び同法施行規則において、カラーสキャン、所管税務署長の承認、タイムスタンプ、「認定認証事業者」による電子署名等、他の法令に比較して厳しい要件が課されており、タイムスタンプ、電子署名にかかるコストが大きいものとなっています。

また、ある法令により電磁的記録による保存が認められている書類が国税関係帳簿書類にも該当する場合、結果として電子帳簿保存法上の電磁的記録による保存の要件を満たさなければならず、文書の電磁的記録による保存が阻害される要因となっています。例えば、保険業法で保存義務が課せられている申込書、請求書等の書類が法人税法で保存義務が課せられている国税関係帳簿書類にも該当する場合、電磁的記録による保存を行うためには保険業法上の保存要件を満たすだけでなく、電子帳簿保存法上の保存要件をも満たす必要があります。一般的に電子帳簿保存法上の保存要件は厳格であり、保険業法上の保存要件を満たすことができたとしても、電子帳簿保存法上の保存要件を満たすことができず、結果として、法人税法で定められた7年間の保存期間は書類での保管とせざるを得ず、書類の保管コストが大きくなっています。

カラースキャン、タイムスタンプ及び電子署名の代替措置として、経済産業省の文書の電磁的保存等に関する検討委員会報告書（以下、「e文書法ガイドライン」）や他の主務省令で規定する電磁的記録の保存要件及び電子帳簿保存法施行規則第8条の電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件における電子署名、タイムスタンプの代替措置を満たすことで、電磁的記録の公証力を担保できると考えられることから、電子帳簿保存法及び同法施行規則において、国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存要件からカラースキャン、タイムスタンプ、「認定認証事業者」による電子署名の要件を除き、「e文書法ガイドライン」に記載された

見読性、完全性、機密性、検索性の要件を満たす他の方法による保存についても認められることを要望します。

#### ②電子申告クライアントソフトの機能向上

- ・ 国税庁の配布するe-Taxクライアントソフトは使い勝手が悪く、電子申告にかなりの稼働・時間を要する状況であることから、ソフトの機能向上が必要と考える。

#### ③市町村自治体の統一的な電子申告・納税制度の導入

##### 【理 由】

- ・ 地方税における電子申告・納付制度については、現在、都道府県と一部の市町村のみの対応となっており、その他自治体の導入が遅れている。

このため、電子・書面が混在し、企業側に制度導入のメリットが無い状況である。上記を踏まえ、自治体への導入義務付け、及びシステムの民間共同委託等による導入コスト低減等を通じ、全自治体の統一的な制度導入を実現すべきと考える。統一的導入までの期間は、企業の本店所在地における一元的な申告・納税を許容する制度を導入すべきと考える。

#### ④法人のe-Tax導入に対して、インセンティブ（一定額の税額控除など）を与えるべき

##### 【理 由】

- ・ 納税者の所得や資産の実態を把握し易くなり、適切な納税を促進する。

#### ⑤e-Tax導入の効果の検証及び今後の活用計画の明確化

##### 【理 由】

- ・ 納税及び徴税手続の簡素化

<注>本件については、ここ数年来各業界団体より要望がされているが、見直しする計画はないのか？

### (3) 税務調査の効率化

##### 【理 由】

- ・ 税務調査においては当局・企業双方に大きな負担がかかっていることから、調査内容が過度とならないように以下を要望する。
  - ・ 取引のリスクや金額を勘案した効率的な調査を行うこと
  - ・ 調査対象・対象書類を明確にし、当局・企業双方の負担軽減を考慮に入れること
  - ・ 効率化を通じ調査期間の短縮を図ること

### (4) 重加算税の課税要件の明確化

##### 【理 由】

- ・ 課税の予測可能性の確保のため、重加算税が課される仮装隠ぺい行為の課税要件につき、現行の「法人税の重加算税の取扱いについて（事務運営指針）」をより明確化する形で法令にて明確化すること。

### (5) 納税者番号制度の導入

#### ①納税者番号制度の導入

##### 【理 由】

- ・ 納税者の所得や資産の実態を把握し易くなり、適切な納税を促進する。
- ・ 税制抜本改革の実現のためには、その執行の基盤として、番号制度の導入が不可欠である。  
「社会保障・税に係る共通番号制度」については、社会保障制度の見直しと併せて検討を進め、今秋以降

可能な限り早期に国会への法案提出を目指すこととされており、個人情報管理等にも配慮しながら、着実に推進していく必要がある。

税負担の公平性の確保、税務行政の効率化、高度化の推進のためにも、納税と社会保障の一元的管理を推進し、国民と企業が着実に義務を果たしつつ、公正に公的サービスを受けるための基盤として、番号制度を早期に導入・整備が求められる。

- ②金融商品取引業者等が「番号」に基づき本人確認を行う仕組みを構築し、顧客の本人確認書類の提示義務を免除すること

**【理由】**

- ・ 現行、法定果実や譲渡対価の支払又は口座開設時に、顧客は、金融商品取引業者等に住所・氏名等の告知及び本人確認書類の提示を行うこととされていますが、運転免許証のコピーや住民票の写しの徴求などのペーパーワーク及び郵送等の手続が生じます。これを、社会保障・税に関わる番号制度導入後の「番号」を利活用することにより、顧客及び金融商品取引業者双方の事務負担等を軽減できることが見込まれます。

昨年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」(30頁)においても「～IT立国・日本～」(情報通信技術の利活用による国民生活向上・国際競争力強化)のなかで「個人情報保護、セキュリティ強化などの対策を進めて国民の安心を確保しつつ、情報通信技術を使いこなせる人材の育成などを強化して情報通信技術の利活用を徹底的に進め、国民生活の利便性の向上、情報通信技術に係る分野の生産性の伸び三倍增、生産コストの低減による国際競争力の強化、新産業の創出に結びつける。(中略)・・・、事業活動の効率化、海外との取引拡大、チャレンジの就労推進等の観点からも情報通信技術の利活用を推進する。あわせて、情報通信技術利活用を促進するための規制・制度の見直しを行う。」とされており、国家の政策目的にも適うものと考えられます。

- ③日本版ISAの導入は、社会保障・税に関わる番号制度の開始以後とし、顧客から告知を受けた「番号」を日本版ISAの重複確認手続において利用するなど、「番号」により日本版ISAに係る非課税口座の開設手続を簡素化すること

(注) 社会保障・税に関わる番号制度の導入に当たっては、投資者及び金融商品取引業者の負担を過大なものとせず、実務面に配慮した準備期間を設けること

**【理由】**

- ・ 現行税法では、非課税口座を開設するためには、多くのペーパーワークが発生し、また、顧客、金融商品取引業者等及び税務署の間の情報のやり取りが多いため、顧客が、非課税口座において迅速かつ円滑に取引を開始することが困難な状態となっています。

また、平成26年1月から導入予定の非課税口座について、金融商品取引業者等は、いわゆる「ISA番号」(租税特別措置法施行規則第18条の15の2第3項第3号に規定する「整理番号」をいう。)の管理が強いられることとされています。

他方、政府・与党社会保障改革検討本部においては、社会保障・税に関わる番号制度の検討が進められており、税務分野では平成27年1月からの利用が予定されています。

以上のとおり、金融商品取引業者等では2つの異なる番号を管理することが求められることとなりますが、合理的かつ効率的な番号や口座管理を目指す観点からは平成27年1月からの利用が予定されている「番号」に管理を一本化すべきと考えられます。

また、平成27年1月からの利用が予定されている「番号」を非課税口座の開設手続や重複口座の開設防止等に利用すれば、投資者にとっても迅速かつ円滑に非課税口座の利用を行うことが期待できます。

- ④「番号」を告知した顧客が行う金融商品取引に関し、金融商品取引業者等から税務当局に対し「番号」を記載した支払調書及び特定口座年間取引報告書等が提出されることに鑑み、確定申告に際し、特定口座年間取引報告書等の書類の添付を不要とする等、納税者や金融商品取引業者等の手続的な負担を軽減する措置を講じること

具体的には、「番号」を告知した顧客が行う金融商品取引について、金融商品取引業者等は当該顧客の

「番号」を記載した支払調書及び特定口座年間取引報告書等を提出することになると考えられるが、当該顧客が確定申告を行う場合、支払通知書及び特定口座年間取引報告書の添付は不要としていただきたい。

また、金融商品取引業者等にとっては、当該顧客に対し、契約締結時交付書面等の金融商品取引法等に基づく通知を行っていることを受け、支払通知書及び特定口座年間取引報告書等の交付は不要としていただきたい。

**【理 由】**

- ・ 「番号」を記載した支払調書及び特定口座年間取引報告書等が税務署に提出されることにより、税務署では情報を的確に入手することができるため、改めて投資者から同様の帳票等を提出することは不要と考えられます。また、金融商品取引業者等は金融商品取引法等に基づき顧客に対し取引帳票等を交付していることから、重畳的な帳票等の交付は不要と考えられるためです。

⑤社会保障・税に関わる番号制度については、金融機関の実務負担等に配慮した制度設計・導入スケジュールとすること

**【理 由】**

社会保障・税に関わる番号制度は、平成22年から導入に向けた検討が開始され、「社会保障・税番号要綱」、「社会保障・税番号大綱」の取りまとめを経て、今後、社会保障および税分野等における利用について具体的な検討が行われるとされている。

社会保障・税に関わる番号制度は、税分野における番号の利用だけでなく、金融機関利用者と金融機関との双方の利便性向上に資する民間における幅広い活用が期待される。しかし、番号制度の導入に当たっては、行政・民間の双方において相当規模の負担・コストが発生することが想定される。したがって、税分野における番号利用を含む具体的な制度設計や実務の詳細な検討においては、関係者との事前協議を行い、十分な準備期間の設定を含め、金融機関が実務面でも対応可能な制度設計とすることを要望する。